

建 築 工 事 特 記 仕 様 書										2026年10月1日改定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
章	項 目		特 記 事 項						備 考		章	項 目		特 記 事 項						備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1	1節 共通事項		1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 4) “ ” 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 5) “ ” 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 6) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 7) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 8) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 9) “ ” 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工事事質管理要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(建築工事編)に対応している。 * 公共建築工事標準仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th colspan="4">工 事 区 分</th><th rowspan="2">備 考</th><th colspan="2">項 目</th><th colspan="4">工 事 区 分</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>建築</th><th>電気</th><th>管</th><th>空調</th><th>浄化槽</th><th>建築</th><th>電気</th><th>管</th><th>空調</th><th>浄化槽</th></tr><tr><td colspan="2">設備スリーブ箱入</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td colspan="2">水槽・その他マンホール</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">同上構造体補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">厨房機器接続</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">“ 防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">化粧棚及び鏡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">天井・壁埋込器具切込補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天井下地共</td><td colspan="2">実験台設備接続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">設備機器基礎・防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>防水処理又は配管</td><td colspan="2">ワイランド用受台</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">設備機器用アンカー・ボルト</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>機器類に伴うもの</td><td colspan="2">防煙シャッター、同用煙感知器、</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(外部)空気取入・換気ガラリ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">防火戸自開装置及び</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">(内部)空気取入・換気ガラリ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">各間の配線</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">換気扇取付枠</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">同上壁までの電源送り</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">建物内外配線配管ビット蓋</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">排煙口開放装置</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td></tr><tr><td colspan="2">建物内排水溝</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">排煙口手動開放装置</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">たて樋接続用横引き</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">消火栓組込発信器類及び取付</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">発電機用 冷却用給水排水</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>減圧水槽以降</td><td colspan="2">不燃性ガス消火設備への電源送り</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">“ 燃料用油配管</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料小出槽以降</td><td colspan="2">同上制御盤及び制御配線</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">“ 通気管</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">電動黒板・電動バリマスク</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">“ オイルタンク</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">への電源送り</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">動力制御盤及び配線</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">受水槽・高架水槽基礎</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">自動制御盤及び配線</td><td></td><td></td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td colspan="2">“ “ 梁台</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">自動制御盤への電源送り</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天井・壁改め口</td><td colspan="2"></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">ファンコイルへの電源送り</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>床・改め口</td><td colspan="2"></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">液面電極体リレー及び配線</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>汚水枳</td><td colspan="2"></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td>汚水処理槽流入側</td></tr><tr><td colspan="2">床排水金物</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>枳入口汚水枳を除く</td></tr><tr><td colspan="2">流し台排水金物</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>雑排水枳</td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2">“ 設備接続</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td>雨水枳</td><td colspan="2"></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>						項 目		工 事 区 分				備 考	項 目		工 事 区 分				備 考	建築	電気	管	空調	浄化槽	建築	電気	管	空調	浄化槽	設備スリーブ箱入			※	※	※	※		水槽・その他マンホール		※					同上構造体補強		※						厨房機器接続			※	※			“ 防水処理		※						化粧棚及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強		※					天井下地共	実験台設備接続							設備機器基礎・防水処理		※					防水処理又は配管	ワイランド用受台		※					設備機器用アンカー・ボルト			※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、			※				(外部)空気取入・換気ガラリ		※						防火戸自開装置及び							(内部)空気取入・換気ガラリ		※						各間の配線							換気扇取付枠		※						同上壁までの電源送り			※				建物内外配線配管ビット蓋		※						排煙口開放装置					※		建物内排水溝		※						排煙口手動開放装置		※					たて樋接続用横引き		※						消火栓組込発信器類及び取付			※				発電機用 冷却用給水排水			※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※	※				“ 燃料用油配管		※					燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線				※			“ 通気管		※						電動黒板・電動バリマスク			※				“ オイルタンク		※						への電源送り							動力制御盤及び配線		※						受水槽・高架水槽基礎		※					自動制御盤及び配線				※	※			“ “ 梁台				※			自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口			※					ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口			※					液面電極体リレー及び配線		※					汚水枳				※			汚水処理槽流入側	床排水金物				※										枳入口汚水枳を除く	流し台排水金物		※					雑排水枳					※			“ 設備接続				※			雨水枳			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	項 目								工 事 区 分				備 考	項 目		工 事 区 分				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	建築	電気							管	空調	浄化槽	建築		電気	管	空調	浄化槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	設備スリーブ箱入									※	※	※	※		水槽・その他マンホール		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	同上構造体補強								※						厨房機器接続			※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	“ 防水処理								※						化粧棚及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	天井・壁埋込器具切込補強								※					天井下地共	実験台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
	設備機器基礎・防水処理								※					防水処理又は配管	ワイランド用受台		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
	設備機器用アンカー・ボルト									※	※	※	※	機器類に伴うもの	防煙シャッター、同用煙感知器、			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	(外部)空気取入・換気ガラリ								※						防火戸自開装置及び																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
(内部)空気取入・換気ガラリ		※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
換気扇取付枠		※						同上壁までの電源送り			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
建物内外配線配管ビット蓋		※						排煙口開放装置					※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
建物内排水溝		※						排煙口手動開放装置		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
たて樋接続用横引き		※						消火栓組込発信器類及び取付			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
発電機用 冷却用給水排水			※				減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
“ 燃料用油配管		※					燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
“ 通気管		※						電動黒板・電動バリマスク			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
“ オイルタンク		※						への電源送り																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
動力制御盤及び配線		※						受水槽・高架水槽基礎		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
自動制御盤及び配線				※	※			“ “ 梁台				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
液面電極体リレー及び配線		※					汚水枳				※			汚水処理槽流入側																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
床排水金物				※										枳入口汚水枳を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
流し台排水金物		※					雑排水枳					※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
“ 設備接続				※			雨水枳			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									

項 目		特 記 事 項		備 考	章	項 目		特 記 事 項		備 考																																																					
1	4節 材 料				あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課Webページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/	1	* 事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。																																																							
	1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																																																													
	1.4.2 材料の品質等	1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 2. 本工事において愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。 * 県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 ・ ・ ・ * 使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。)が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。 * 受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図ー1)が明記された出荷伝票等により行う。 * 受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.ai-ninshoukikou.net)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図ー1 この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. ○ー○○○																																																													
	*再生資源の利用の指定	3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない ・ 指定しない</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。					施 工 場 所	品 目	規 格		再生原料等の指定				・ 指定しない ・ 指定しない																																																
	施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定																																																											
				・ 指定しない ・ 指定しない																																																											
	*再生資源の利用の報告																																																														
	5節 施 工																																																														
	1.5.2 技能士	* ※ 適用する ・ 適用しない <table><tr><th>適用職種</th><th>標準仕様書</th><th>工事種別</th><th>標準仕様書</th><th>工事の細分</th><th>資格(技能検定における選択作業)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>※</td><td>鉄筋工事</td><td>加工及び組立て</td><td></td><td></td><td>1級鉄筋施工技能士</td><td>適用工事は下記による</td></tr><tr><td>※</td><td>コンクリート工事</td><td>型枠</td><td></td><td></td><td>1級型枠施工技能士</td><td>※延べ5,000㎡</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>床コンクリートにて仕上げ</td><td></td><td></td><td>1級左官技能士</td><td>以上の工事</td></tr><tr><td>※</td><td>防水工事</td><td>アスファルト防水</td><td></td><td></td><td>1級防水施工技能士</td><td>・その他特に必要と認められる工事</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>シート防水</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>塗膜防水</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>シーリング</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table> * その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別() * 見本施工 ※ 行わない ・ 行う() * 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 * 測定時期 () * 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン ・ パラジクロロベンゼン ・ () * 測定方法 ※ バッピン型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・ () * 測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/) (/) (/)					適用職種	標準仕様書	工事種別		標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備 考	※	鉄筋工事	加工及び組立て			1級鉄筋施工技能士	適用工事は下記による	※	コンクリート工事	型枠			1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡	※		床コンクリートにて仕上げ			1級左官技能士	以上の工事	※	防水工事	アスファルト防水			1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事	※		シート防水					※		塗膜防水					※		シーリング				
	適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書			工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備 考																																																						
※	鉄筋工事	加工及び組立て			1級鉄筋施工技能士	適用工事は下記による																																																									
※	コンクリート工事	型枠			1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡																																																									
※		床コンクリートにて仕上げ			1級左官技能士	以上の工事																																																									
※	防水工事	アスファルト防水			1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事																																																									
※		シート防水																																																													
※		塗膜防水																																																													
※		シーリング																																																													
1.5.5 施工の検査等																																																															
1.5.10 化学物質の濃度測定																																																															
各	6節 工事検査及び技術検査																																																														
	1.6.2 技術検査	* 中間技術検査 ・ 行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)																																																													
	7節 完成図等																																																														
	1.7.1 完成時の提出図書	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原因(施工図を除く) 1部(1.7.2により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部																																																													
	1.7.2 完成図	* 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの CADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) CADデータ ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない サイズ ※ 設計原図と同じ ・ () * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用ホリエステルサント和紙同等品 ・ トレーシングペーパー * 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・ ()																																																													
	その他																																																														
	* 光熱水費	* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。																																																													
	* 現場代理人等	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanoseninn.html)																																																													
	* 火災保険等加入方法等	* 建築工事又は建設工事の保険の種類は、建設工事保険とする。期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。) 保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。																																																													
	* 法定外の労災保険	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。																																																													
章	2 2.2.4 足場等	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について「(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長基発1226第2号)」に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり専用足場方式により行う。																																																													
	設計事務所名		年度	工事名称	図面番号																																																										
	建築士登録番号		縮尺																																																												
	建築士氏名		建築工事特記仕様書 2/11																																																												
	検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課																																																											
	○年○月																																																														

章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考
3節 仮設物	2.3.1 監督職員事務所等	* 屋根面からの墜落事故防止対策として必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。		4節 砂利、砂及び捨コンクリート地業等	4.5.5 アースドリル工法、リバース工法及びオールケーシング工法	* 支持層 位置 ※図示による ・() 土質 ※図示による ・() * 杭の根入れ深さ () * 孔壁の超音波測定器による確認 ・行う ・行わない * 水平方向の位置ずれの精度 ・() ・図示による	
	* 監督職員事務所等の備品	* 監督職員事務所 ・設ける ()m程度 ※ 設けない (床) 合板張り又はビニル床シート張り (内壁・天井) 合板又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルションペイント塗り (屋根) 塗装溶融亜鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 * 標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 * 選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機			4.5.6 場所打ち鋼管コンクリート杭工法及び拡底杭工法	* 支持層 位置 ※図示による ・() 土質 ※図示による ・() * 試験杭の位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ・()本 寸法 ※ 図示による ・() * 杭の根入れ深さ () * 水平方向の位置ずれの精度 ・() ・図示による * 孔壁の超音波測定器による確認 ・行う ・行わない	
	* 受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所 * 建設工事名称板及び建設現場標識の設置	* 受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 材料置場 ※ 構内 ・構外 その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 * 建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない ・他工事と共同設置 * 建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない * 工事PR看板 ・ 設置しない ・ 設置する (PR看板設置要領(建築局発注工事) https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 参照) * PR看板を設置する場合は、設置状況報告書を監督職員に提出する。			4.6.2 材料	* 砂利地業に使用する砂利 ・再生クラッシュラン ・切込砂利 ・切込碎石 ・() * 砂地業に使用する砂 ・山砂 ・川砂 ・砕砂 ・() * 捨てコンクリート地業に使用するコンクリートで表6.2.1以外を用いる場合 ・() ・図示による * 床下防湿層に使用する材料 ※ポリエチレンフィルム(厚さ0.15mm以上) ・() * 厚さ ・60mm ・()mm 範囲 ※ 図示による ・() * 捨コンクリート厚さ ・50mm ・()mm 範囲 ※ 図示による ・() * 強度 ・18N/mm ² ・()N/mm ² スランブ ・15cm ・18cm * 床下防湿層 ・適用しない ・適用する 範囲 ※ 図示による ・()	
2章 仮設工事		900以上 1,200以上		7節 地盤改良(深層混合処理工法)	4.7.2 材料	* 固化剤の種類 ・() ・図示による	
		工事名 ○○センター建築工事 ○○センター建設電気工事 ○○センター建設管工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発 注 者 愛知県建築局公共建築部公共建築課 工事監理者 ○○建築設計事務所 工事施工者 ○○建設株式会社 ○○電気設備株式会社 ○○機械設備株式会社	上1,000.1		4.7.3 工法	* 方式 ※機械攪拌方式 ・() * 改良体の設計基準強度 ・()N/mm ² 改良体長さ ※図示による ・() 改良率 ※図示による ・() 改良体幅 ※図示による ・() * 室内配合試験の対象とする地層 ※図示による ・() * 室内配合試験 一軸圧縮試験の供試体数(3本以上) ※図示による ・()本 * 試験施工 ※行わない ・行う * 改良工事完了後の試験 一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ※図示による ・() 六価クロム溶出試験 ・行う ・行わない	
		建設工事名称板(例)	建設現場標識(例)		8節 地盤改良(浅層混合処理工法)	* 固化剤の種類 ・() ・図示による	
3章 土工事	2節 根切及び埋戻し			5章 鉄筋	4.8.2 材料	* 方式 ※原位置混合方式 ・()	
	3.2.3 埋戻し及び盛土	* 埋戻し及び盛土 種別 ・() ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 工法 ・水締め ・機器による締固め	[表3.2.1]		4.8.3 工法	* 改良体の設計基準強度 ・()N/mm ² 改良対象土 ※図示による ・() 改良範囲 ※図示による ・() 改良厚さ ※図示による ・() * 室内配合試験の対象とする地層 ※図示による ・() * 室内配合試験 一軸圧縮試験の供試体数(3本以上) ※図示による ・()本 * 改良工事完了後の試験 一軸圧縮試験の検査対象、コア採取方法、供試体数、検査方法 ※図示による ・() 六価クロム溶出試験 ・行う ・行わない	
	3.2.5 建設発生土の処理	* 建設発生土の利用指定 ・無 ・有 ()からの建設発生土を利用するものとする。 * 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。			5.2.1 鉄 筋	* 鉄筋 ※ JIS G 3112(鉄筋コンクリート用棒鋼) ・ 建築基準法第37条の規定に基づき認定を受けたせん断補強筋 ・図示による	
4章 地業	2節 試験及び報告書				5.2.2 溶接金網	* 種類の記号 ・SR235 ・SR295 ・SD295 ・SD345 ・SD390 ・図示による [表5.2.1] * 鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 ※図示による ・()	
	4.2.1 一般事項	* この節に示す試験によらない試験 ※ 行わない ・行う()		3節 加工及び組立	5.3.2 加工	* 90° 未満の折曲げの内法直径 ()	
	4.2.2 試験杭	* 位置 ※ 図示による 本数 ※ 図示による ・()本 寸法 ※図示による ・()			5.3.4 継手及び定着	* 種類 ※図示による ・ 重ね継手 ・ ガス圧継手 ・ 機械式継手 ・ 溶接継手 * 継手位置 ※ 図示による * 柱及び梁の主筋の鉄筋の重ね継手長さ ※ 図示による ・() 耐力壁の鉄筋の重ね継手長さ ※40d(軽量コンクリートの場合50d)又は表5.3.2の重ね継手の長さのうちいずれか大きい値 ・図示による ・() * 柱及び梁の主筋のうち、隣り合う継手を同一か所に設ける場合(先組み工法等) ※図示による ・() * 鉄筋定着工法及び長さ ※表5.3.4による ・図示による ・() * 定着長さを確保できない場合の折曲げ定着の方法 ※5.3.4(5)(イ)による ・図示による ・() * 機械式定着工法 ・適用しない ・適用する(適用箇所() 種類() ・図示による)	
5章 地業	4.2.3 杭の載荷試験	* 杭の載荷試験 ・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験 ・行わない 試験杭の位置 ※図示による 本数 ※ 図示による ・()本 載荷荷重 ※図示による ・() 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 ()			5.3.5 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔	* 鉄筋及び溶接金網の最小かぶり厚さ ※表5.3.6による ・図示による ・()	
	4.2.4 地盤の載荷試験	* 地盤の載荷試験 ・平板載荷試験 ・行わない 試験位置 ※ 図示による 載荷荷重 ※図示による ・() 4.2.5(1)以外の報告書の記載事項 ()		4節 ガス圧接	5.3.7 各部配筋	* 基礎及び基礎梁の配筋(直接基礎、基礎接合部の補強、基礎梁主筋の継手、定着及び余長、基礎梁のあばら筋 等) ・各部配筋参考図による ・図示による * 柱の配筋(主筋の継手、定着及び余長、帯筋組立の形及び割付け、打増し補強 等) ・各部配筋参考図による ・図示による * 梁の配筋(大梁主筋の継手、定着及び余長、あばら筋の組立の形及び割付け等(小梁、片持ち梁、基礎梁含む)、打増し補強、小梁主筋の継手、定着及び余長、片持梁主筋の定着及び余長 等) ・各部配筋参考図による ・図示による * 壁及びその他の配筋(壁の配筋基準、壁の継手及び定着、壁の交差部及び端部、壁の開口部補強、壁の打増補強、パラペット等) ・各部配筋参考図による ・図示による * スラブの配筋(基準配筋、スラブ筋の定着及び受け筋、片持ちスラブの基準配筋、片持ちスラブの先端に壁が付く場合、開口部補強、出隅部及び入隅部の補強、打継ぎ補強配筋等、段差のあるスラブの補強) ・各部配筋参考図による ・図示による * 階段の配筋(片持ちスラブ形階段の基準配筋、二辺固定スラブ形階段の基準配筋) ・各部配筋参考図による ・図示による * 梁貫通孔及びその他の配筋(梁貫通孔の配筋、梁貫通孔の補強形式、コンクリートロック帳壁との取合い) ・各部配筋参考図による ・図示による	
	3節 既製コンクリート杭地業	* 工法 ・セメントミルク工法 ・特定埋込杭工法			5.4.10 圧接完了後の圧接部の試験	* 試験方法 ※ 超音波探傷試験 ・引張試験 * 引張試験の方法等 ・図示による ・()	
6章 鋼杭地業	4.3.1 一般事項	* 杭の種類、性能、曲げ強度等による区分等 ※ 図示による ・()		5節 機械式継手	5.5.3 工 法	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※図示による ・()	
	4.3.3 材 料	* 杭の寸法、継ぎ手の箇所数、杭先端部の形状 ※ 図示による ・()			5.5.5 施工完了後の継手部の試験	* 外観試験の試験項目及び合否判定 ※種類に応じて表5.5.1から表5.5.3までによる ・() * 超音波測定試験 ・適用する(試験対象:) ・適用しない	
	4.3.4 セメントミルク工法	* 支持層 位置 ※図示による ・() 土質 ※図示による ・() * 本杭の掘削深さ ※ 図示による ・() 杭の支持層への根入れ深さ ※ 図示による ・() * 水平方向の位置ずれ寸法 ・図示による ・() * 根固め液及び杭周固定液の管理試験 試験の回数 ※ 表4.3.1による ・() 1回の試験の供試体の数 ※ 3個 ・() 供試体の採取 ※ 4.3.4(6)(コ)による ・() 供試体の作製 ※ 4.3.4(6)(ク)による ・() 供試体の養生方法 ※ 6.9.3(1)(ア)による ・() 強度試験 ※ JIS A 1108による ・() 根固め液及び杭周固定液の圧縮強度の判定 ※表4.3.2による ・()			5.5.6 不合格となった場合の措置	* 外観試験の結果不合格となった場合の措置 ※5.5.6(1)による ・() * 超音波測定試験の結果不合格となった継手部への措置 ※図示による ・()	
7章 場所打ちコンクリート杭地業	4.3.5 特定埋込杭工法	* 支持層 位置 ※図示による ・() 土質 ※図示による ・()		4節 ガス圧接	5.5.3 工 法	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※図示による ・()	
	4.3.6 継 手	* 杭の継手の工法 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手			5.5.5 施工完了後の継手部の試験	* 外観試験の試験項目及び合否判定 ※種類に応じて表5.5.1から表5.5.3までによる ・() * 超音波測定試験 ・適用する(試験対象:) ・適用しない	
	4.3.8 杭頭の処理等	* 杭頭処理の方法(切断する場合) ・ 外圧方式 ・ ダイヤモンドカッター方式 ・()			5.5.6 不合格となった場合の措置	* 外観試験の結果不合格となった場合の措置 ※5.5.6(1)による ・() * 超音波測定試験の結果不合格となった継手部への措置 ※図示による ・()	
8章 鋼杭地業	4.4.3 鋼杭の材料	* 鋼杭の材料 ・() ・図示による		5節 機械式継手	5.5.3 工 法	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※図示による ・()	
	4.4.4 工 法	* 支持層 位置 ※図示による ・() 土質 ※図示による ・()			5.5.5 施工完了後の継手部の試験	* 外観試験の試験項目及び合否判定 ※種類に応じて表5.5.1から表5.5.3までによる ・() * 超音波測定試験 ・適用する(試験対象:) ・適用しない	
	4.4.5 継 手	* 継手の工法 ・ 溶接継手 ・ 機械式継手 ・()			5.5.6 不合格となった場合の措置	* 外観試験の結果不合格となった場合の措置 ※5.5.6(1)による ・() * 超音波測定試験の結果不合格となった継手部への措置 ※図示による ・()	
9章 場所打ちコンクリート杭地業	4.4.6 杭頭の処理等	* 杭頭処理の方法(切断する場合) ・ ガス切断 ・()		5節 機械式継手	5.5.3 工 法	* 適用箇所、性能、種類、鉄筋相互のあき ※図示による ・()	
	4.5.1 一般事項	* アースドリル工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・場所打ち鋼管コンクリート杭工法 ・拡底杭工法			5.5.5 施工完了後の継手部の試験	* 外観試験の試験項目及び合否判定 ※種類に応じて表5.5.1から表5.5.3までによる ・() * 超音波測定試験 ・適用する(試験対象:) ・適用しない	
	4.5.4 材料その他	* 鉄 筋 帯筋の加工及び組立 ※図示による ・() 鉄筋の最小かぶり厚さ ※図示による ・()mm ・100mm 鉄筋かごの補強 ※図示による ・() 節ごとの継手 ※重ね継手 ・図示による ・() * コンクリート セメント ※ 高炉セメントB種 ・() ・図示による " 設計基準強度 ・()N/mm ² ・図示による " 種別 ・A種 ・B種 スランブ ※21cm ・() * 構造体強度補正值(S) ※3N/mm ² ・()N/mm ² * 鋼管部分の材料 ()			5.5.6 不合格となった場合の措置	* 外観試験の結果不合格となった場合の措置 ※5.5.6(1)による ・() * 超音波測定試験の結果不合格となった継手部への措置 ※図示による ・()	
設計事務所名				年度		工事名称	
建築士登録番号				縮尺		建築工事特記仕様書 3/11	
建築士氏名				図面番号			
検 図				製 図		設 計	
				○年○月		愛知県建築局公共建築部公共建築課	

項 目		特 記 事 項		備 考
6章	6節 溶接継手			
	5.6.3 工 法	*適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※図示による ・()		
	2節 コンクリートの種類及び品質			
	6.2.1 コンクリートの種類	*表6.2.1による類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・図示による *気乾単位容積質量による種類 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート *大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号) ()		
	6.2.2 コンクリートの強度	*設計基準強度(F_c) ・普通コンクリート() N/mm^2 ・軽量コンクリート() N/mm^2 ※ 図示による (設計基準強度の基準値 普通コンクリートにおいては、 $36N/mm^2$ 以下、軽量コンクリートにおいては $27N/mm^2$ 以下)		
	6.2.4 ワークability及びスランプ	*コンクリートの荷卸し地点におけるスランプ ※表6.2.2による ・() ・図示による		
	6.2.5 構造体コンクリートの仕上り	*合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・A種 ※ B種 ・C種 ・図示による [表6.2.4] *コンクリートの仕上がりの平たんさの種類別 ・a種 ※ b種 ・c種 ・図示による [表6.2.5]		
	3節 コンクリートの材料及び調合			
	6.3.1 コンクリートの材料	*セメント ※ 普通ポルトランドセメント ・高炉セメント(A種) ・シリカセメント(A種) ・フライアッシュセメント(A種) ・エコセメント *適用箇所 高炉セメントB種() フライアッシュセメントB種() ・図示による *骨材 フェロニッケルスラグ骨材 ・使用する ※ 使用しない 銅スラグ細骨材 ・使用する ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材 ・使用する ※ 使用しない 再生骨材H(エコセメント使用時) ・使用する ※ 使用しない *砕石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂のアルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・B *混和剤 種類(塩化物イオン区分Ⅰ種) ・図示による ・ AE剤 ・ AE減水剤 ・ 高性能AE減水剤 ・() 混和材 種類 ・フライアッシュ(Ⅰ種) ・フライアッシュ(Ⅱ種) ・フライアッシュ(Ⅳ種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張材 ・図示による		
	6.3.2 コンクリートの調合	*構造体強度補正值(S) ・図示による ※表6.3.2による *6.3.2(f)(f)①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※図示による ・()		
7章	4節 工場の選定・製造・運搬			
	6.4.1 レコン工場の選定	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき 国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「適マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) JISマーク表示認証製品を製造し、適マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたうえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。		
	5節 コンクリートの品質管理			
	6.5.4 塩化物量及びアルカリ総量	*アルカリ総量 3.0kg/m ³ 以下とする。		
	6節 工事現場内運搬・打込・締固め			
	6.6.3 打込み	*コンクリートの打込みは、監督職員の立会いを受ける。ただし、監督職員の指示により報告にかえることができる。		
	6.6.4 打継ぎ	*打継ぎの位置 梁及びスラブ ・図示による ※ そのスパンの中央又は端から1/4の付近 ・() 柱及び壁 ・図示による ※ スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・() *打継ぎ目地寸法 ※図示による ・()		
	8節 型 枠			
	6.8.1 型枠一般	*外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ・図示による * ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による ・()		
	6.8.2 材 料	* せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による * 合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ・図示による ・() * 断熱材を兼用した型枠材 ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない * MCR工法用シート ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない * 配管用等スリーブの材種及び規格等 ※図示による ・() * ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1)使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2)鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmするものとする。 3)コンクリートのスランプ スランプは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に直接当てないように注意する。 4)その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 * 普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()		
6.8.4 型枠存置期間・取外し				
8章	10節 軽量コンクリート			
	6.10.1 一般事項	*軽量コンクリートの適用箇所 ※図示による ・()		
	6.10.2 種類及び品質	*軽量コンクリートの種類 ・1種 ・2種 気乾単位容積質量 ()t/m ³ [表6.10.1] *スランプ ※21cm ・() ・図示による		
	11節 寒中コンクリート			
	6.11.1 一般事項	*適用期間 ※ JASS5による打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間 ・()		
	6.11.2 材料及び調合	*構造体強度補正值(S) ※6.11.2(3)(ア)による ・積算温度を基に定める		
	12節 暑中コンクリート			
	6.12.2 材料及び調合	*スランプ ・図示による ※21cm ・() *構造体強度補正值(S) ※表6.12.1による ・図示による ・()		
	13節 マスコンクリート			
	6.13.1 一般事項	*適用箇所 ※図示による ・()		
6.13.2 材料及び調合	*セメントの種類 ※図示による ・普通ポルトランドセメント ・中熱ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント *混和剤の種類 ・図示による ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・() *混和材の種類 ・図示による ・フライアッシュⅡ種 ・高炉スラグ微粉末3000 ・高炉スラグ微粉末4000 *スランプ ・図示による ※15cm ・() *構造体強度補正值(S) ※表6.13.1による ・図示による ・()			
9章	14節 無筋コンクリート			
	6.14.1 一般事項	*コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・図示による ・() *設計基準強度 ※18N/mm ² ・図示による ・() *スランプ ・15cm ・18cm ・() ・図示による *適用箇所 ※ 図示による ・() ・街きよ、縁石、側溝類及びこれらの基礎 ・間見石積みの基礎及び裏込め ・捨てコンクリート ・機械室等で用いる配管埋設用 ・防水層の保護 ・コンクリート舗装		
	15節 流動化コンクリート			
	6.15.1 一般事項	*流動化コンクリート ・適用する ・適用しない		
	6.15.2 材料及び調合	*空気量 ※4.5% ・図示による ・()		
	6節 高流動コンクリート			
	6.16.1 一般事項	*適用箇所 ※図示による ・()		
	6.16.2 材料及び調合	*スランプフロー ・()cm ・図示による *空気量 ※4.5% ・図示による ・() *単位粗骨材かさ容積 ※0.500m ³ /m ³ 以上 ・図示による ・()		
	1節 一般事項			
	7.1.3 鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、(株)日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 グレード ・ S ・ H ・ M ・ R * 施工管理技術者の配置 ※必要 ・不要		
7.1.4 鉄骨製作工場における施工管理技術者				
2節 材 料				
7.2.1 鋼 材	*鋼材の規格 ※ JIS規格品とする ・() *鋼材の種類、形状及び寸法 ※図示による ・() *種類 ※ 図示による ・トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・() *ねじの呼び ※図示による ・()			
7.2.2 高力ボルト	*ボルト及びナットの材料等 ※表7.2.3による ・図示による ・() *ねじの呼び ※図示による ・()			
7.2.3 普通ボルト	*構造用アンカーボルトの種類 ※図示による ・() *建方用アンカーボルトの種類 ※図示による ・() *ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による ・図示による ・()			
7.2.4 アンカーボルト	*溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の溶接材料 ※図示による ・() *種類、ねじの呼び等 ※図示による ・() 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図示による ・() 建築用ターンバックル胴 ※割枠式 ・図示による ・()			
7.2.5 溶接材料				
7.2.6 ターンバックル	*デッキプレートの材質、形状、寸法 ※図示による ・() *種類等 ※図示による ・() *無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 ※7.2.9(2)(ア)～(エ)による ・図示による ・() *板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験 ・行う ・行わない			
7.2.7 床構造用のデッキプレート				
7.2.8 スタッド				
7.2.9 柱底均しモルタル				
7.2.10 材料試験等				
10章	設計事務所名		年度 工事名称	図面番号
	建築士登録番号		建築工事特記仕様書 4/11 縮尺	
	建築士氏名			愛知県建築局公共建築部公共建築課
	検 図	製 図	設 計	
			○年○月	

章		項 目	特 記 事 項	備 考		
6 章	16節	高流動コンクリート				
	6.16.1	一般事項	* 適用箇所 ※図示による ・()			
	6.16.2	材料及び調合	* スランプフロー ・()cm ・図示による * 空気量 ※4.5% ・図示による ・() * 単位粗骨材かさ容積 ※0.500m ³ /m ³ 以上 ・図示による ・()			
7 章	1節	一般事項				
	7.1.3	鉄骨製作工場	* 建築基準法第77条の56に基づき国土交通大臣から性能評価機関として認可を受けた、㈱日本鉄骨評価センター又は(株)全国鉄骨評価機構の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める下記のグレードとして国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 グレード ・ S ・ H ・ M ・ R * 施工管理技術者の配置 ※必要 ・不要			
	7.1.4	鉄骨製作工場における施工管理技術者				
	2節	材 料				
	7.2.1	鋼 材	* 鋼材の規格 ※ JIS規格品とする ・() * 鋼材の種類、形状及び寸法 ※図示による ・() * 種類 ※ 図示による ・トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融亜鉛めっき高力ボルト ・() * ねじの呼び ※図示による ・()			
	7.2.2	高力ボルト				
	7.2.3	普通ボルト	* ボルト及びナットの材料等 ※表7.2.3による ・図示による ・() * ねじの呼び ※図示による ・()			
	7.2.4	アンカーボルト	* 構造用アンカーボルトの種類 ※図示による ・() * 建方用アンカーボルトの種類 ※図示による ・() * ボルト及びナットのねじの公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による ・図示による ・()			
	7.2.5	溶接材料	* 溶接棒等(表7.2.4)、シールドガス以外の溶接材料 ※図示による ・()			
	7.2.6	ターンバックル	* 種類、ねじの呼び等 ※図示による ・() 建築用ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ・図示による ・() 建築用ターンバックル胴 ※割枠式 ・図示による ・()			
	7.2.7	床構造用のデッキプレート	* デッキプレートの材質、形状、寸法 ※図示による ・()			
	7.2.8	スタッド	* 種類等 ※図示による ・()			
	7.2.9	柱底均しモルタル	* 無収縮モルタルとする場合の材料、調合等 ※7.2.9(2)(ア)～(エ)による ・図示による ・()			
	7.2.10	材料試験等	* 板厚方向に引張力を受ける鋼板のJIS G 0901による試験 ・行う ・行わない			
	3節	工作一般				
	7.3.2	工作図	* 高力ボルト、普通ボルト及びアンカーボルトの縁端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※図示による ・()			
	7.3.8	ボルト孔	* 母屋又は胴縁の取付けに使用する普通ボルトの孔径 ※ ねじの呼び径+1.0mm ・図示による ・()			
	7.3.10	仮 組	* 仮組 ・行う ※ 行わない			
	4節	高力ボルト接合				
	7.4.2	摩擦面の性能・処理	* すべり試験 ※実施しない ・実施する(試験の方法等:) ・図示による			
	7.4.7	締付け	* ナット回転法の場合で、JIS形高力ボルトのボルト長さがねじの呼びの5倍を超える場合の回転量 ※図示による ・()			
	6節	溶接接合				
	7.6.3	技能資格者	* 技量付加試験 ・行う ※ 行わない ・図示による			
	7.6.4	溶接の準備	* 開先の形状 ※図示による ・()			
	7.6.7	溶接施工	* エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ※図示による ・() 切断面の仕上げ ※グラインダー仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・図示による ・() * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図示による ・() スクラップの形状 ※図示による ・()			
	骨	7.6.12	溶接部の試験	* 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ・図示による ・() * 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・図示による ・() * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※ 行う ・行わない * 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL) ・レベルⅠ:2.5%以下 ※レベルⅡ:4.0%以下 検査水準 ・第1水準 ・第2水準 ・第3水準 ・第4水準 ・第5水準 ※ 第6水準		
	工	7節	スタッド溶接・床構造用のデッキプレートの溶接			
7.7.8	床構造用のデッキプレートの溶接	* デッキプレートと鉄骨部材の溶接方法 ※図示による ・()				
8節	錆止め塗装					
7.8.2	塗料の範囲	* 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ※図示による ・() 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※7.8.2(1)(ア)～(オ)以外の範囲 ・図示による ・() * SRC造の鋼製スリーブで鉄骨に溶接されたものの内面 ・図示による ※ 表18.3.1のAs種 ・() * 耐火被覆材が接着する面 ※図示による ・()				
7.8.4	塗料種別					
9節	耐火被覆					
7.9.2	耐火被覆の種類等	* 耐火被覆の種類 ※図示による ・耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け ・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料 ・() * 材料及び工法等 ※図示による ・() * 耐火被覆の耐火性能 ※図示による ・()				
7.9.3	耐火被覆の性能、品質等					
10節	工事現場施工					
7.10.3	アンカーボルトの設置等	* 構造用アンカーボルト 形状、寸法 ※図示による ・() 保持及び埋込み ・図示による ※適切な鋼製アンカーフレーム等を設置して固定 ・() * 建方用アンカーボルトの保持及び埋込み方法 ・A種 ・B種 [表7.10.1] * 柱底均しモルタル 厚さ ※図示による ・() 工法 ※ A種 ・B種 [表7.10.2]				
11節	軽量形鋼					
7.11.2	施 工	* ボルトの接合方法 ※図示による ・()				
12節	溶融亜鉛めっき工法					
7.12.5	溶融亜鉛めっき高力ボルト接合	* 摩擦面の処理方法等 ・プラスト処理 ・りん酸塩処理 ・() ・図示による				
8 章	2節	補強コンクリートブロック造				
	8.2.2	材 料	* ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ ※図示による ・()			
	8.2.3	モルタルの調合	* 調合 ※表8.2.1による ・()			
	8.2.5	鉄筋の加工及び組立	* 各部の配筋 ※ 図示による			
	8.2.7	ブロック積み等	* 目地仕上げ ・8.2.7(6)(ア)による ・8.2.7(6)(イ)による			
			設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
			建築士登録番号	建築工事特記仕様書 4/11 縮尺		
			建築士氏名			
			検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課
			○年○月			

章	項 目	特 記 事 項	備 考
8章 コンクリートブロック・ALC・押出成形セメント板工事	8.2.8 モルタル又はコンクリートの充填	* 充填するブロックの範囲 ※図示による ・()	
	3節 コンクリートブロック帳壁及び塀		
	8.3.2 材 料	*ブロックの種類、モジュール呼び寸法、正味厚さ ・() ※ 表8.3.1による *塀の化粧ブロックの適用 ・図示による ・()	
	8.3.3 モルタル及びコンクリートの調合	*モルタルの調合 ※ 8.2.3(ア)～(イ)による ・()	
	8.3.4 鉄筋の加工及び組立	*壁鉄筋の継手、定着及び末端部の折り曲げ形状 ※ 図示による *各部の配筋 ※ 図示による	
	4節 ALCパネル		
	8.4.2 材 料	* パネルの区分、単位荷重、厚さ、幅、長さ、耐火性能等 ※図示による ・() ・[区分() 単位荷重() 厚さ()mm 幅()mm 長さ()mm 耐火性能()]	
	8.4.3 外壁パネル構法	* パネル相互の接合部に挿入する耐火目地材 ※図示による ・() * 種別 ・ A種 ・ B種 [表8.4.2] * 耐風圧性能及び耐震性能 ※図示による ・() * パネル幅の最小限度 ※ 300mm ・ () * パネルの短辺小口相互の接合部の目地幅 ※ 10mm～20mm ・()mm * 出隅、入隅のパネル接合部並びにパネルと他部材との取合い部の目地幅 ※ 10mm～20mm ・()mm * (7)、(8)の伸縮調整目地への耐火目地材の充填 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による	[表8.4.2]
	8.4.4 間仕切壁パネル構法	* 種別 ・ C種 ・ D種 * 耐震性能 ※図示による ・()	[表8.4.3]
	5節 押出成形セメント板(ECP)		
9章 防水	8.5.2 材 料	* パネルの種類、形状、厚さ、幅 ※図示による ・() ・[種類() 形状() 厚さ()mm 幅()mm]	
	8.5.3 外壁パネル工法	* 種別 ・ A種 ・ B種 [表8.5.1] * 耐風圧性能及び耐震性能 ※図示による ・() * 耐火構造以外の目地及び隙間の処理 ※ パネル製造所の仕様による ・() * パネル幅(300mm未満の場合) ・()mm * パネル相互の目地幅 [パネル幅900mm以下の場合](長辺10mm以上、短辺15mm以上) ・[長辺()mm 短辺()mm] [パネル幅900mm超の場合](長辺、短辺とも15mm以上) ・[長辺()mm 短辺()mm] * 出隅及び入隅のパネル接合目地の目地幅 ※ 15mm程度(シーリング材充填) ・()mm	[表8.5.1]
	8.5.4 間仕切壁パネル工法	* 種別 ・ B種 ・ C種 [表8.5.2] * 耐震性能 ※図示による ・()	[表8.5.2]
	8.5.5 溝掘り及び開口部の措置	* パネルの開口寸法等の限度 ・() ・ 図示による	
	保証年限	* 防水の保証期間は工事目的物引き渡しからモルタル防水5年、その他防水10年とする。	
	2節 アスファルト防水		
	9.2.2 材 料	* 改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※ 表9.2.3～表9.2.8による ・() ・図示による * 部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート 種類及び厚さ ※ 表9.2.5～表9.2.8による ・() ・図示による * 押え金物の材質及び形状寸法 ※ アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 ・() ・図示による * 断熱材(屋根保護防水断熱工法) 厚さ・() ・図示による * 断熱材(屋根露出防水断熱工法) 種類及び厚さ ・() ・図示による * 絶縁用シート材料 [屋根保護防水密着工法・屋根保護防水絶縁工法] ・ポリエチレンフィルムt=0.15mm以上 ・() ・ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度) [屋根保護防水密着断熱工法・屋根保護防水絶縁断熱工法] ※ ポリプロピレン、ポリエチレン等を平織りしたフラットヤーンクロス(70g/㎡程度) ・()	
	9.2.3 防水層の種別及び工程	* 乾式保護材(立上り部保護) ・() ・図示による * れんが(立上り部保護) ※ 図示による ・() * 施工箇所毎の防水層の工法による種別 施工箇所 種別 [表9.2.3]～[表9.2.9] ・ 図示による * 立上り部における保護工法 ※図示による ・() * 屋根保護防水密着断熱工法 又は 屋根保護防水絶縁断熱工法の場合 立上り部への断熱材及び絶縁用シートの設置 ※図示による ・() * 屋根露出防水絶縁工法 又は 屋根露出防水絶縁断熱工法の場合 [表9.2.7]、[表9.2.8] 脱気装置の種類、設置数量 ※ アスファルトルーフィング類製造所の指定 ・() ・図示による 仕上塗料の種類 ※ 図示による ・() 仕上塗料の使用量 ※ アスファルトルーフィング類製造所の仕様 ・() ・図示による * 屋根防水密着工法 保護層 ・有 ・無 ・図示による [表9.2.9] E-1の工程3 ※ 貯水槽、浴槽等の常時水に接する部位に適用 ・行わない ・() ・図示による * 下地 モルタル塗 適用箇所 ・() ・図示による * 立上り ※ コンクリート打放し仕上げ[表6.2.4のB種] ・() ・図示による * ルーフトレन回り及び立上り部周辺の断熱材の張りじまい位置(屋根露出防水絶縁断熱工法) ※ 図示による ・() * 平場の保護コンクリート厚さ ※80mm以上[こて仕上げ] ※60mm以上[床タイル張り等仕上げ] ・ 図示による ・() * 立上り部の保護 ・ 乾式保護材 ・ れんが押え ・ コンクリート押え ・ モルタル押え(屋内等) ・ 図示による れんが押えの保護工法 ・ 図示による ・() * 屋上排水溝 ・ 図示による ・()	[表9.2.3]～[表9.2.9]
	9.2.4 施 工		
	9.2.5 保護層等の施工		
10章 石工	3節 改質アスファルトシート防水		
	9.3.2 材 料	* 改質アスファストシート 種類及び厚さ ※ 表9.3.1～表9.3.3による ・() ・図示による * 粘着層付改質アスファストシート、部分粘着層付改質アスファストシート 種類及び厚さ ※ 表9.3.2及び表9.3.3による ・() ・図示による * 押え金物 材質、形状及び寸法 ※ アルミニウム製 L-30×15×2.0(mm)程度 ・() ・図示による * 屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材の種類及び厚さ ※図示による ・()	
	9.3.3 防水層の種別及び工程	* 防水層の工法による種別 施工箇所 種別 [表9.3.1]～[表9.3.3] ・ 図示による * 屋根露出防水密着工法 仕上塗料 種類 ・() ・図示による 使用量 ※改質アスファストシート製造所の仕様 ・() ・図示による * 屋根露出防水絶縁工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ・() [表9.3.2] 仕上塗料 種類 ・() ・図示による 使用量 ※改質アスファストシート製造所の仕様 ・() ・図示による * 屋根露出防水絶縁断熱工法 脱気装置 種類、設置数量 ※改質アスファストシート製造所の指定 ・() [表9.3.3] 防湿用シートの設置 ・ 図示による ・() 仕上塗料 種類 ・() ・図示による 使用量 ※改質アスファストシート製造所の仕様 ・()	[表9.3.1]～[表9.3.3]
	4節 合成高分子系ルーフィングシート防水		
	9.4.2 材 料	* ルーフィングシート 種類及び厚さ ※ 表9.4.1～表9.4.3による ・() ・図示による * 可塑性移行防止用シート 材質 ※ 発泡ポリエチレンシート ・() ・図示による	
11章 防水工事			
12章 防水工事			
13章 防水工事			
14章 防水工事			
15章 防水工事			
16章 防水工事			
17章 防水工事			
18章 防水工事			
19章 防水工事			
20章 防水工事			
21章 防水工事			
22章 防水工事			
23章 防水工事			
24章 防水工事			
25章 防水工事			
26章 防水工事			
27章 防水工事			
28章 防水工事			
29章 防水工事			
30章 防水工事			
31章 防水工事			
32章 防水工事			
33章 防水工事			
34章 防水工事			
35章 防水工事			
36章 防水工事			
37章 防水工事			
38章 防水工事			
39章 防水工事			
40章 防水工事			
41章 防水工事			
42章 防水工事			
43章 防水工事			
44章 防水工事			
45章 防水工事			
46章 防水工事			
47章 防水工事			
48章 防水工事			
49章 防水工事			
50章 防水工事			
51章 防水工事			
52章 防水工事			
53章 防水工事			
54章 防水工事			
55章 防水工事			
56章 防水工事			
57章 防水工事			
58章 防水工事			
59章 防水工事			
60章 防水工事			
61章 防水工事			
62章 防水工事			

項 目		特 記 事 項		備 考	章	項 目	特 記 事 項		備 考		
10 章 石 工 事	10.5.3 施 工	*だぼ用穴の位置 ※ 10.5.2(2)(ア)による ・() ・図示による 裏打ち処理 ・行う ・行わない ・図示による *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・() *目地幅(8mm以上) ・()mm ・図示による *目地の仕上げ ・シーリング材(9章7節[シーリング]による)を充填 ・() ・図示による				12	化粧ばり構造用合板	品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※図示による 湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※特類 ・図示による 天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 特殊加工化粧合板 品名、厚さ、接着の程度、表面性能、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による パーティクルボード 表裏面の状態による区分 ※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※ 15mm、13タイプ、耐水性1(Mタイプ) ※ 15mm、13タイプ、耐水性2(Pタイプ) ・()			
	6節 床及び階段の石張り					章	12.2.2 接合具等	構造用パネル 品名、厚さ ※ 図示による ミディアムデンティファイバーボード(MDF) 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分、厚さ ※図示による *造作材の化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・ 釘頭埋め木 ・ つぶし頭釘打ち ・ 釘頭現し *諸金物の形状、寸法、材質 ※12.2.2(2)(ア)による ・() ・図示による [表12.2.3] ~[表12.2.5]			
	10.6.2 床の石張り	*石材の厚さ ・() ・図示による 浸透性吸水防止剤 ・行う ・行わない ・図示による 石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による 裏打ち処理 ・行う ・行わない ・図示による *一般目地幅 屋外(4mm以上) ・() ・図示による 屋内(3～6mm) ・() ・図示による *伸縮調整目地の位置 ※ 10.6.2(5)(イ)(a)による ・() ・図示による *伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 ※ 9.7.3(1)(ウ)による ・() ・図示による *石材の厚さ ・() ・図示による 石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による *一般目地幅 屋外(4mm以上) ・() ・図示による 屋内(3～6mm) ・() ・図示による *伸縮調整目地の位置 ※ 10.6.2(5)(イ)(a)による ・() ・図示による *伸縮調整目地のシーリング材の目地寸法 ※ 9.7.3(1)(ウ)による ・() ・図示による									
	10.6.3 階段の石張り										
	7節 特殊部位の石張り					木	3節 防腐・防蟻・防虫処理等	12.3.1 防腐・防蟻処理	*薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理 適用部材 ※図示による ・() 保存処理性能区分 ※K3 ・() *薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理 表面処理用木材保存剤による処理 ・ 行う ・ 行わない 薬剤の種類、適用部材 ※図示による ・() 処理の方法 ※ 薬剤の製造所の仕様による ・() ・図示による		
10.7.2 笠木、甲板等の石張り	*石材の取付工法 ・湿式工法 ・乾式工法 ・図示による *石材の厚さ ・() ・図示による 石裏面処理 ・行う ・行わない ・図示による *取付け代(乾式工法) ※ 10.5.3(2)による ・() ・図示による *乾式工法における取付 ・() ・図示による *乾式工法における石裏補強用モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による *石材の厚さ ・()mm ※ 40mm ・図示による				12.3.2 防虫処理		*薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・図示による ・行う() ・行わない				
10.7.3 隔て板					12.3.3 不燃処理木材等		*合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理 ・図示による ・行う() ・行わない *防虫処理の適用(ラワン材及びびならを使用する場合の性能区分はK1) ※図示による ・() *不燃材料、準不燃材料又は難燃材料の使用 ※図示による ・()				
11節 共通事項					工		4節 RC造等の内部間仕切軸組及び床組	12.4.1 木 材	*間仕切軸組に用いる木材 ・杉 ・松 ・() *床組に用いる木材(土間スラブ類の土台、転ばし大引、転ばし根太) ・ひのき ・保存処理木材 ・() 床組に用いる木材(上記以外) ・杉 ・松 ・()		
11.1.3 伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地	*目地の位置 ※ 表11.1.1による ・() ・図示による						5節 窓、出入口その他	12.5.1 木 材	*窓、出入口その他に用いる木材 吊元杵、水掛りの下杵、敷居 ※ ひのき ・() ・図示による その他 ・松 ・杉 ・() ・図示による		
11.1.4 見本焼、試験施工	*見本焼 ・有 ※無 試験張り ・有 ※無					6節 床板張り	12.6.1 木 材	*縁甲板、上がりがまちに用いる木材 ※ ひのき ・() ・図示による			
2節 セメントモルタルによるタイル張り	*タイル 適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法 ※図示による ・ ・愛知県産					7節 壁及び天井下地	12.7.1 木 材	*木材 ・杉 ・松 ・() ・図示による			
11.2.2 材 料						事	2節 長尺金属板葺	13.2.2 材 料	*長尺金属板の種類に応じた板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用コイル(塗膜の種類、厚さ) ・図示による 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ ※図示による ・() *下葺材(釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材		
11.2.3 張付け用材料等	*役物 ・有 ・無 *既調合モルタル ・()				13.2.3 工 法		*屋根葺形式 ※図示による ・() *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・() *屋根葺形式に応じた葺板の寸法・厚さ、下地、留付け工法等 ※図示による ・() *横葺の場合 ・つかみ込み ・けらば包み納め ※図示による *雪止め ※図示による ・()				
11.2.6 施 工	*下地モルタル塗りのコンクリート素地面処理 ・MCR工法 ・目荒し工法 ・() ・図示による *壁タイル張り工法 タイルの種類及び工法 ・() ・図示による ・上記11.2.2の表による [表11.2.3]				3節 折板葺		13.3.2 材 料	*折板 形式 山高、山ピッチ、耐力、厚さ ・() ・図示による 材料 ※鋼板製 ・() ・図示による *折板に使用する材料 材質の種類 ・() ・図示による [表13.2.1] *軒先面戸板 ・有 ・無 ・図示による *断熱材張りをを行う場合の断熱材の種類、厚さ、防火性能等 ※図示による ・() *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・() *耐雪性能に対応した工法の適用 ・有 ・無 ・図示による *けらば納め ※ けらば包み ・() ・図示による			
3節 有機系接着剤によるタイル張り	*タイル 適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法 ※図示による ・ ・愛知県産				屋 根 及 び と い 工 事		4節 粘土瓦葺	13.4.2 材 料	*粘土瓦 製法・形状・寸法による区分、役物瓦の種類、雪止め瓦の使用 ※図示による ・() 産地 ※愛知県産 JIS A 5208に基づく凍害試験等 ・行う ※行わない *瓦棧木 材質 ※ 杉 ・() ・図示による 寸法(幅21、高さ15(mm)以上) ※図示による ・() *棟補強用心材 材質 ※ 杉 ・() ・図示による 寸法(幅40、高さ30(mm)以上) ※図示による ・() *瓦緊結用釘及びねじの種類、径及び長さ ※図示による ・() *棟補強等に使用する金物等の材質、形状、寸法、留付け方法 ※図示による ・() *下葺材(釘又はスチールが打てる下地の場合) ・アスファルトルーフィング940 ・改質アスファルトルーフィング下葺材 *建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した瓦の緊結方法等の工法 ・() *瓦緊結用釘又はねじの有効長さの最小値 ・() ・図示による *瓦棧木の留付け工法 ・() ・図示による *棟の工法 ・7寸丸伏せ棟 ・F型用冠瓦伏せ棟 ・のし積み棟 ・() ・図示による *面戸、雀口、葺土の露出する瓦接合部の仕上げ ・モルタル ・瓦葺き用しっくい ・図示による		
11.3.2 材 料							5節 と い	13.5.2 材 料	*材種等 ・ 配管用鋼管 ・ 排水管継手 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管 ・ 硬質ポリ塩化ビニル管継手 ・ ルーフドレン [表13.5.1] ・ 硬質塩化ビニル雨どい ・ ステンレス鋼板 ・ とい緊結用鋼線 ・ 表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板) ・ 表面処理鋼板(耐酸被覆鋼板以外)(JIS規格： 塗膜の種類： *とい受金物及び足金物 材種 ※ 溶融亜鉛メッキ ・() ・図示による 形状、取付け間隔 ※図示による ・() *防露巻き(鋼管製とい) ※ 表13.5.4による ・() ・図示による		
11.3.3 張付け用材料	*役物 ・有 ・無 *屋外で使用する有機系接着剤の目地詰め ・行わない					14 章	2節 表面処理	14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	*種別 ・ 図示による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種(常温乾燥形の塗装()) [表14.2.1] *陽極酸化皮膜の着色方法 ※ 二次電解着色 ・() 色合等 ・() ・図示による *亜鉛めっき種別 ・ 図示による ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 ・ F種 [表14.2.2]		
11.3.4 シーリング材	*種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ホリウレタン系シーリング材 ・() 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 ・()						木 工 事	14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき			
11.3.5 施 工	*下地調整塗材塗りをを行うコンクリート素地面処理 ・MCR工法 ・目荒し工法 ・() ・図示による *壁タイル張り タイルの種類等 ・内装タイル ・外装タイル ・ユニットタイル ・() ・図示による [表11.3.2] *外装タイル接着剤張りの目地詰め ・行わない										
2節 材 料											
12.1.4 表面仕上げ	*超自動機械かなな、サンダー等による表面仕上げの場合 ・() ・図示による										
12.2.1 木 材 (1)(イ)	*含水率 下地材 ※ A種 ・ B種 造作材 ※ A種 ・ B種 [表12.2.1]										
12 章	(1)(ウ)	*材料のホルムアルデヒド放散量等 ※ 12.2.1(1)(ウ) による ・()									
	(2)(ア)	*製材 「JAS1083(製材)」による製材 下地用製材 寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 等級 ※図示による ※2級 造作用製材 等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 板類における等級 ※杵、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛けり面は上小節、それ以外は小節以上 ・図示による 広葉樹製材 寸法及び保存処理 ※図示による 等級 ※1等 ・図示による ・() 含水率 ※10%以下 ・図示による ・()									
	(2)(イ)	*「JAS1083(製材)」以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理 ※図示による 造作材の材面の品質の基準 ※ A種 ・ B種 [表12.2.2]									
	(3)(ア)	*造作用集成材等 「JAS 1152 (集成材)」に基づく造作用集成材等 造作用集成材 品名、樹種名、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による ・() 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種名、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による ・()									
	(3)(イ)	(3)(ア)以外の造作用集成材等 造作用集成材 樹種名、寸法、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による ・() 化粧ばり造作用集成材 樹種名、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による ・()									
	(4)(ア)	*造作用単板積層材 「JAS 0701(単板積層材)」に規定する造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による									
	(4)(イ)	(4)(ア)以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 含水率 ※14%以下 ・図示による ・() 品名、強度等級、種別、接着性能、樹種名及び寸法 ※図示による									
	(5)	*直交集成板									
	(6)	*合板等 下地用合板 普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 厚さ ※ 5.5mm ・図示による 接着の程度 ※ 1類 ・図示による 板面の品質 ※ 2等以上(広葉樹) ※ C-D以上(針葉樹) ・図示による 構造用合板 品名、単板の樹種名、保存処理、防虫処理、強度等級 ※図示による 厚さ ※12mm ・図示による 接着の程度 ※ 1類以上(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所) ・図示による 等級 ※ 2級以上 ・() 板面の品質 ※ C-D以上 ・()									
	事										

2026年10月1日改定																										
章	項 目		特 記 事 項				備 考		章	項 目		特 記 事 項				備 考										
14	4節 軽量鉄骨天井下地		*野縁等の種類 屋内 ※ 19形 ・ 25形 ・ 図示による [表14.4.1] 屋外 ・ 19形 ※ 25形 ・ 図示による *屋外の野縁受、吊りボルト、インサートの間隔 ・()mm ・図示による *屋外の野縁間隔 ・()mm ・図示による *タタ等により吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の補強方法 ※ 図示による ・() *天井のふところが3mを超える場合の補強方法 ※図示による ・() *天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※ 図示による ・() *耐風圧性を考慮した補強方法(屋外の軒、ピロティ等の天井) ※ 図示による ・()								16.2.2 性能及び構造		*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.2.1] ・A種 ・B種 ・C種(枠の見込み寸法:) ・図示による 外部に面する建具[木下地] [表16.2.2] ・D種 ・E種 ・図示による 枠の見込み寸法() *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・() *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・()													
	14.4.2 材 料										16.2.3 材 料		*網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス製(SUS316) ・図示による 線径、網目 ※ 線径0.25mm以上、網目16～18メッシュ(合成樹脂) ・() ・図示による													
	14.4.3 形式及び寸法										16.2.4 形状及び仕上げ		*アルミニウムの表面処理 色 ・標準色 ・特注色 種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 [表14.2.1] ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装()) *ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※HL ・() ・図示による *結露水の処理方法 ・図示による ・製作所の仕様による ・()													
	14.4.4 工 法										16.2.5 工 法		*水きり板 ・図示による ・() ぜん板 ・図示による ・() *内付け建具 ・適用する ・適用しない													
金	5節 軽量鉄骨壁下地		*スタッド、ランナーの種類 ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※スタッドの高さに応じた種類 ・図示による [表14.5.1] *スタッド高さが5.0mを超える場合 ・() *出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 14.5.4(5)による ・() ・図示による								3節 樹脂製建具		*外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.3.1] ・A種 ・B種 ・C種 枠の見込み寸法 ・() ・図示による [表16.3.2] ・D種 ・E種 ・図示による 枠の見込み寸法 () *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級・図示による ・T-1 ・T-2 ・() *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級・図示による ・H-4 ・H-5 ・H-6 ・H-7 ・H-8 ・() [表16.3.3] *外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・図示による ・() *ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・図示による ・() *ガラス ※ 複層ガラス ・() ・図示による *ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※HL ・() ・図示による *表面色 ・標準色 ・特注色 *水きり板 ・図示による ・() ぜん板 ・図示による ・() *内付け建具 ・適用する ・適用しない													
	14.5.3 形式及び寸法										4節 鋼製建具								16.4.2 性能及び構造		*簡易気密型ドアセットの性能等級 ※ 気密性A-3、水密性W-1 ・() 外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・S-4 ・S-5 ・S-6 ・図示による [表16.2.1] *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・() *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・() *耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による ・() *ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・図示による ・() *点検口の類のくつずりの材料 ・図示による ・() *鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く 表16.4.2による ・図示による ・() *くつずりの仕上げ ※HL(ステンレス鋼板の場合) ・図示による ・() *形式及び寸法 ・図示による ・()					
	14.5.4 工 法										16.4.3 材 料								16.3.3 材 料		*簡易気密型ドアセット(気密性:A-3) ・適用する ・適用しない ・図示による ・() *耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・図示による ・() *防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・図示による ・() *断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・図示による ・() *鋼板類の種類 ※図示による ・() *召合せ、縦小口包み板等 ※ 鋼板 ・ステンレス鋼板 ・アルミニウム合金 *充填材(防音性能) ・グラスウール ・ロックウール ・図示による *鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く 表16.5.1による ・図示による ・() *ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※HL ・() ・図示による					
	14.6.2 材 料										16.4.4 形状及び仕上げ								5節 鋼製軽量建具		* 6節 ステンレス製建具					
属	6節 金属成形板張り		*モルタル ・現場調査材料 ・既調査材料 ・図示による *既製目地材 ・使用する(形状:) ・使用しない ・図示による *床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 ・() ・図示による 種類 ※ 押し目地 ・() ・図示による *外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う ・行わない ・()								16.4.6 標準型鋼製建具		* 7節 木製建具													
	14.6.3 工 法										16.5.2 性能及び構造								16.4.7 性能及び構造		* 8節 塗装					
	14.7.2 材 料										16.5.3 材 料								16.6.2 性能及び構造		* 9節 遮断					
	14.7.3 工 法										16.5.4 形状及び仕上げ								16.6.3 材 料		* 10節 遮断					
工	7節 アルミニウム製笠木		*主な構成部材による種類 ・250形 ・300形 ・350形 ・図示による [表14.7.1] *笠木本体の材料の表面処理の種別 [表14.2.1] ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装()) *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・()								16.6.4 形状及び仕上げ		* 11節 遮断													
	14.7.2 材 料										16.6.5 工 法		16.7.2 材 料		* 12節 遮断											
	14.7.3 工 法										16.7.3 形状及び仕上げ		16.7.2 材 料		* 13節 遮断											
	14.7.3 工 法										16.7.3 形状及び仕上げ		16.7.2 材 料		* 14節 遮断											
事	2節 下 地		*ラス系下地種類 通気工法 ・ 二層下地 ・ 単層下地 ・() 直張り工法 ・ ラスモルタル下地 ・ ラスシートモルタル下地 ・() 通気工法(外張断熱工法) () *ラス及び補強用プラス 素材記号 ・() ※ K [二層下地通気構法] ・ 波形ラス(W700) ・ こぶラス(K800) ・ カ骨付きラス(BP700) [単層下地通気構法] ※ リプラスC(RC800) 種類、単位面積当たりの質量 ・() ・図示による *ラスシート 山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※ LS4[耐力壁] ・() ・図示による *ステープルの形状及び寸法 ※ L925TS以上[リプラスC(RC800)] ※ L1019JS以上[波形ラス(W700)] ・() ・図示による *通気工法二層下地の場合の換気口の措置 ※「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3(2)(ク)による ・図示による *直張り工法のラスシートモルタル下地の場合のラスシートの施工[耐力壁として使用する場合] ※ 図示による *せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ ※図示による ・() 木質系セメント板の種類、厚さ ※図示による ・() *耐力壁の指定がある場合 ※図示による *木ずり用小幅板の樹種 ※杉[心去り材] ・() ・図示による								16.6.6 形状及び仕上げ		* 15節 遮断													
	15.2.4 ラス系下地										16.6.7 性能及び構造		* 16節 遮断													
	15.2.5 せっこうボードその他のボード下地										16.6.8 性能及び構造		* 17節 遮断													
	15.2.6 こまい下地										16.6.9 性能及び構造		* 18節 遮断													
章	3節 モルタル塗り		*モルタル ・現場調査材料 ・既調査材料 ・図示による *既製目地材 ・使用する(形状:) ・使用しない ・図示による *床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 ・() ・図示による 種類 ※ 押し目地 ・() ・図示による *外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う ・行わない ・()								16.7.3 形状及び仕上げ		* 19節 遮断													
	15.3.2 材 料										16.7.4 形状及び仕上げ		* 20節 遮断													
	15.3.5 工 法										16.7.5 形状及び仕上げ		* 21節 遮断													
	15.3.6 工 法										16.7.6 形状及び仕上げ		* 22節 遮断													
左	6節 仕上塗材仕上げ		*仕上塗材 種類(呼び名)、仕上げの形状、工法 ※図示による ・() [表15.6.1] *内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等 ※図示による *複層仕上塗材の耐候性 ・ 耐候形()種 ・図示による *複層仕上塗材の上塗材 [表15.6.2] 樹脂 ・アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・ふっ素系 ・図示による 溶媒 ・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 ・図示による 外観 ・つやあり ・つやなし ・メタリック ・図示による *外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *外装厚塗材Cの上塗材[セメントスタッコ以外の場合] ・() ・図示による								16.7.7 性能及び構造		* 23節 遮断													
	15.6.2 材 料										16.7.8 性能及び構造		* 24節 遮断													
	15.6.3 工 法										16.7.9 性能及び構造		* 25節 遮断													
	15.6.4 工 法										16.7.10 性能及び構造		* 26節 遮断													
官	10節 しっくい塗り		*下地 ※図示による ・() *材料 ・現場調査材料 ・既調査材料(色しっくい)の適用 ・有 ・無) ・図示による *調査及び塗厚 せっこうボード下地の場合 ※ 表15.10.1による ・() ・図示による モルタル塗り下地の場合 ※ 表15.10.2による ・() ・図示による 木ずり下地の場合 ※ 表15.10.3による ・() ・図示による せっこうプラスター下地及びこまい土壁下地の場合 ※ 表15.10.4による ・() ・図示による その他の下地の場合 ※ 図示による								16.7.11 性能及び構造		* 27節 遮断													
	15.10.1 一般事項										16.7.12 性能及び構造		* 28節 遮断													
	15.10.2 材 料										16.7.13 性能及び構造		* 29節 遮断													
	15.10.3 調査及び塗厚										16.7.14 性能及び構造		* 30節 遮断													
工	15.10.4 工 法		*上塗りの仕上工法の種別 ・押え仕上げ ・なで切り仕上げ ・パターン仕上げ ・() ・図示による								16.7.15 性能及び構造		* 31節 遮断													
	11節 こまい壁塗り										16.7.16 性能及び構造		* 32節 遮断													
	15.11.2 材 料										16.7.17 性能及び構造		* 33節 遮断													
	15.11.3 調 合										16.7.18 性能及び構造		* 34節 遮断													
事	15.11.4 塗 厚		*のり 土壁用 ※ つのまた ・() ・図示による 砂壁用 ※ ふのり ・() ・図示による *色土 土物仕上げに用いる色土の種類 ・() ・図示による 大津仕上げに用いる色土の種類 ・() ・図示による *色砂の種類 ・() ・図示による *下塗りの調査 ※ 表15.11.2による ・() ・図示による *塗厚 ※ 表15.11.8による ・()mm ・図示による *耐力壁の指定がある場合()mm ・図示による *こまい壁の工程の種別 ※ A種 ・B種 [表15.11.9] *工法の種類 ・水ごね土物1工法 ・水ごね土物2工法 ・のりさし土物工法 ・のりごね土物工法 ・砂壁仕上げ工法 ・切返し仕上げ工法 ・図示による *ちりじやくり ・() ・図示による *工法の種類 ・普通大津仕上げ工法 ・大津みがき仕上げ工法 ・図示による *ちりじやくり ・() ・図示による								16.7.19 性能及び構造		* 35節 遮断													
	15.11.5 工 程										16.7.20 性能及び構造		* 36節 遮断													
	15.11.7 土物仕上げ										16.7.21 性能及び構造		* 37節 遮断													
	15.11.8 大津仕上げ										16.7.22 性能及び構造		* 38節 遮断													
章	12節 ロックウール吹付け		*仕上げ吹付け厚さ ・()mm ・図示による								16.7.23 性能及び構造		* 39節 遮断													
	15.12.3 配合及び密度等										16.7.24 性能及び構造		* 40節 遮断													
	16.1.3 防火戸										16.7.25 性能及び構造		* 41節 遮断													
	16.1.4 見本の製作等										16.7.26 性能及び構造		* 42節 遮断													
章	16.1.6 その他		*防火戸の適用 ※ 図示による *防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの ・図示による ・ヒューズ装置 ・熱感知器 ・煙感知器 *建具見本の製作 ・有 ※ 無 特殊な建具の仮組 ・実施する ・実施しない *防犯建物部品 ・使用しない ・使用する(使用箇所) ()								16.7.27 性能及び構造		* 43節 遮断													
	16.1.6 その他										16.7.28 性能及び構造		* 44節 遮断													
	16.1.6 その他										16.7.29 性能及び構造		* 45節 遮断													
	16.1.6 その他										16.7.30 性能及び構造		* 46節 遮断													

No.8a

章	項 目	特 記 事 項	備 考
19	19.2.3 施 工	* 特殊機能床材 帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・ 図示による ・ () 帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ () 視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・ 図示による ・ () 耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ () 防滑性床シート 種類、厚さ等 ・ 図示による ・ () 防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・ 図示による ・ () * ビニル幅木 種類 ・ 図示による ・ () 厚さ ※ 1.5mm以上 ・ 図示による ・ () 高さ ※ 60mm ・ 図示による ・ () * ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・ 図示による ・ () * ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ () * ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・ 図示による ・ () * 19.2.3(1)(ア)～(ウ)以外の下地の工法 ・ 図示による ・ () * 接合部の工法 ※ 熱溶接工法 ・ () ・ 図示による	
	3節 カーペット敷き 19.3.2 材 料	* 織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・ 図示による ・ () 色柄 ・ () ※ 模様のない無地 ・ 図示による ハイル糸の種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ () * タフテッドカーペット パイルの形状、パイル長 ・ 図示による ・ () 帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・ () * タイルカーペット 種類 ※ 第一種 ・ 第二種 ・ 図示による パイルの形状 ※ ループパイル ・ () ・ 図示による 寸法 ※ 500mm角 ・ () ・ 図示による 総厚さ ※ 6.5mm ・ () ・ 図示による * 下敷き材 ※ JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種2号、呼び厚さ8mm ・ () ・ 図示による * 取付け用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※ 図示による ・ () * タフテッドカーベットの工法 ・ グリッパ―工法 ・ 全面接着工法 ・ 図示による * 織じゅうたんの接合法[グリッパ―工法] ※ ヒートボンド工法 ・ 手縫い * タイルカーベットの敷き方[全面接着工法] 平場 ※ 市松敷き ・ () ・ 図示による 階段 ※ 模様流し ・ () ・ 図示による	[表19.3.1]
	4節 合成樹脂塗床 19.4.3 工 法	* 弾性ウレタン樹脂系 仕上りの種類 ※ 平滑 ・ 防滑 ・ つや消し ・ 図示による [表19.4.4] * エポキシ樹脂系 工法 ・ 薄膜流しのべ ・ 厚膜流しのべ ・ 樹脂モルタル ・ 図示による [表19.4.5] 仕上りの種類 ・ 平滑 ・ 防滑	[表19.4.4] [表19.4.5] ～[表19.4.7]
	5節 フローリング張り 19.5.2 材 料 19.5.3 工法一般 19.5.4 釘留め工法	* 種類 ・ 単層フローリング(・ フローリングボード1等 ・ フローリングブロック1等) ・ 複合フローリング ・ 図示による * 工法 ・ 釘留め(根太張り)工法 ・ 釘留め(直張り)工法 ・ 接着工法 ・ 図示による * 根太張り工法 樹種 ・ () ・ 図示による 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 * 直張り工法 樹種 ・ () ・ 図示による 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 * フローリングの樹種 ・ () ・ 図示による 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 * フローリングブロック 樹種、厚さ、幅及び長さ ・ 図示による ・ () * フローリング裏面の不陸緩和材 ※ 合成樹脂発泡シート ・ () ・ 図示による	[表19.5.2] [表19.5.4] [表19.5.6]
	19.5.5 接着工法	* フローリングの樹種 複合フローリングの種類 ・ A種 ・ B種 ・ C種 [表19.5.6] * フローリングブロック 樹種、厚さ、幅及び長さ ・ 図示による ・ () * フローリング裏面の不陸緩和材 ※ 合成樹脂発泡シート ・ () ・ 図示による	[表19.5.6]
	6節 畳敷き 19.6.2 材 料	* 畳の種類 ・ A種(畳表の記号:) ・ B種 ・ C種(畳床の記号:) ・ D種(畳床の記号:) [表19.6.1] * 衝撃緩和型畳 ・ C1 ・ C2	[表19.6.1]
	7節 セッコウボード等張り 19.7.2 材 料	* ボード類の種類、厚さ等 ※ 図示による * ボード表面への化粧張り仕上げ等 ※ 図示による * 普通合板 品名、単板の樹種名 ※ 図示による ・ () 厚さ ※ 5.5mm ・ 図示による ・ () 板面の品質 [広葉樹の場合] ※ 2等以上 [針葉樹の場合] ※ CーD 以上 ・ 図示による * 天然木化粧合板 厚さ、化粧板に使用する単板の樹種名 ※ 図示による ・ () * 特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、単板の樹種名、化粧加工の方法 ※ 図示による ・ () * 防虫処理(ワケ材及びびならを使用する場合の性能区分はK1) ※ 図示による ・ () * 天井ボードの重ね張り(ロックウール吸音板を除く) ・ 図示による ・ () * 合板類の張付け種別 ・ A種 ・ B種 [表19.7.3] * セッコウボードの目地工法の種類 ・ 継目処理工法 ・ 突付け工法 ・ 目透し工法 [表19.7.5] * セッコウボードのエッジの種類(突付け工法及び目透し工法の場合 ・ ベベルエッジ ・ スクエアエッジ ・ 図示による	[表19.7.3] [表19.7.5]
	8節 壁紙張り 19.8.2 材 料 19.8.3 施 工	* 壁紙の種類 ※ 図示による ・ () 防火性能 ・ 図示による ・ () * 素地ごしらえ モルタル及びプラスター面 ・ A種 ※ B種 [表19.8.1] コンクリート面 ・ A種 ※ B種 [表19.8.2] セッコウボード面及びけい酸カルシウム板面 ・ A種 ※ B種 [表19.8.3]	[表19.8.1] [表19.8.2] [表19.8.3]
	9節 断熱・防露 19.9.3 断熱材打込み工法 19.9.4 断熱材現場発泡工法	* 断熱材の種類、厚さ ※ 図示による ・ () * 断熱材種類 ・ A種1 ・ A種1H ・ 図示による 断熱材の厚さ ※ 図示による ・ ()	
	20章	2節 ユニット工事等 20.2.2 フリーアクセスフロア	* 材料等 フリーアクセスフロア及び表面仕上げ材の寸法、フリーアクセスフロア高さ、耐震性能、所定荷重、帯電防止性能、漏えい抵抗 ※ 図示による ・ () フリーアクセスフロアの試験方法 耐荷重性能 ※ 20.2.2(2)(イ)(a)による ・ () 耐衝撃性能 ※ 20.2.2(2)(イ)(b)による ・ () ローリングロード性能 ※ 20.2.2(2)(イ)(c)による ・ () 耐燃焼性能 ※ 20.2.2(2)(イ)(d)による ・ () 寸法精度 ※ 20.2.2(2)(オ)による ・ ()
ユニット及びその他の工事	20.2.3 可動間仕切	* 材料等 構造形式による種類、構成基材の種類、遮音性 ※ 図示による ・ () パネル表面仕上げ、パネル内に取り付ける建具の寸法及び形状 ※ 図示による ・ () パネルの操作方法による種類、パネル表面材の材質及び仕上げ ※ 図示による ・ ()	
	20.2.4 移動間仕切	* 材料等 パネル圧接装置の操作方法、遮音性 ※ 図示による ・ () ハンガーレール取付け下地 ※ 20.2.4(3)(ウ)による ・ () ・ 図示による ハンガーレール ※ 20.2.4(3)(エ)による ・ () ・ 図示による ランナー ※ 20.2.4(3)(オ)による ・ () ・ 図示による パネルをランナーに取り付ける部品 ※ 20.2.4(3)(カ)による ・ () ・ 図示による * 工法 あと施工アンカーの材質、寸法等 ※ 図示による ・ ()	
20.2.5 トイレブース	* 材料 パネル表面材 ・ メラミン樹脂系化粧板 ・ ポリエステル樹脂系化粧板 ・ 図示による 脚部の種類 ※ 幅木タイプ ・ () ・ 図示による ドアエッジの材質 ※ トイレブースの製造所の仕様による ・ () ・ 図示による		
20.2.6 手すり	* 材料の種類及び仕上 ※ 図示による ・ ()		
20.2.7 階段滑り止め	* 材種、形状、寸法 ※ 図示による ・ ()		
20.2.9 黒板及びホワイトボード	* 取付け工法 ※ 接着工法 ・ 埋込み工法 ・ 図示による * 黒板 区分 ※ 焼付け ・ () 種類 ・ 鋼製黒板 ・ ほうろう黒板 ・ () * ホワイトボード ・ () ・ 図示による * 厚さ ※ 5mm ・ () ・ 図示による		
20.2.10 鏡	* 衝突防止表示 ガラススクリーンの対人衝突防止表示 形状、寸法、材質等 ※ 図示による ・ ()		
20.2.11 表示	* 非常用進入口等 ※ 図示による ・ () * 室名札、ヒケグラフィ、案内板等の形状、寸法、材質、色、書体、印刷等の種別、取付け形式等 ※ 図示による ・ () * 材料の種類及び仕上 ※ ステンレス製 ・ 図示による ・ ()		
20.2.12 タラップ	* 材料 煙突用成形ライニング材の適用安全使用温度 ・ ()℃ ・ 図示による		
20.2.13 煙突ライニング	* 工法 ※ 図示による ・ ()		
20.2.14 ブラインド	* 材料 形式 ・ 横型 ・ 縦型 ・ 図示による 横形ブラインド 種類 ※ ギヤ式 ・ () 幅、高さ ※ 図示による ・ () スラットの幅、材種 ※ 25mm、アルミニウム合金製 ・ 図示による ヘッドボックス及びボトムレールの材種 ※ 鋼製 ・ () ・ 図示による 縦形ブラインド 幅、高さ ※ 図示による ・ () 開閉方式 ・ () ・ 図示による 操作方法 ※ 2本操作コード方式 ・ () スラット ・ アルミスラット [焼付け塗装仕上] ・ クロススラット [防火性能の特殊樹脂加工] ・ 図示による スラット幅 ・ ()mm ・ 図示による		
20.2.15 ロールスクリーン	* 操作方式、幅、高さ、材種、品質等 ※ 図示による ・ () * 巻取りパイプ、ウェイトバー、操作コード、又は操作チェーンその他材料 ※ 図示による ・ () ※ ロールスクリーンの製造所の仕様による ・ () ・ 図示による		
20.2.16 カーテン及びカーテンレール	* シングル・ダブルの別、片引き・引分け等の形式、操作方式 ※ 図示による ・ () * 材料 生地の種類、品質、特殊加工等 ※ 図示による ・ () レール、ブラケット 強さによる区分 ※ 10-90 ・ () カーテンレール 材料 ・ アルミニウム及びアルミニウム合金の押出し成型材 ・ () ・ 図示による 仕上げ ※ アルミイト ・ () 形状 ※ 角形 ・ () フック(ひるかん) ※ 鋼製 ・ 樹脂製 * 工法 ひだの種類 ・ つまみひだ(三つ山ひだ、二つ山ひだ) ・ 箱ひだ ・ 片ひだ ・ フレーンひだ ・ 図示による [表20.2.1] 暗幕用カーテンの両端、上部及び召し合わせの重なり ※ 300mm以上 ・ () ・ 図示による		
20.3.2 材 料	* 補強鉄線 径、網目寸法 ※ 図示による ・ ()		
20.3.3 製 作	* 調合 コンクリートの設計基準強度 ※ 水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m ³ を満足 ・ () * 鉄筋の組立 配筋 ※ 配筋を定めた計算書を監督職員へ提出 ・ () ・ 図示による		
20.3.4 取付け方法	* 取付け方法 ※ 図示による ・ ()		
4節 間知石、コンクリート間知ブロック	* 間知石 材種 ・ () ・ 図示による * コンクリート間知ブロック 種類、質量区分 ※ 図示による ・ () * 間知石積み 積み方 ※ 谷積み ・ 布積み 目塗り ・ () ・ 図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※ 図示による ・ () * コンクリート間知ブロック積み 積み方 ※ 谷積み ・ 布積み 目塗り ・ () ・ 図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※ 図示による ・ ()		
20.4.2 材 料			
20.4.3 工 法			
21章	2節 屋外雨水排水 21.2.1 材 料	* 排水管用材料 材種、種類・記号、呼び径等 ※ 図示による ・ () [表21.2.1] * 側塊 形状、寸法 ※ 図示による ・ () * 排水樹、ふたの種類等 ※ 図示による ・ () * 排水樹、ふたの名称、種類、適用荷重 ※ 図示による ・ () * グレーチング 材質、用途、適用荷重、メイン・ビッチ、ボルト固定の有無等 ※ 図示による ・ () * 現場打ちコンクリート 種類 ※ 普通コンクリート ・ () 設計基準強度 ※ 18N/mm ² ・ () スランプ ・ 15cm ・ 18cm ・ () cm ・ 図示による 鉄筋の種類等 ※ SD295 ・ () ・ 図示による * 凍上抑制層の材料 ・ () ・ 図示による * 砂の粒度試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による * 埋戻し材料種別 ・ A種 ※ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 図示による [表3.2.1] * 現場打ち排水樹の足掛け金物の材料 ・ ステンレス製(幅400mm、径22mm) ・ 鋼製(径22mm、防錆処理済み) ・ 図示による ・ 合成樹脂被膜加工を行ったもの(径19mm) ・ 図示による * 遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類 ・ 図示による ・ () * 硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類 ・ 図示による ・ () 継手 ※ 接着剤 ・ ゴム輪 ・ 図示による	
21.2.2 施 工			
3節 街きよ、縁石及び側溝 21.3.1 材 料	* 街きよ、縁石 種類、形状、寸法 ※ 図示による ・ () 側溝 種類、形状、寸法 ※ 図示による ・ ()	[表21.3.1]	
21.3.2 施 工	* 砂利地業の厚さ ※ 100mm ・ 図示による ・ ()		
22章	2節 路 床 22.2.2 路床の構成及び仕上り	* 路床 凍上抑制層の適用及び厚さ ※ 図示による ・ () 透水性舗装に用いるフィルター層 厚さ ・ () ・ 図示による 路床安定処理 ・ 行う ・ 行わない 路床安定処理方法 ・ () ・ 図示による	
22.2.3 材 料	* 盛土種別 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ () ・ 図示による [表3.2.1] * 路床安定処理用添加材料 種類 ・ 普通ホルラントセメント ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 図示による ・ 生石灰 特号 ・ 同1号 ・ 消石灰 特号 ・ 同1号 [表22.2.1]		
22.2.4 施 工	* 添加物材料による路床安定処理 ・ () ・ 図示による		
22.2.5 試 験	* 路床土支持力比(CBR)試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による * 路床締固め度試験(埋戻し及び盛土部は原則適用) ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による * 現場CBR試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による		
舗装工事			
図面番号			
愛知県建築局公共建築部公共建築課			

2026年10月1日改定																																					
章	項 目	特 記 事 項			備 考	章	項 目	特 記 事 項			備 考																										
22	3節 路 盤					そ	工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登載品」という。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。																													
	22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	*路盤厚さ ・() ・図示による					の	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。																												
	22.3.3 材 料	*路盤材料の種類別 ※RC-40(透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ・() ・図示による [表22.3.1]							<table><tr><td>試験名</td><td>計測項目</td></tr><tr><td>通常状態での試験(常態試験)</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table>	試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能																		
	試験名	計測項目																																			
	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																			
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																				
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																				
製品検査	外観、寸法、性能																																				
4節 アスファルト舗装					他	建築札 視覚障害者誘導ブロック	*・設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない *屋内 ※塩化製ビニール製 ・磁器又はせっ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・() *屋外 ※磁器又はせっ器質タイル、レジンコンクリート製 ・() *突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。																														
22.4.2 舗装の構成及び仕上り	*構成及び厚さ ※図示による ・() *平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・()						事	化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発散する建築材料等の使用制限の原則																												
22.4.3 材 料	*再生アスファルトの種類 ・60～80 ・80～100 ・図示による *シールコート用乳剤の種類 ・PK-1 ・PK-2 ・図示による								<table><tr><td colspan="2">対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板</td><td>積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td><td></td><td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>③ ユリア樹脂板</td><td></td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>④ 壁紙</td><td></td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑦ 塗料</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑧ 仕上塗材</td><td></td><td></td></tr></table>	対策をとる建築材料等		使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板	積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等		①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤			⑥ 保温材、緩衝材、断熱材			⑦ 塗料			⑧ 仕上塗材			
対策をとる建築材料等		使用制限の原則																																			
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板	積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																			
② 家具、書架、実験台、その他の什器等		①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																			
③ ユリア樹脂板		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																			
④ 壁紙		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																			
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																					
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																					
⑦ 塗料																																					
⑧ 仕上塗材																																					
22.4.4 配合その他	*加熱アスファルト混合物等の種類(表層) ・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F) ・図示による				項	*特定建設資材の再資源化等	2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則																														
22.4.6 試 験	*アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない ・図示による						<table><tr><td colspan="2">対策をとる建築材料等</td><td>使用制限</td></tr><tr><td>木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤</td><td>クロルピリホス等</td><td>含有量が少ない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td></tr></table>	対策をとる建築材料等		使用制限	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等	含有量が少ない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																								
対策をとる建築材料等		使用制限																																			
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等	含有量が少ない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																			
5節 コンクリート舗装							工 事	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																													
22.5.2 舗装の構成及び仕上り	*構成及び厚さ ※図示による ・() 歩行者用通路のコンクリート版の厚さ ※70mm ・図示による ・()				<table><tr><td colspan="2">対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 壁紙用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td><td></td></tr><tr><td>② 木工用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用しているものとする。</td><td></td></tr></table>	対策をとる建築材料等			使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。		② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用しているものとする。																							
対策をとる建築材料等		使用制限の原則																																			
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																				
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑性剤を使用しているものとする。																																				
22.5.3 材 料	*設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 ※表22.5.1による ・() *早強ポルトランドセメント ・使用する ・使用しない ・図示による *注入目地材 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図示による																																				
22.5.4 施 工	*コンクリート版の目地の種類及び間隔 ※表22.5.3による ・() ・図示による 目地の構造 ※図22.5.1による ・() ・図示による																																				
装	6節 カラー舗装					工 事	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																														
	22.6.2 舗装の構成及び仕上り	*種類 ・加熱系 ・常温系 ・図示による *加熱系カラー舗装 構成、厚さ ・() ・図示による 表層に用いる結合材の種類 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・図示による 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 ・図示による 着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図示による																																			
	22.6.3 材 料	*加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※図示による ・()																																			
	22.6.4 配合その他	*加熱系 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・() ・図示による *ニート工法及び塗布工法の配合その他 ・() ・図示による *アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない																																			
	22.6.6 試 験																																				
工	7節 透水性アスファルト舗装					事	化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びブチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発散する建築材料等の使用制限の原則																													
	22.7.2 舗装の構成及び仕上り	*舗装構成 ※図示による ・() *平坦性 ※著しい不陸がないこと ・()						<table><tr><td colspan="2">対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板</td><td>積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td><td></td><td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>③ ユリア樹脂板</td><td></td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>④ 壁紙</td><td></td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑦ 塗料</td><td></td><td></td></tr><tr><td>⑧ 仕上塗材</td><td></td><td></td></tr></table>	対策をとる建築材料等		使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板	積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等		①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤			⑥ 保温材、緩衝材、断熱材			⑦ 塗料			⑧ 仕上塗材				
	対策をとる建築材料等		使用制限の原則																																		
	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板	積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																		
	② 家具、書架、実験台、その他の什器等		①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																		
③ ユリア樹脂板		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																			
④ 壁紙		ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																			
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤																																					
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																					
⑦ 塗料																																					
⑧ 仕上塗材																																					
8節 ブロック系舗装					項	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																															
22.8.2 舗装の構成及び仕上り	*コンクリート平板舗装の目地材 ・砂 ・モルタル ・図示による [表22.8.1] *舗石舗装の基層、厚さ ・アスファルト混合物[厚さ50mm] ・コンクリート版[厚さ70mm] ・() ・図示による *コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・砂 ・空練りモルタル ・図示による																																				
22.8.3 材 料	*平たん性 ※平板等間の段差3mm以内 ・() *コンクリート平板 種類、寸法 ・図示による ・() 厚さ ※60mm ・() ・図示による *インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※図示による 車路 ※曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm ・() ・図示による 歩道部 ※曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm ・() ・図示による *舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・図示による																																				
9節 砂利敷き																																					
22.9.2 材 料	*種別 通路 ※A種 ・B種 ・図示による 建物周囲その他 ・A種 ※B種 ・図示による [表22.9.1]																																				
23 章	1節 共通事項					項	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																														
	23.1.3 植栽地の確認等	*土壌 水素イオン濃度試験 ・行う ・行わない 電気伝導度試験 ・行う ・行わない																																			
	2節 植栽基盤																																				
	23.2.2 植栽基盤一般	*植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・行う ・行わない *有効土層 整備面積 ※図示による ・() 厚さ ※表23.2.1による ・() *暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※図示による ・() *植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示による [表23.2.2] 芝、地被類 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・図示による																																			
	23.2.3 材 料	*土壌改良材の適用 ・有() ・無 ・図示による *植込み用土 ・客土 ・現場発生土の良質土 ・図示による *客土の材料(1m ³ 当たり) さば土 0.84m ³ 雑物を含まない山さば土の良品 人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵 固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を6：4：3の割合としたもの																																			
植 栽	23.2.4 工 法	*土壌改良材の指定量 ・図示による ・()				工 事	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																														
	3節 植 樹																																				
	23.3.2 材 料	*樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※図示による ・() *支柱材の種類 ※丸太 ・竹 ・() ・図示による 丸太の防腐処理方法 ※加圧式防腐処理 ・() *幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも ・図示による																																			
	23.3.3 新植の工法	*支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による																																			
	23.3.4 新植樹木の枯補償	*新植樹木の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・()																																			
び	23.3.5 樹木の移植	*支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による				工 事	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																														
	23.3.6 移植樹木の枯損処置	*移植樹木の枯損処置期間 ※引渡日から1年間 ・()																																			
	4節 芝張、吹付けは種、地被類																																				
	23.4.2 材 料	*芝の種類 ※コウライシバの類 ・ノシバの類 ・() ・図示による *吹付けは種用種子 種類 ※洋芝類(23.4.2(3)(7)による) ・() 量 ・() ・図示による																																			
	上																																				
緑 化	23.4.3 芝張りの工法	*地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による ・() *芝張り工法 平地 ※目地張り ・べた張り ・図示による 法面 ※目地張り ※べた張り ・図示による				工 事	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																														
	23.4.7 芝張等の枯補償	*芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・()																																			
	5節 屋上緑化																																				
	23.5.2 植栽基盤	*土壌層の厚さ ・() ・図示による																																			
	23.5.3 材 料	*排水層の種類 ・軽量骨材(層の厚さ) ・板状成形品 ・図示による *土壌層 植込み用土の種類 ・人工軽量土 ※改良土 ・図示による *芝の種類 ※コウライシバの類 ・ノシバの類 ・() ・図示による *地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による ・() *樹木の樹種、寸法、株立数並びに刈込みものの適用及び数量 ※図示による ・() *見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※図示による ・()																																			
工 事	23.5.4 工 法	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・() ・図示による *支柱の設置及び形式 ※図示による ・() *かん水装置の設置及び種類 ※図示による ・() *新植樹木の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・() *芝及び地被類の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・()				工 事	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																														
	23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償																																				
事						工 事	*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引-関連様式]から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																														

[illegible]

2026年10月1日改定															
章	項 目		特 記 事 項			備 考		章	項 目		特 記 事 項			備 考	
	*CCUSの活用		*VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。 *建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。						4節 改質アスファルトシート防水 3.4.2 材 料		こて仕上げの場合の平たんさの種別 ・a種 ・b種 ・c種 *立上り部保護方法 ・図示による ・() *屋上排水溝 ・図示による ・()			[表8.1.5] れんが押さえの場合 工法 ・図示による	
2章	1節 共通事項 2.1.3 騒音・粉じん等の対策		*騒音・粉じん等の対策 ・防音パネル ・防音シート ※ 図示による *防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等 ※図示による ・()						3.4.3 種類及び工程		*改質アスファルトシート 種類及び厚さ ・図示による ※ 表3.4.1～表3.4.3までによる ・() *押え金物 材質、形状及び寸法 ・図示による ※ アルミニウム製L-30×15×2.0mm程度 ・() *屋根露出防水断熱工法に用いる断熱材（発泡プラスチック断熱材）の種類及び厚さ ・図示による ・() *新規防水層の種別 ・() ・図示による *仕上塗料の種類 ・() ・図示による 使用量 ※ アスファルトルーフィング類製造所の仕様による ・図示による ・() *工程2に先立ち設ける防湿用シートの設置[M3ASI工法、M4ASI工法及びP0ASI工法] ・図示による ・() *脱気装置の種類、設置数量 ※ 改質アスファルトシート製造所の仕様による ・図示による			[表3.4.1] ～[表3.4.3]	
	2.2.1 足場等		*足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 *屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 *外部足場 ※ 枠組足場またはくさび緊結式足場 ・単管本足場 ・仮設ゴンドラ ・移動式足場 ・() 設置するシート等 ・防護シート(JISA8952) ・防護ネット(JISA8960) ・防音シート ・() 足場、防護シート等の設置範囲 ※ 図示による *内部足場 ※ 脚立・足場板等 ・枠組足場またはくさび緊結式足場 ・() *材料、撤去材等の運搬方法 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・() [表2.2.1] *高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。						3 5.2 材 料		*ルーフィングシート種類及び厚さ ・図示による ※ 表3.5.1～表3.5.3までによる ・() *絶縁用シート及び可塑性以降防止用シートの材質 ※ 発泡ポリエチレンシート ・図示による ・() *固定金具の材質、形状及び寸法 ※防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれら鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもので厚さ0.4mm以上 ・図示による ・() *断熱工法に用いる断熱材 種類及び厚さ ・図示による ・() *新規防水層の種別 ・() ・図示による [表3.5.1] *脱気装置の種類、設置数量 ※ ルーフィングシート製造所の仕様による ・図示による *仕上塗料の種類 ・() ・図示による 使用量 ※ ルーフィングシート製造所の仕様による ・図示による *S-F2及びSI-M2の場合の軽歩行仕様 ※図示による ・() *SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルムを設置 ※ 図示による ・() *S-C1の場合の保護モルタルの塗厚 ※ 図示による ・() *接着工法の場合で下地が「レキャストコンクリート」の場合の目地処理 ※ 図示による ・() *S-F1又はSI-F1の場合の「レキャストコンクリート」下地の入隅部の増張り ※ 図示による ・() *一般部のルーフィングシート張付(機械式固定法)で建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による *屋内保護密着工法の場合の保護層の施工[立上り部の保護モルタル塗厚] ・図示による ・()			[表3.5.2]	
2章	3節 養生 2.3.1 既存部分の養生		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						5.3 種類及び工程		*ルーフィングシート製造所の仕様による ・図示による 使用量 ※ ルーフィングシート製造所の仕様による ・図示による *S-F2及びSI-M2の場合の軽歩行仕様 ※図示による ・() *SI-M1及びSI-M2の場合の防湿用フィルムを設置 ※ 図示による ・() *S-C1の場合の保護モルタルの塗厚 ※ 図示による ・() *接着工法の場合で下地が「レキャストコンクリート」の場合の目地処理 ※ 図示による ・() *S-F1又はSI-F1の場合の「レキャストコンクリート」下地の入隅部の増張り ※ 図示による ・() *一般部のルーフィングシート張付(機械式固定法)で建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※ 図示による *屋内保護密着工法の場合の保護層の施工[立上り部の保護モルタル塗厚] ・図示による ・()			[表3.5.1] ～[表3.5.2]	
	2.3.2 仮設間仕切り		*種別 ・A種 ・B種 ・C種 [表2.3.1] 設置箇所 ※ 図示による A種、B種の場合の材料 ・合板(厚さ ※ 9mm ・()mm) ※ せっこうボード(厚さ ※ 9.5mm ・()mm) 間仕切りへの仕上げ ※ 無 ・有(範囲及び仕上げは図示による) *仕様 ※ 合板張り木製厚程度 ・() 設置箇所 ※ 図示による ・()						6節 塗膜防水 3.6.3 種別及び工程		*新規防水層の種別 ※ 表3.6.1による(P0X工法の場合は種別X-1、L4X工法の場合は種別X-2) ・() ・図示による *仕上塗料の種類 ・() ・図示による 使用量 ・図示による ※ 主材料製造所の仕様による ・() *絶縁工法における脱気装置の種類及び設置数量 ・図示による ※ 主材料製造所の仕様による ・() *保護層の仕様[PIY工法及びP2Y工法] ・図示による ・()				
仮設	4節 仮設物 2.4.1 監督職員事務所、受注者事務所等 *監督職員事務所の備品 *受注者事務所、材料置場その他仮設物の設置場所 *建設工事名称板及び建設現場標識の設置		*監督職員事務所 ※ 設けない ・構内に設ける()㎡程度 ・既存建物内の一部 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、寒暖計、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 *選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合) ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 *材料置場 ※ 構内 ・構外 *その他仮設物 ※ 構内(従業員宿舍除く) ・構外 *建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない ・他工事と共同設置 *建設現場標識 ※ 設ける(他工事と共同設置を可とする) ・ 設けない						7節 シーリング 3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、合板等により適切に行う ・図示による ・() *既存部分の既存家具、既存設備等の養生方法 ※監督職員の承諾を受けてビニルシート等で行う ・図示による *既存ブラインド、カーテン等の養生方法 ・図示による ・ビニルシート等 ・保管場所() *固定された備品、机・ロッカー等の移動 ・図示による ・移動しない						3.1.4 改修方法の種類及び工程		*改修工法の種類 ※ 図示による ・シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 [表3.1.2] *拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法 *シーリング材の種類 ・図示による ※ [表3.7.1]による ・() *シーリング材表面の仕上 ・仕上げなし *目地寸法 ・図示による ・() *接着性試験 ※ 簡易接着性試験 ・引張接着性試験 ・図示による ・()			[表3.1.2]	
工事	3.1.4 改修工法の種類・工程		*既存部分の養生 ※ ビニルシート、												

項 目		特 記 事 項		備 考	章	項 目		特 記 事 項		備 考					
4	4.1.5	改修後の塗り 仕上げの種類	*改修後の新規仕上げの種類	※図示による	・薄付け仕上塗材塗り	・厚付け仕上塗材塗り	5.1.5	見本の製作等	*建具見本の製作	・有	※無				
	2節	コンクリート打放し仕上げ外壁の改修			・複層仕上塗材塗り	・可とう形改修用仕上塗材塗り	5.1.6	取り付け調整等	*特殊な建具の仮組	・実施する	・実施しない				
			3節	モルタル塗り仕上げ外壁の改修		・マスチック塗材塗り	・外壁用塗膜防水材塗り	5.1.7	その他	*ブラインドボックス等の再使用	・有	・無	再使用するもの	・()	・図示による
	4.2.4	材 料	*Uカットシール材充填工法に使用するシーリング材	※ポリウレタン系シーリング材	(・1成分形	・2成分形)	(・)								
	(4.3.5	材 料)	*シール工法材料	・パテ状エポキシ樹脂	・可とう性エポキシ樹脂	(・)		図示による							
	4.2.5	樹脂注入工法	*充填工法材料	・エポキシ樹脂モルタル	・ポリマーセメントモルタル	(・)		図示による							
	(4.3.2	ひび割れ部改修	*種類	※自動式低圧エポキシ樹脂注入工法(注入間隔	※200～300mm	(・)		樹脂注入量:	()						
	4.4.2	共通事項		・手動式エポキシ樹脂注入工法(注入口間隔:			樹脂注入量:	()							
	4.3.6	樹脂注入工法)		・機械式エポキシ樹脂注入工法(注入口間隔:			樹脂注入量:	()							
	4.4.6		*ひび割れ部の注入状況の確認方法	※コア抜き取り	(・)										
				コアの抜き取り個数	※1個/長さ500mごと及びその端数	(・)									
	4.3.5	材 料		抜き取り部分補修方法	※図示による	(・)									
	(4.4.5	材 料)	*モルタル塗替え工法用材料	モルタル	・現場調査材料	・既調査材料()	(・)								
				既製目地材	・使用する(形状	()		不使用しない							
	章			*アンカー・ピンニング注入工法用材料											
				ポリマーセメントスラリー	※図示による	(・)									
				アンカー・ピン材質等	※ステンレス鋼SUS304	呼び径4mmの丸棒で全ネジ切り加工したもの	(・)								
		4.3.10	モルタル塗替え工法	*注入口付アンカー・ピンニング注入工法材料	注入口付アンカー・ピン材質等	※SUS304	呼び径外径6mm	(・)							
4.3.11		アンカー・ピンニング部分	*下地処理	仕上げ厚又は全塗厚25mmを超える場合の処置	※図示による	(・)									
4.4.9		エポキシ樹脂注入工法	*浮き部分に対するアンカー・ピン本数	※16本/㎡(一般部分)、25本/㎡(指定部分)、5本/㎡(狭幅部)	(・)			図示による							
4.3.12		アンカー・ピンニング全面	*アンカー・ピン固定用樹脂注入量(挿入孔1か所当たり)	※25ml	(・)		ml								
4.4.10		エポキシ樹脂注入工法	*浮き部分に対するアンカー・ピン本数及び注入口の数	※表4.3.5及び図4.3.2による	(・)										
			*注入量(注入口1か所当たり)	※25ml	(・)		ml								
4.3.13		アンカー・ピンニング全面ホリ	*浮き部分に対するアンカー・ピン本数及び注入口の数	※表4.3.5及び図4.3.2による	(・)										
4.4.11		マーセメントスラリー注入工法	*注入量(注入口1か所当たり)	※50ml	(・)		ml								
4.3.14		注入口付アンカー・ピンニング	*浮き部分に対する注入口付アンカー・ピン本数	※9本/㎡(一般部分)、16本/㎡(指定部分)、5本/㎡(狭幅部)	(・)										
4.4.12		部分エポキシ樹脂注入工法						図示による							
			*注入量(注入口1か所当たり)	※25ml	(・)		ml								
4.3.15		注入口付アンカー・ピンニング	*浮き部分に対する注入口付アンカー・ピン本数	※表4.3.6及び図4.3.4による	(・)										
4.4.13		全面エポキシ樹脂注入工法	*注入量(注入口1か所当たり)	※25ml	(・)		ml								
外		4.3.16	注入口付アンカー・ピンニング	*浮き部分に対する注入口付アンカー・ピン本数	※表4.3.6及び図4.3.4による	(・)									
		4.4.14	全面ホリマーセメントスラリー 注入工法	*注入量(注入口1か所当たり)	※50ml	(・)		ml							
	壁	4節	タイル張り仕上げ外壁の改修												
		4.4.5	材 料	*タイル(部分)張替え工法用材料			・ホリマーセメントモルタル	・外装タイル接着剤							
				外装タイル接着剤張りの場合の目地詰め			・行う	・行わない							
				タイルの形状、寸法、耐凍害性の有無、耐滑り性等	※図示による	(・)									
				標準色・特別色の別	※図示による	(・)									
				タイル役物	・使用する	・使用しない									
				既調査モルタル	※図示による	(・)									
				*外壁タイル接着剤張りのシーリング材											
				シーリング材の種類	打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地	※ポリウレタン系	(・)								
					伸縮調整目地及びその他目地	※変成シリコーン系	(・)								
		4.4.7	タイル部分張替え工法	*既存の下地モルタル等を撤去せず、1力所当たりの張替え面積が0.25㎡を超える場合の工法	※図示による	(・)									
		4.4.8	タイル張替え工法	*伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地の位置	※表4.4.2による	(・)			図示による						
				*見本焼	・有	※無	試験張り	・有	※無						
				*セメントモルタルによるタイル張りの工法											
				下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理	・図示による	(・)									
				下地モルタル塗りの接着力試験	(・)				図示による						
			セメントモルタルによるタイル張りの工法												
改				外装タイル	・密着張り	・改良圧着張り									
			ユニットタイル	・マスク張り	・モザイクタイル張り										
			*有機系接着剤によるタイル張り												
			下地モルタル塗りを行うコンクリート素地面の処理	・図示による	(・)										
			下地モルタル塗りの接着力試験	(・)				図示による							
			タイルの種類等	・外装タイル	・ユニットタイル										
			外装タイル接着剤張りの目地詰めを行わない場合	・図示による	(・)										
	4.4.15	注入口付アンカー・ピンニングエポ キシ樹脂注入タイル固定工法	*注入口付アンカー・ピンの本数	()	本/㎡			図示による							
			*注入量(注入口1か所当たり)	※25ml	(・)		ml								
	4.4.16	目地改修工法	*伸縮調整目地	位置及び寸法	※図示による	(・)									
	5節	仕上塗材仕上げ外壁等の改修													
	4.5.2	材 料	*塗り仕上用材料(仕上塗材)	種類、仕上げ形状、工法	(・)			図示による							
			外装厚塗材Si、Eにおける上塗材	・塗る	・塗らない										
			外装厚塗材Cの上塗材がセメントスタッコ以外の場合	(・)				図示による							
			*複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の耐候性	※耐候形3種	(・)			図示による							
	4.5.4	既存塗膜等の除去、 下地処理及び下地調整	*複層仕上塗材及び可とう形改修塗材の上塗材の種類	※水系アクリルのつやあり	(・)										
	(4.6.2	材料及び工法	*工法	・サンダー工法	・高圧水洗工法	・塗膜はく離剤工法	※水洗い工法(高圧水洗機(10～15MPa)								
			*下地調整	下地調整塗材に代えてポリマーセメントモルタルを使用	・使用する	・使用しない									
4.7.4	既存塗膜等の除去、 下地処理及び下地調整)	*処理範囲(水洗い工法以外)	※既存仕上面全体	(・)			図示による								
		*水洗い工法の処理範囲	※他の工法で処理する範囲以外の既存仕上面全面	・図示による											
7節	外壁用塗膜防水材による改修														
4.7.2	材 料	*塗り仕上用材料(外壁用塗膜防水材)	仕上げの形状及び工法	(・)			図示による								
		模様材の種類	※図示による	(・)											
		仕上げを砂壁状、じゅらく状等とする場合の模様材の種類	※図示による	(・)											
		仕上塗料の種類	※図示による	(・)											
		*仕上塗料の耐候性	※図示による	(・)											
4.7.3	施工一般		下地拳動緩衝材	・使用する	・使用しない		図示による								
5	1節	一般事項													
	5.1.3	改修工法	*改修工法	・かぶせ工法	・撤去工法										
			*新規建具を設ける壁部分の開口の開け方及び新規建具周囲の補修工法並びにその範囲	※図示による											
			*補修範囲	※図示による	(・)										
	5.1.4	防火戸	*防火戸の適用	※図示による	(・)										
			*防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの	・ヒューズ装置	・熱感知器	・煙感知器	・図示による								
	章														

2026年10月1日改定															
章	項	目	特記事項				備考	章	項	目	特記事項				備考
6章	7節	軽量鉄骨壁下地 6.7.3 形式及び寸法	*天井のふところが3mを超える場合の補強方法 ※ 図示による ・()					14節	壁紙張り 6.14.2 材 料	*壁紙の種類 ※ 図示による ・()					
			*天井下地材の耐震性を考慮した補強方法 ※ 図示による ・()							*防火性能 ※ 図示による ・()					
			*耐風圧性を考慮した補強方法(屋外軒天井、ピロティ天井等) ※ 図示による ・()							*モルタル面及びせつこうプaster面の素地ごしらえ 種別 ・A種 ※ B種 [表6.14.1]					
	6.7.4	工 法	*スタッドランナーの種類 ・50形 ・65形 ・90形 ・100形 ※ スタッドの高さに応じた種類 ・()					6.14.3	施 工	*コンクリート面の素地ごしらえ 種別 ・A種 ※ B種 [表6.14.2]					
			*スタッド高さが5.0mを超える場合 ・() ・図示による							*せつこうボード面の素地ごしらえ及びけい酸カルシウム板面の素地ごしらえ 種別 ・A種 ※ B種 [表6.14.3]					
	*出入口及びこれに準ずる開口部の補強 ※ 6.7.4(5)による ・() ・図示による					6	15節	モルタル塗り 6.15.3 材 料	*モルタル ・現場調合材料 ・既調合材料() ・図示による						
	(ビニル床シート、ビニル床タイル及びゴム床タイル張り)								*既製目地材 ・使用する(形状:) ・使用しない ・図示による						
	6.8.2	材 料	*ビニル床シート 種類の記号 ※ FS ・() ・図示による					6.15.5	下地処理 6.15.6 工 法	*壁面の場合で、仕上げ厚又は全塗り厚が6.15.4(3)の規定を満足しない場合 ・図示による					
			厚さ ※ 2.0mm ・() ・図示による							*床の目地割り ※ 目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 ・() ・図示による					
	色柄 ・() ・図示による						16節	タイル張り 6.16.2 施工一般	*伸縮目地の位置 ※ 縦横4m以内ごとく(床タイル) ・() ・図示による						
	*ビニル床タイル 種類の記号 ※ K T ・() ・図示による								6.16.3	セメントモルタルによる タイル張り	*タイルの見本焼き ・有 ※無 試験張り ・有 ※無				
寸法 ・() ・図示による					*タイル ・適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法										
厚さ ※ 2.0mm ・() ・図示による					装		改	修	工	事	*役物 ・有 ・無				
色柄 ・() ・図示による											*張付けモルタル 既調合モルタル ・() ・図示による				
*特殊機能床材					7		17節	セルフプレバッキング材塗り 6.17.3 調合及び塗厚	*下地モルタル塗りのコンクリート素地面の下地処理 ・目荒し工法 ・() ・図示による						
帯電防止床シート 種類、性能、厚さ等 ・図示による ・()						*壁タイル張りの工法 内装タイル ・密着張り ・改良圧着張り									
帯電防止床タイル 種類、性能、寸法、厚さ等 ・図示による ・()					6.16.4	有機系接着剤による タイル張り	ユニットタイル(内装タイル以外) ・マスク張り ・モザイクタイル張り								
視覚障害者用床タイル 種類、形状 ・図示による ・()							*タイル ・適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法								
耐動荷重性床シート 種類、厚さ等 ・図示による ・()					装	改	修	工	事	*役物 ・有 ・無					
防滑性床シート 種類、厚さ等 ・図示による ・()										*タイル ※ 図示による					
防滑性床タイル 種類、寸法、厚さ等 ・図示による ・()					17節	セルフプレバッキング材塗り 6.17.3 調合及び塗厚	*タイル ※ 図示による								
*ビニル幅木 種類 ・図示による ・()							*タイル ・適用箇所 形状 寸法 耐凍害性 耐滑り性 標準色/特別色 タイル張り工法								
厚さ ※ 1.5mm以上 ・図示による ・()					装	改	修	工	事	*役物 ・有 ・無					
高さ ※ 60mm ・図示による ・()										*タイル ※ 図示による					
*ゴム床タイル 色柄、種類、厚さ、寸法等 ・図示による ・()					17節	セルフプレバッキング材塗り 6.17.3 調合及び塗厚	*タイル ※ 図示による								
*ビニル床シート、ビニル床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・図示による ・()							*タイル ※ 図示による								
*ゴム床タイル用の接着剤種別[下地がセメント系及び木質系以外の場合] ・図示による ・()					17節	セルフプレバッキング材塗り 6.17.3 調合及び塗厚	*タイル ※ 図示による								
*6.8.3(1)(ア)～(ウ)以外の下地の工法 ・図示による ・()							*タイル ※ 図示による								
*接合部の処理 ※ 熱溶接工法 ・() ・図示による					17節	セルフプレバッキング材塗り 6.17.3 調合及び塗厚	*タイル ※ 図示による								
*接合部の処理 ※ 熱溶接工法 ・() ・図示による							*タイル ※ 図示による								
9節	カーペット敷き 6.9.2 材 料	*織じゅうたん 織り方、パイルの形状 ・図示による ・()				[表6.9.1]	1節	共通事項 7.1.3 材 料	*防火材料 ※図示による						
		色柄 ・() ※ 模様のない無地 ・図示による													
		パイル糸の種類 ・A種 ・B種 ・C種													
	*タフテッドカーペット	パイルの形状、パイル長 ・図示による ・()				[表6.9.1]	2節	下地調整	*RB種塗替えの場合の既存塗膜の撤去範囲 ※ 劣化部分 ・図示による						
		帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・()													
		帯電性 ※ 人体帯電圧3kV以下 ・()													
	*タイルカーペット	種類 ※ 第一種 ・第二種 ・図示による				[表6.9.1]	7.2.1	施工一般	*RB種塗替えの場合の既存塗膜の撤去範囲 ※ 劣化部分 ・図示による						
		パイルの形状 ※ ループパイル ・() ・図示による													
		寸法 ※ 500mm角 ・() ・図示による													
	6.9.4	工 法	総厚さ ※ 6.5mm ・() ・図示による				[表6.9.1]	7.2.2	木部の下地調整	*木部の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種[不透明塗料塗り] ・RC種 ・図示による					
			*下敷き材 ※ JIS L 3204(反毛フェルト)の第2種2号、呼び厚さ8mm ・() ・図示による												
*取付け用付属品 見切り材、押え金物の材質、種類、形状 ※図示による ・()															
*タフテッドカーペットの工法	・グリッター工法 ・全面接着工法 ・図示による				[表6.9.1]	7.2.3	鉄鋼面の下地調整	*鉄鋼面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による							
	*織じゅうたんの接合方法[グリッター工法] ※ ヒートボンド工法 ・手縫い														
	*タイルカーペットの敷き方[全面接着工法] 平場 ※ 市松敷き ・() ・図示による														
階段 ※ 模様流し ・() ・図示による					7.2.4	亜鉛めっき鋼面の 下地調整	*亜鉛めっき鋼面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による								
*弾性ウレタン樹脂系 仕上げの種類 ※ 平滑 ・防滑 ・つや消し ・図示による															
*エポキシ樹脂系 工法 ・薄膜流しのべ ・厚膜流しのべ ・樹脂モルタル ・図示による							7.2.5	モルタル面及びプaster 面の下地調整	*モルタル面及びプaster面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による						
仕上げの種類 ・平滑 ・防滑					7.2.6	コンクリ面、ALC面、 押出成形セメント面の 下地調整			*コンクリ面、ALCパネル面の下地調整種別[DP塗り以外] ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による						
*種類 ・単層フローリング(・フローリングボード1等 ・フローリングブロック1等) ・複合フローリング ・図示による									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*コンクリ面[DP塗り]、押出成形セメント板面の下地調整種別 ・RA種 ・RB種 ・RC種 ・図示による				
*工法 ・釘留め(根太張り)工法 ・釘留め(直張り)工法 ・接着工法 ・図示による							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*ひび割れ部の補修 ・() ・図示による				
*根太張り工法					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
フローリング									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
フローリングボードの樹種							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
複合フローリングの種別					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
複合フローリングの樹種									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
*直張り工法							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
フローリング					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
樹種									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
複合フローリングの種別							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
複合フローリングの樹種					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
*フローリング									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
フローリングボードの樹種							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
複合フローリングの種別					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
複合フローリングの樹種									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
*フローリングブロックの樹種、厚さ、幅及び長さ							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
*フローリング裏面の不陸緩衝材					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
*下地調整及び塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
下地調整							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装									7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整	*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装							7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整			*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種 ・図示による				
塗装					7.2.7	せつこうボード面,その他 ボード面の下地調整					*せつこうボード面及びその他ボード面の下地調整種別 ・RA種 ※ RB種 ・RC種				

No.8a

No.9a

項 目		特 記 事 項				備 考		章	項 目		特 記 事 項				備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
第 1 編	1章 一般事項 1節 総 則 1.1.1 適 用	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1)愛知県財務規則 2)工事請負契約書 3)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 4) “ ” 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（令和7年版） 5) “ ” 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 6) “ ” 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（令和7年版） 7) “ ” 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版） 8) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（令和7年版） 9) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（令和7年版） 10) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（令和7年版） 11) “ ” 建築物解体工事共通仕様書（令和4年版） 12)関係法令及び諸工事基準 13)愛知県建築工事項目管理要領				【改修1.1.1】		第 1 編	*工事写真	1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体（CD－RまたはDVD－R）2部とする。 ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書（電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類）については、1部とする。 なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時（中間検査、完了検査）に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	1.1.2 用語の定義	* 公共建築工事標準仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。				【改修1.1.3】				3節 工事現場管理 1.3.1 施工管理	* 竣工写真 監督職員の指示によりカラー撮影																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	1.1.3 官公署その他への届出手続等	* 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。				【改修1.1.4】					1.3.2 電気保安技術者 1.3.3 施工条件	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。				【改修1.3.1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）の工事実績情報システム（コリンス）に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を（JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って）受けた上、行う。（受注時、変更時、竣工時）また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				【改修1.1.5】						* ※ 適用する ・適用しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ・有（ ） ・無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・30日 ・（ ） 休日（年末年始休暇及び夏期休暇） ・9日 ・（ ） その他の作業不能日 ・（ ）日 ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有（駐車場所：※ 敷地内 ・（ ）） ・無 4) 資機材置場所 置場制限 ※ 有（置場所：※ 敷地内 ・（ ）） ・無 5) その他（ ）				【改修1.3.2】 【改修1.3.3】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	1.1.5 書面の書式及び取扱い	* 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。 * 情報共有システムの適用要件は以下のとおりとする。 1)本工事における情報共有システムは、（公財）愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/) 2)情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 3)本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 4)成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。				【改修1.1.7】						* 週休2日制工事 *ウィークリースタンス *ワンデーレスポンス																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
1.1.7 関連工事等の調整							1.3.9 発生材の処理等					【改修1.9.1】																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
共 通 事 項		<table><tr><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="5">工 事 区 分</th><th rowspan="2">備 考</th><th rowspan="2">項 目</th><th colspan="5">工 事 区 分</th><th rowspan="2">備 考</th></tr><tr><th>建築</th><th>電気</th><th>管</th><th>空調</th><th>浄化槽</th><th>建築</th><th>電気</th><th>管</th><th>空調</th><th>浄化槽</th></tr><tr><td>設備スリーブ箱入</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td>水槽・その他マンホール</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>同上用構造体補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>厨房機器接続</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ 防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>化粧棚及び鏡</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>天井・壁埋込器具切込補強</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>実験台設備接続</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器基礎・防水処理</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>ワイランド用受台</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>設備機器用アンカーボルト</td><td></td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td>※</td><td></td><td>防煙シャッター、同用煙感知器、</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(外部)空気取入・換気ガラリ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>防火戸自閉装置及び</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(内部)空気取入・換気ガラリ</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>各間の配線</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>換気扇取付枠</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>同上壁までの電源送り</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>建物内外配線配管ビット蓋</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>排煙口開放装置</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td></tr><tr><td>建物内排水溝</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>排煙口手動開放装置</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>たて樋接続用横引管</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>消火栓箱込発信器類及び取付</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>発電機用 冷却用給水排水</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>不燃性ガス消火設備への電源送り</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ 燃料用油配管</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>減圧水槽以降</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ 通気管</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>燃料小出槽以降</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ オイルタンク</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>電動黒板・電動バリマスク</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>動力制御盤及び配線</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>受水槽・高架水槽基礎</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自動制御盤及び配線</td><td></td><td></td><td></td><td>※</td><td>※</td><td></td><td>“ “ “ 梁台</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>自動制御盤への電源送り</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>天井・壁改め口</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>ファンコイルへの電源送り</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>床・改め口</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>液面電極体リレー及び配線</td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>汚水樹</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td>汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く</td></tr><tr><td>床排水金物</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>流し台排水金物</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>雑排水樹</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>“ 設備接続</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td>雨水樹</td><td>※</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>				項 目	工 事 区 分					備 考	項 目	工 事 区 分					備 考	建築	電気	管	空調	浄化槽	建築	電気	管	空調	浄化槽	設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※						同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※				“ 防水処理	※						化粧棚及び鏡							天井・壁埋込器具切込補強	※						実験台設備接続							設備機器基礎・防水処理	※						ワイランド用受台	※						設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※		防煙シャッター、同用煙感知器、	※						(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び							(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線							換気扇取付枠	※						同上壁までの電源送り		※					建物内外配線配管ビット蓋	※						排煙口開放装置				※			建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※						たて樋接続用横引管	※						消火栓箱込発信器類及び取付		※					発電機用 冷却用給水排水		※					不燃性ガス消火設備への電源送り		※					“ 燃料用油配管		※					減圧水槽以降							“ 通気管		※					燃料小出槽以降			※				“ オイルタンク		※					電動黒板・電動バリマスク		※					動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※						自動制御盤及び配線				※	※		“ “ “ 梁台			※				自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口	※						ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口	※						液面電極体リレー及び配線		※					汚水樹			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く	床排水金物			※											流し台排水金物	※						雑排水樹			※				“ 設備接続			※				雨水樹	※						【改修1.1.8】		第 1 編	* 建設副産物	【改修1.9.1】 【改修1.9.1】 * 建設副産物				【改	
	項 目	工 事 区 分					備 考	項 目	工 事 区 分					備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
		建築	電気	管	空調	浄化槽			建築	電気	管	空調	浄化槽																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	設備スリーブ箱入		※	※	※	※		水槽・その他マンホール	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	同上用構造体補強	※						厨房機器接続		※	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	“ 防水処理	※						化粧棚及び鏡																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	天井・壁埋込器具切込補強	※						実験台設備接続																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	設備機器基礎・防水処理	※						ワイランド用受台	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	設備機器用アンカーボルト		※	※	※	※		防煙シャッター、同用煙感知器、	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
	(外部)空気取入・換気ガラリ	※						防火戸自閉装置及び																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
(内部)空気取入・換気ガラリ	※						各間の配線																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
換気扇取付枠	※						同上壁までの電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
建物内外配線配管ビット蓋	※						排煙口開放装置				※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
建物内排水溝	※						排煙口手動開放装置	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
たて樋接続用横引管	※						消火栓箱込発信器類及び取付		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
発電機用 冷却用給水排水		※					不燃性ガス消火設備への電源送り		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
“ 燃料用油配管		※					減圧水槽以降																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
“ 通気管		※					燃料小出槽以降			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
“ オイルタンク		※					電動黒板・電動バリマスク		※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
動力制御盤及び配線		※					受水槽・高架水槽基礎	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
自動制御盤及び配線				※	※		“ “ “ 梁台			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
自動制御盤への電源送り		※					天井・壁改め口	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
ファンコイルへの電源送り		※					床・改め口	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
液面電極体リレー及び配線		※					汚水樹			※			汚水処理槽流入側 槽入口汚水樹を除く																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
床排水金物			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
流し台排水金物	※						雑排水樹			※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
“ 設備接続			※				雨水樹	※																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和7年2月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)				【改修1.1.9】		1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。),「宅地造成及び特定盛土等規制法」、その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。))に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コリス・プラス」と言う。))に登録及び必要事項を入力し、コリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm ³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。				愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、同関係様式は次の愛知県建設企画課Webページから入手することができ ます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html コリス・プラス https://rkplus.jaic.or.jp																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。				【改修1.1.14】		設計事務所名 年度 工事名称 図面番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
1.1.14 遠隔臨場の実施	* 遠隔臨場の適用 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式 ・適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjyo.html)に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること(施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は、省略可)。				【改修1.2.1】 【改修1.2.4】		建築士登録番号 縮尺 建築士氏名 電気設備工事特記仕様書 1／7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
2節 工事関係図書 1.2.1 実施工程表 1.2.4 工事の記録等	* 概成工期 ・有(年 月 日) ※ 無 * 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課Webページ「建設技術基準等(建築)の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)						検 図 製 図 設 計 ○年○月 愛知県建築局公共建築部公共建築課																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																

章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考
第1編 一般共通事項	4節 機器及び材料	*「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課Webページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicie/	第1編 一般共通事項	* 法定外の労災保険 * 事故報告	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。	
	1.4.1 環境への配慮	*「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。			* 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。	
	1.4.2 機材の品質等	*「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照。)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 2. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。			* 工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。	
	* 再生資源の利用の指定	* 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧			* 施工体制 * 施工体制台帳	* 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる(愛知県内全市町村) ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる(豊橋市・田原市・南知多町) ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない	
	【改修1.4.3】 再使用機材	あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※() * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。			* 施工体系図	* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)	
	5節 施 工	* 取外し後再使用する機材 ※ 図示による ・() 取外し後特別な清掃を行う機材及びその方法 ※ 図示による ・()			* 各種調査への協力 * 工事コスト調査の協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をする。こと。 * 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。	
	1.5.3 施工の検査等	* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う() * 化学物質の濃度 ・ 測定する ※ 測定しない * 測定時期 () 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン ・パラジクロロベンゼン ・() 測定方法 ※ パツッパ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・() 測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/)			* 請負代金内訳書等	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう)に係る掛け金を明示すること。	
	1.5.8 化学物質の濃度測定	* 中間技術検査 ・ 行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)			* 騒音・振動対策	* 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名:	
	6節 工事検査及び技術検査	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 (1.7.2により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 3) 契約図の2つ折り製本 1部 4) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 5) 施工図の2つ折り製本 1部 6) 保全に関する資料 1部 7) その他必要書類 1部 8) 契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部			* 排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5~260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))	
	1.6.2 技術検査	* 完成図の種類及び記載内容 ※ 表1.7.1による(改修は表1.11.1) ・() CADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 サイズ ※ 設計原図と同じ ・() 原図用紙の種類 ※PPC用ホリエステルサンド和紙 同等品 ・ トレーシングペーパー 提出部数 ※ 原図:1部、複写図:2部 ・() * 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書2)に代える ・()			* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。	
7節 完成図等	* 特定特殊自動車の燃料		* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。 なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。				
1.7.1 完成時の提出図書	* 薬液注入工法		* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。				
第2編 愛知県建設局公共建築部公共建築課	【改修】5節 施工調査	* 分析調査 ・ 行う(・ 定性分析 ・ 定量分析) ・ 行わない ・ 図示による	第2編 愛知県建設局公共建築部公共建築課	* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。	図面番号	
	【改修】7節 養生	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 建設業退職金共済制度	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。		
	【改修】8節 撤 去	* 撤去前に内容物の回収を要する機器、配管等の処置 ※ 図示による ・() * 石綿の撤去 ※ 図示による ・() * 機器等撤去跡の補修等 ※ 図示による ・ 監督職員と協議 ・() * 撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※ 図示による ・ 監督職員と協議 ・()		* 契約後VE	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html		
	【改修】8節 撤 去	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。		
	【改修】8節 撤 去	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 建設業退職金共済制度	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。		
	【改修】8節 撤 去	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 薬液注入工法	* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。		
	【改修】8節 撤 去	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業	* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。		
	【改修】8節 撤 去	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 建設業退職金共済制度	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。		
	【改修】8節 撤 去	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 契約後VE	* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。		
	【改修】8節 撤 去	* 養生範囲 ※ 図示による ・() * 養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 既存設備等の養生方法 ※ビニルシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・() * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ・ 図示による ・ 移動しない ・() * 機材搬入及び撤去機材搬出通路の養生 ※ビニルシート、合板等による ・ 図示による ・()		* 騒音・振動対策	* 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名:		図面番号
【改修】8節 撤 去	* 排出ガス対策型建設機械	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう)に係る掛け金を明示すること。					

No.3a

2026年10月1日改定													
章	項 目	特 記 事 項				備 考	章	項 目	特 記 事 項				備 考
第2編	18節 施工の立会い及び試験 2.18.2 施工の試験	* 接地抵抗測定（構造体接地極、環状接地極、網状接地極、基礎接地極の場合） 測定時期 ・（ ） 回数 ・（ ） ・図示による * 一般照明の照度測定 ※ 行う ・行わない ・図示による * 総合動作試験【改修工事の場合】 ・行う ・行わない				【改修2.19.2】	第2編	1.1.7 燃料等	* 排気ガス処理装置等 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・（ ）以下 ・図示による * 燃料油 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による （JIS K 2204） 重油 ・1種（A種）1号 ・1種（A種）2号 ・図示による （JIS K 2205） * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・（ ） ・図示による				
	1章 機 材 1節 キュービクル式配電盤 1.1.3 キャビネット	* 機材 ※ 6kV端末処理材はプレハブとする。 ・（ ） * キャビネット（屋内） ※ 鋼板製 ・ステンレス製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・（ ） ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない * キャビネット（屋外） ※ 鋼板製 ・ステンレス製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・（ ） ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない * 低圧進相コンデンサの絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・乾式 * 低圧進相コンデンサ用直列リアクトルの容量 ※ 組合せる低圧進相コンデンサの容量の 6% ・（ ） * 積算計器 計量法による検定付 ※ 適用する ※ 適用しない * 交流遮断器の操作方式 ※ 図示による ・手動ばね操作方式 ・電気操作方式 * 高圧進相コンデンサの絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・乾式 素子種別 ※ 図示による ・蒸着電極コンデンサ（SH） ・はく電極コンデンサ（NH） * 直列リアクトル 絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・モールド 最大許容電流が高調波条件により許容する値を超える場合 ・（ ） ・図示による * 高圧負荷開閉器の操作方式 ・電動式 励磁突入電流抑制対策機能付 ・適用する ・適用しない 高圧引込用気中負荷開閉器（架空引込用）（PAS） ※ 図示による ・避雷器内蔵 ・避雷器非内蔵				【改修1.1.1】		2節 ガスエンジン発電装置 1.2.1 一般事項 1.2.4 原動機	* 発電装置の運転時間 ※ 図示による ・（ ） * 性能 排気ガスの排出規制値 ・（ ） ・図示による * 共通台板 水平震度 ・（ ） ・図示による * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.2.3の*印のうち、適用するもの ・（ ） ・図示による 1.2.6 補機附属装置等 * 適用機器等 ・（ ） ・図示による * 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・（ ）以下 ・図示による * 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・（ ） ・図示による				
	1.1.5 器具類	* 低圧進相コンデンサの絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・乾式 * 低圧進相コンデンサ用直列リアクトルの容量 ※ 組合せる低圧進相コンデンサの容量の 6% ・（ ） * 積算計器 計量法による検定付 ※ 適用する ※ 適用しない * 交流遮断器の操作方式 ※ 図示による ・手動ばね操作方式 ・電気操作方式 * 高圧進相コンデンサの絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・乾式 素子種別 ※ 図示による ・蒸着電極コンデンサ（SH） ・はく電極コンデンサ（NH） * 直列リアクトル 絶縁方式 ※ 図示による ・油入 ・モールド 最大許容電流が高調波条件により許容する値を超える場合 ・（ ） ・図示による * 高圧負荷開閉器の操作方式 ・電動式 励磁突入電流抑制対策機能付 ・適用する ・適用しない 高圧引込用気中負荷開閉器（架空引込用）（PAS） ※ 図示による ・避雷器内蔵 ・避雷器非内蔵				【改修1.2.4】		3節 ガスタービン発電装置 1.3.1 一般事項 1.3.4 原動機	* 発電装置の運転時間 ※ 図示による ・（ ） * 構造一般 原動機の外箱周囲1mにおける運転音 ※ 90dB（A）以下 ・（ ） * 性能 排気ガスの排出規制値 ・（ ） ・図示による * 部品等 潤滑油系統の配管に設ける冷却器 ※ 空冷式 ・水冷式 ・図示による * 共通台板 水平震度 ・（ ） ・図示による * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない 表1.3.2の*印のうち、適用するもの ・（ ） ・図示による 1.3.6 補機附属装置等 * 主燃料タンク等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出タンク 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 主燃料タンクから離れた給油ボックスで注油を行う場合又は複数の主燃料タンクがある場合の給油ボックスと遠隔油量指示計 ・共用形とする ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による				
第3編	1.1.6 高圧機器	* 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ※ 図示による * 交流遮断器の操作方式 ※ 図示による * 高圧進相コンデンサの絶縁方式 ※ 図示による 素子種別 ※ 図示による 絶縁方式 ※ 図示による 最大許容電流が高調波条件により許容する値を超える場合 ・（ ） * 高圧負荷開閉器の操作方式 ・電動式 励磁突入電流抑制対策機能付 ・適用する 高圧引込用気中負荷開閉器（架空引込用）（PAS） ※ 図示による				【改修1.2.4】	第3編	1.3.7 燃料等	* 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・（ ）以下 ・図示による * 燃料油 灯油 ・1号 ・2号 ・図示による （JIS K 2203） 軽油 ・1号 ・2号 ・3号 ・特3号 ・図示による （JIS K 2204） 重油 ・1種（A種）1号 ・1種（A種）2号 ・図示による （JIS K 2205） * 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・（ ） ・図示による				
	2節 高圧スイッチギヤ 1.2.2 構造一般 1.2.4 導電部	* 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・LSC1 ・LSC1-PI ・（ ） ・図示による * 高圧スイッチギアの導電部 定格電流 ・（ ） ・図示による 定格短時間耐電流・（ ） ・図示による				4節 マイクロガスタービン発電装置 1.4.1 一般事項		* 発電出力200kw超のマイクロガスタービン発電装置の仕様等 ※ 図示による * 発電装置の運転時間 ※ 図示による * 運転方式 系統連系しないもの ・（ ） ・図示による 1.4.2 構造一般 * 外箱周囲1mにおける運転音 ※ 70dB（A）以下 ・（ ） 1.4.3 発電機 * 逆変換装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による 1.4.4 原動機 * マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組み合わせる場合 ・（ ） ・図示による * 排気ガスの排出規制値 ・（ ） ・図示による * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない * 原動機の排気ガスの窒素酸化物の規制値 ・（ ）以下 ・図示による 1.4.8 共通台板 * 共通台板 水平震度 ・（ ） ・図示による 1.4.11 主燃料タンク等 * 主燃料タンク等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出タンク 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 主燃料タンクから離れた給油ボックスで注油を行う場合又は複数の主燃料タンクがある場合の給油ボックスと遠隔油量指示計 ・共用形とする ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による					
	3節 22/33kV特別高圧スイッチギヤ 1.3.2 構造一般 1.3.4 導電部	* 運転連続性喪失区分及び仕切板等級 ・LSC1 ・LSC1-PI ・LSC2B-PI ・（ ） ・図示による * 22/23kV特別高圧スイッチギアの導電部 定格電流 ・（ ） ・図示による 定格短時間耐電流・（ ） ・図示による				5節 燃料電池発電装置 1.5.1 一般事項		* 燃料電池発電装置の仕様等（りん酸形燃料電池以外で出力10Kw以上のもの） ※ 図示による * 運転方式 系統連系しないもの ・（ ） ・図示による * 発電装置の運転時間 ※ 図示による * 設置条件（温度） ※ 1.5.1(6)(ア)、(イ)による ・（ ） ・図示による * 燃料電池装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・図示による * 制御装置 遠方監視用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.5.3の*1印のうち、適用するもの ・（ ） ・図示による 1.5.8 燃料等 1.5.9 配管材料等 6節 熱併給発電装置（コージェネレーション装置） 1.6.1 一般事項					
第4編	5節 低圧スイッチギヤ 1.5.2 構造一般 1.5.4 導電部	* スwitchギヤの形 ・CX形 ・CS形 ・CW形 ・FW形 ・図示による * 定格電流 ・（ ） ・図示による 定格短時間耐電流・（ ） ・図示による 定格短時間耐電流通電時間 ※0.5秒 ・（ ） ・図示による				【改修2.2.1】	第4編	1.4.13 燃料等 1.4.14 配管材料等 5節 燃料電池発電装置 1.5.1 一般事項	* 燃料ガス ・天然ガス系都市ガス「13A」 ・天然ガス系都市ガス「12A」 * 表1.1.9以外の燃料、冷却水、排気、始動用空気、給排気ダクト等の主要配管材料 ・（ ） ・図示による				
	7節 特別高圧監視制御装置 1.7.3 キャビネット 8節 絶縁監視装置 1.8.3 キャビネット 1.8.5 性 能 9節 機材の試験 1.9.1 試 験 2章 施 工 1節 据付け 2.1.1 キュービクル式配電盤等の据付け 2.1.2 特別高圧スイッチギヤの据付け 2節 配 線 2.2.2 ケーブル配線	* ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・（ ） * キャビネット ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による * 低圧回路の監視機能 絶縁の経時変化の表示 ・行う ・行わない ・図示による * キュービクル式配電盤、高圧及び特別高圧スイッチギヤ等の温度上昇性能試験 ・行う ・行わない * 水平震度及び鉛直震度 ・（ ） ・図示による * 水平震度及び鉛直震度 ・（ ） ・図示による * ショックバック現象によるシース収縮抑制対策を施す場合 ・図示による ・（ ）				7節 太陽光発電装置 1.7.1 一般事項		* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による					
	1章 機 材 1節 直流電源装置 1.1.3 キャビネット	* ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・（ ） ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない				【改修1.1.1】		1.7.2 太陽電池アレイ 1.7.3 接続箱	* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による				
第5編	2節 交流無停電電源装置(UPS) 1.2.1 一般事項 1.2.7 性 能	* UPS ・常時インバート給電方式 ・ラインインタラクティブ方式 ・常時商用給電方式 * 停電補償時間 ・（ ） ・図示による 温度条件 ※ 25℃ ・（ ）				【改修2.2.2】	第5編	1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による				
	3節 電力調整用蓄電装置 1.3.1 一般事項	* 電力の平準化等の調整機能 ビークカット機能（・(2)(ア)(a)① ・(2)(ア)(a)②） ビークカット機能（・(2)(イ)(a)① ・(2)(イ)(a)②） 需給調整機能の外部からの制御信号の通信方式等 ・図示による ・（ ）				1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による					
	1.3.5 電力調整用蓄電池	* 電力調整用蓄電池 ※ リチウム二次電池 ・鉛蓄電池 ・ニッケル水素蓄電池 * 電力調整用蓄電池の蓄電池容量、期待寿命、充放電回数、放電時間 ・図示による ・（ ） * 補機類 ・（ ） ・図示による * 交流出力電圧 ※ 図示による ・（ ） * 出力電気方式 ※ 図示による ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式				【改修2.2.2】		1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による				
電力貯蔵設備工事	1.3.7 交流変換装置及び系統連系保護装置	* 簡易形、ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式のUPSである場合の据付け方法 ・図示による * 水平震度及び鉛直震度 ・（ ） ・図示による				【改修2.2.2】	電力貯蔵設備工事	1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による				
	2章 施 工 1節 据付け 2.1.1 架台、盤類の据付け 【改修】2節 据付け等 【2.2.1】 架台、盤類の据付け 【2.2.2】 機器の撤去又は取外し	* 簡易形、ラインインタラクティブ方式及び常時商用給電方式のUPSである場合の据付け方法 ・図示による * 水平震度及び鉛直震度 ・（ ） ・図示による * 蓄電池の電解液の処理 ・（ ） ・図示による				1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による					
	1章 機 材 1節 ディーゼルエンジン発電装置 1.1.1 一般事項 1.1.4 原動機	* 発電装置の運転時間 ※ 図示による ・（ ） * 性能 排気ガスの排出規制値 ・（ ） ・図示による * 共通台板 水平震度 ・（ ） ・図示による * 保安装置 外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による 表1.1.7の*印のうち、適用するもの ・（ ） ・図示による * 適用機器等 ・（ ） ・図示による * 主燃料タンク等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出タンク ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 主燃料タンクから離れた給油ボックスで注油を行う場合又は複数の主燃料タンクがある場合の給油ボックスと遠隔油量指示計 ・共用形とする ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による 漏油検知装置 ・設ける ・設けない ・図示による				【改修1.1.1】		1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による				
発電設備工事	1.1.6 補機附属装置等	* 適用機器等 * 主燃料タンク等 磁わい式液面検出装置 ・使用する ・使用しない ・図示による 燃料小出タンク ※ 鋼板製 ・ステンレス鋼板製 ・図示による 給油ボックス等 キャビネット ※ ステンレス鋼板製 ・鋼板製 ・図示による 主燃料タンクから離れた給油ボックスで注油を行う場合又は複数の主燃料タンクがある場合の給油ボックスと遠隔油量指示計 ・共用形とする ・図示による 磁わい式液面計 ・設ける ・設けない ・図示による 漏油検知装置 ・設ける ・設けない ・図示による				【改修1.1.1】	発電設備工事	1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置	* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による				
						1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による					
						1.7.4 パワーコンディショナ及び系統連系保護装置		* 太陽光発電装置 ※ 系統連系形 ・（ ） ・図示による * 自立運転 ・行う ・行わない ・図示による * 公称出力 ※ 図示による ・（ ） * PV直流用SPD ※ 設ける ・設けない ・図示による PV直流用SPDクラスⅡの性能 ※ 表1.7.2による ・（ ） ・図示による PV直流用SPDクラスⅠの性能 ・（ ） * 交流出力電圧 ・100V ・200V ・図示による * 出力電気方式 ・三相3線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による * 出力制御 ・行う ・行わない ・図示による					
						設計事務所名	年度	工事名称	図面番号				
						建築士登録番号	縮尺						
						建築士氏名	電気設備工事特記仕様書 4／7						
						検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課				
								○年○月					

章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考
第6編通信・情報・設備工事	1.13.2 カメラ	*通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による *ファイアウォールを設ける場合 インタフェースの種類、数量、対応可能な同時セッション数、処理能力、暗号化機能等 ・() ※図示による *UTMを設ける場合 各種機能 ・() ・図示による *レンズ交換形 レンズの区分、機能等 ・() ・図示による *レンズ一体形 レンズの区分、機能等 ・() ・図示による *カメラへの電源供給方式 ・() ・図示による *カラーモニタの解像度 ・() ・図示による *デジタル記憶媒体の容量 ・() ・図示による *時刻補正の方式 ・() ・図示による *デジタルコーデカの録画条件 ・() ・図示による NTSC方式の映像信号の取込 ・() ・図示による *録画サーバーの録画条件 ・() ・図示による 通信プロトコル(ネットワーク伝送方式の場合) ※ TCP/IP ・() ・図示による NTSC方式の映像信号の取込 ・() ・図示による *構内情報通信網装置を介して外部から録画装置に接続し、制御、閲覧等を行う機能 ・() ・図示による *耐候形ハウジングに取り付けられるようにするもの ・ワイパ ・デフロスタ ・ヒータ ・ファン *巡回装置付カメラ レンズの区分、機能等 ・() ・図示による カメラへの電源供給方式 ・() ・図示による		2節 警報盤 1.2.1 一般事項 3節 簡易形監視制御装置 1.3.1 一般事項 1.3.2 監視操作装置 1.3.4 記録(印字)装置 4節 監視制御装置 1.4.1 一般事項 1.4.2 監視操作装置 7 編 1.4.3 エネルギー管理装置 中 央 監 視 制 御 装 置 1.4.4 エネルギー需給制御装置 2章 施 工 2節 配 線 2.2.1 配 線 御 設 備 工 事	*信号の伝送方式 ・() ・図示による *簡易形監視制御装置の機能[表1.3.1]において基本機能に追加するもの] ・() ・図示による *通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による *機器構成 ・() ・図示による *印字装置の設置 ・設置する ・設置しない ・図示による 印字方式 ・インジェット方式 ・電子写真方式(・レーザー方式 ・LED方式) ・() *監視制御装置機能[表1.3.1]において基本機能に追加するもの] ・() ・図示による *通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による *監視操作装置の機器構成 ・() ・図示による *キャビネットに組込む場合のキャビネットの外観、構造等 ※ 図示による ・() *プログラムタイマ機能の精度 ※ 月差60秒以下 ・() *エネルギー管理装置の機能のみを監視操作装置又は遠隔監視(クラウドサービス等)に具備する場合 ・監視操作装置に具備する ・遠隔監視(クラウドサービス等)に具備する ・図示による *機器構成 ・表示装置 ・キーボード等 ・() ・図示による *エネルギー管理装置の機能[表1.3.1] ・() ・図示による *エネルギー需給制御装置の機能のみを監視操作装置又はエネルギー管理装置に具備する場合 ・監視操作装置に具備する ・エネルギー管理装置に具備する ・図示による *機器構成 ・表示装置 ・キーボード等 ・() ・図示による *エネルギー管理装置の機能[表1.3.1] ・() ・図示による *印字方式 ・インジェット方式 ・電子写真方式(・レーザー方式 ・LED方式) ・()		
	1.13.3 モニタ装置						
	1.13.4 録画装置						
	1.13.5 その他						
	14節 駐車場管制装置						
	1.14.2 管制盤	*屋内用キャビネット ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない *屋外用キャビネット ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない *カウンタ制御の機能の有無 ・あり ・なし ・図示による *屋内用キャビネット ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない *屋外用キャビネット ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない *発行券 ・磁気式 ・ICカード式 ・() ・図示による *発券方式 ・() ・図示による *屋内用キャビネット ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない *屋外用キャビネット ※ 銅板製 ・ステンレス銅板製 ・図示による ドアの錠の鍵の仕様等を指定する場合 ・図示による ・() ドアのハンドルの施錠・開錠状態表示 ・表示付とする ・表示付としない		*最大使用電圧が60Vを超える回路に用いる場合 機器の水平震度及び鉛直震度 ・図示による ・() 横引き管等 耐震安全性の分類[表2.1.2] ・一般の施設 ※ 特定の施設 垂直配管等 耐震安全性の分類[表2.1.3] ・一般の施設 ※ 特定の施設 建物のエキスパンジョイント部の配線の余長 ・() ・図示による 建物引込部の地盤変位への対応を行う配管 ・標準図第2編の措置を行う ・() ・図示による 直線部の距離が長い箇所のエキスパンションバスターの設置 ・設ける ・設けない ・図示による シュリンクバック現象によるシース収縮抑制対策を施す場合 ・図示による ・() ハットホルの壁にケーブル及び接続部の支持材を取付ける場合 ・図示による ・() C種接地工事又はD種接地工事の接地線の太さ[配線用遮断器等の定格電流が100V以下の場合] ・表2.13.2 による ・8mm ² 以上 ・() ・図示による 大地抵抗率測定用補助接地極の埋設 ・行う ・行わない ・図示による			
	1.14.5 発券機						
	1.14.7 カードリーダー						
	15節 防犯・入退室管理装置						
	1.15.1 一般事項						
1.15.2 制御装置	*機器の時刻補正の方式 ・() ・図示による *表1.15.11において基本機能に追加するもの ・遠隔施錠制御 ・スケジュール設定、制御 ・記録機能 ・照明、空調制御 ・防災、防犯等インテグレーション機能 ・図示による ・停電補償機能 稼働範囲 ・() ・図示による 稼働時間 ・() ・図示による						
1.15.3 認識部	*認識方法 ・() ・図示による *ランダム式テンキー ・適用する ・適用しない *バイオメトリクス照合装置のバイオメトリクス情報の区別、機能等 ・図示による ・() *セキュリティゲート 通過処理能力 ・() ・図示による 通路幅の構造、材質等 ・図示による ・() 車椅子の通行可能機能 ・有 ・無 *鍵管理装置の認識方法 ・() ・図示による						
1.15.4 その他の機器							
16節 自動火災報知装置							
1.16.1 一般事項							
1.16.3 副受信機・表示装置	*通信用SPDを設置する場合のカテゴリ ・カテゴリC2 ・カテゴリD1 ・() ・図示による *液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・()						
18節 非常警報装置							
1.18.1 一般事項							
19節 ガス漏れ火災警報装置							
1.19.3 副受信機	*液晶ディスプレイ 画面サイズ、表示色数、形式等 ※ 図示による ・()						
2章 施 工							
【改修】1節 共通事項							
【2.1.1】 事前確認	*端末機器等の取付け取外し工事の事前確認の適用 ・配線の確認 ・端末機器等と主装置等の対照						
【2.1.15】 主装置等の更新	*主装置等に接続されている電線収容物、ケーブル保護物が撤去に支障がある場合の取扱い ※図示による						
【2.1.17】 自動火災報知設備等の改修	*R型及び自動試験機能付きの P 型受信機の設定 ※図示による ・()						
13節 構内情報通信網設備							
2.13.2 機器の取付け	*複数の室内又は屋外に無線LANを構築する場合の電波干渉調査 ・行う ・行わない ・図示による	【改修2.14.2】					
19節 テレビ共同受信設備							
2.19.3 受信調査	*受信調査を行うチャンネル ・() ・図示による	【改修2.20.3】					
20節 テレビ電波障害防除設備							
2.20.2 事前調査	*事前調査を行う箇所数 ・() 調査を行うチャンネル ・()						
22節 駐車場管制設備							
2.22.2 機器の取付け	*光線式検知器 2組の投受光器の間隔、取付け高さ ・() ・図示による *超音波センサ式検知器 2個以上設置する場合の設置間隔 ・() ・図示による	【改修2.22.2】					
28節 施工の立会い及び試験							
2.28.2 施工の試験	*映像・音響設備に行う試験 ・インピーダンス試験 ・残響時間試験 ・伝送周波数特性試験 ・音圧分布試験	【改修2.28.2】					
第7編	1章 機 材		【改修1.1.1】				
1節 共通事項							
1.1.1 一般事項	*中央監視制御装置の信号入出力条件(標準図第6編「中央監視制御設備工事」以外) ・()						

の 他 事 項	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><td>試験名</td><td>計測項目</td></tr><tr><td>通常状態での試験(常態試験)</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table> ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。				試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能
	試験名	計測項目													
	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び													
	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)													
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み														
製品検査	外観、寸法、性能														
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号										
		建築士登録番号		縮尺											
		建築士氏名		電気設備工事特記仕様書 6／7											
		検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課										
			〇年〇月												

章	項	目	特記事項	備考			
	○本設計図、共通仕様書及び標準図に記載されたものの他は営繕工事における耐震性強化指針による。	* 局部震度法による建築設備機器(水槽類を除く)の設計用標準水平震度(KS)			本表は建築物の構造体が鉄筋コンクリート造、鉄骨造のものに適用する。 上層階は、2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階建以上の場合は上層4階。 中間階は、地下階、1階を除く各階で上層階に該当しないもの。(平屋建は1階と屋上で構成され中間階はなし) 設置場所の区分は機器を支持している床部分にしたがつて適用する。 水槽類にはオイルタンク等を含む。		
		設置場所	耐震安全性の分類				
			※ 特定の施設			・ 一般の施設	
			重要機器	一般機器		重要機器	一般機器
		上層階、屋上及び塔屋	2.0 (2.0)	1.5 (2.0)		1.5 (2.0)	1.0 (1.5)
		中間階	1.5 (1.5)	1.0 (1.5)		1.0 (1.5)	0.6 (1.0)
		1階及び地下階	1.0 (1.0)	0.6 (1.0)		0.6 (1.0)	0.4 (0.6)
		(注) () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。					
		* 局部震度法による水槽類の設計用標準水平震度(KS)					
		設置場所	耐震安全性の分類				
			※ 特定の施設			・ 一般の施設	
			重要機器	一般機器		重要機器	一般機器
		上層階、屋上及び塔屋	2.0	1.5		1.5	1.0
		中間階	1.5	1.0		1.0	0.6
		1階及び地下階	1.5	1.0		1.0	0.6
		* 重要機器					
		受変電設備機器、自家発電設備機器、直流電源機器、通信機器、電話交換機器、給水装置、排水装置、重要な空調熱源機器、中央監視制御機器		危険物関係機器、危険物用防災機器		火気使用機器、(除、ガス瞬間湯沸器等) 第1種圧力容器、高圧ガス機器、油槽類 105kW以上の冷凍機、冷却塔、貯湯槽 大型水槽類、特殊ガス容器等	
				避難用機器、防災機器			
* 上記の他、上記を機能させるために必要な補器類、施設特性により重要とされるもの及び特に指定するもの。()							
○特定建設資材の再資源化等	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律[平成12年法律第104号]以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は、建設企画課のホームページhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。	* 別表1 建築物に係る解体工事					
		工 程	作業内容		分別・解体等の方法		
		内容及毎解の体作業方法内	・ 建築設備、内装材等	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 屋根ふき材	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 外装材、上部構造部材	・ 有 ・ 無	・ 手作業	※ 手作業と機械作業の併用	
			・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	※ 手作業と機械作業の併用	
			・ その他()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	
		* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)					
		工 程	作業内容		分別・解体等の方法		
		内容及毎解の体作業方法内	・ 造成等	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 基礎、基礎ぐい	・ 有 ・ 無	・ 手作業	※ 手作業と機械作業の併用	
			・ 上部構造部分、外装	・ 有 ・ 無	・ 手作業	※ 手作業と機械作業の併用	
			・ 屋根	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	
			・ 建築設備、内装等	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用	
		・ その他()	・ 有 ・ 無	・ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用		
		* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)					
工 程	作業内容		分別・解体等の方法				
内容及毎解の体作業方法内	・ 仮設	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用			
	・ 土工	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用			
	・ 基礎	・ 有 ・ 無	・ 手作業	※ 手作業と機械作業の併用			
	・ 本体工事	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用			
	・ 本体付属品	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用			
・ その他(照明器具)	・ 有 ・ 無	※ 手作業	・ 手作業と機械作業の併用				
* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地							
廃棄物の種類		施設の名称	所 在 地				
・ コンクリート							
・ 鉄及びコンクリートから成る建設資材							
・ アスファルト・コンクリート							
・ 木材							
南海トラフ地震防災対策推進地域における対応	1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。						

機 械 設 備 工 事 特 記 仕 様 書										2026年10月1日改定										
章	項 目		特 記 事 項					備 考		章	項 目		特 記 事 項					備 考		
第1編	1章 一般事項		1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1)愛知県財務規則 2)工事請負契約書 3)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 4) " 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (令和7年版) 5) " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 6) " 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (令和7年版) 7) " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 8) " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 9) " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 10) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 11) " 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 12)関係法令及び諸工事基準 13)愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 本工事に使用する資材等は、上記各標準仕様書及び本工事特記仕様書(指定資材を含む)によるものとする。 4. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 5. 本工事特記仕様書は公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)に対応している。改修工事に関する項目は【 】として記載している。 * 公共建築工事標準仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。					【改修1.1.1】		第1編	*工事写真		1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 3. 成果品の提出回数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書(電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類)については、1部とする。 なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 工事着手前及び工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠えい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 * 竣工時 監督職員の指示によりカラーで撮影							
	1.1.2 用語の定義										*竣工写真		*主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。							
	1.1.3 官公署その他への届出手続等										3節 工事現場管理		* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。							
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録										1.3.1 施工管理		* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。							
	1.1.5 書面の書式及び取扱い										1.3.2 電気保安技術者 1.3.3 施工条件		* ・ 配置する ・ 配置しない * 1) 施工日・施工時間 制限 ・ 有() ・ 無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・ 30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇) ・ 9日 ※ () その他の作業不能日 ・ () : 日 ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有 (駐車場所: ※ 敷地内 ・ ()) ・ 無 4) 資機材置場所 置場所制限 ※ 有(置場所: ※ 敷地内 ・ ()) ・ 無 5) その他 () * 週休2日制工事 * 週休2日制工事実施対象工事 ・ 完全週休2日(土日)Ⅰ型 ・ 完全週休2日(土日)Ⅱ型 ・ その他 (建築工事における週休2日制工事実施要領 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukyuhutuka.html) 【改修 1.3.3】 * 非施工場所が機能停止とされる場合の代替措置 ※ 図示による ・ () 【改修 1.3.3】 * 天井内機器等の改修にともなう天井解体の条件 ※ 図示による ・ () * ウィークリースタンス * ウィークリースタンスの適用 ・ 有り ・ 無し * ウィークリースタンス適用工事の場合、「建設部門ウィークリースタンス実施要領(工事)」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/ws.html)に基づき、受発注間で確認・共有した内容を施工計画書へ記載するものとする。 * 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事であるため、発議する協議又は承諾について請負者からの回答希望日がある場合、監督員は回答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難な場合は、請負者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を請負者へ連絡する。 * 発生材のうち、発注者に引渡しを要するもの ・ () ・ 図示による * 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 * 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 * 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 * 石綿含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること。 * 特別管理産業廃棄物の種類、処理方法 ・ () ・ 図示による * 現場において再利用を図るもの () * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・ () * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 PCB含有物以外で引渡しを要するもの () * PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。					【改修1.3.2】 【改修1.3.3】		
一般	1.1.7 関連工事等の調整		【改修1.1.5】					【改修1.1.7】		一般	*ワンデーレスポンス		* 発生材の処理等					【改修5.1.1】		
											1.3.9 発生材の処理等							【改修5.1.1】		
																		【改修5.1.2】		
																		【改修5.1.1】		
																		【改修5.1.2】		
共通事項										共通事項		*建設副産物		1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)及び「宅地造成及び特定盛土等規制法」、その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。))に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 4. 建設リサイクル法第9条第1項の対象建設工事に該当する工事は、再資源化等が完了したとき、同法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 5. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。))集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm ³)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。					【改修1.1.8】	
	1.1.8 疑義に対する協議等		*設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和7年2月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)					【改修1.1.9】		事項										
	1.1.9 工事の一時中止に係る事項		* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。))を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。 * 遠隔臨場の適用 ・ 発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ・ 適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjyo.html)に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること(施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は、省略可)。					【改修1.1.14】										図面番号		
	1.1.14 遠隔臨場の実施																	縮尺		
第2節 工事関係図書	1.2.1 実施工程表		* 概成工期 ・ 有(年 月 日) ※ 無					【改修1.2.1】			第2節 工事関係図書	検 図		製 図		設 計		愛知県建築局公共建築部公共建築課		
	1.2.4 工事の記録等		* 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課Webページ「建設技術基準等(建築)」の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)					【改修1.2.4】												

章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考												
第 編	* 分別収集	*「リサイクルガイドライン」 別表3に従い、分別収集を行う。		第 編	* 事故報告	* 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。													
	4節 機器及び材料		【改修1.4.1】		* 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。													
	1.4.1 環境への配慮		【改修1.4.2】		* 施工場所 南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる(愛知県内全市町村) ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる(豊橋市・田原市・南知多町) ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない														
	1.4.2 材料の品質等	1. 機器類の能力容量は原則として表示された数値以上とする。(ただし、電気容量は参考とする。) 2. 使用する機器及び材料は、全て石綿を含まないものとする。 3. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 4. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課Webページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/		* 工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。													
	* 再生資源の利用の指定	* 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない ・</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※()	施 工 場 所		品 目	規 格	再生原料等の指定				・ 指定しない ・				・ 指定しない ・		* 施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。	
	施 工 場 所	品 目	規 格		再生原料等の指定														
					・ 指定しない ・														
					・ 指定しない ・														
	* 再生資源の利用の報告				* 施工体制台帳	* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入れ及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)													
	【改修】1.4.3 再使用品	* 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 * 再使用する機材の取外し前に確認する状態及び性能・機能 ※図示による ・() * 取外し後、特別な清掃を行う機材及びその方法 ※図示による ・()			* 施工体系図	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。													
5節 施 工			* 各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をする。															
1.5.2 技能士	* ・ 適用する ※ 適用しない <table><tr><th>適用職種</th><th>作業範囲</th><th>作業内容</th><th>資格(技能検定における選択作業)</th></tr><tr><td></td><td>機械設備工事の配管</td><td>配管工事の施工</td><td>1級配管技能士(建築配管作業)</td></tr></table>	適用職種	作業範囲	作業内容	資格(技能検定における選択作業)		機械設備工事の配管	配管工事の施工	1級配管技能士(建築配管作業)	【改修1.6.2】	* 工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。							
適用職種	作業範囲	作業内容	資格(技能検定における選択作業)																
	機械設備工事の配管	配管工事の施工	1級配管技能士(建築配管作業)																
1.5.4 施工の検査等	* 見本施工 ・ 実施しない ・ 実施する()	【改修1.6.5】	* 請負代金内訳書等	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の推進に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう)に係る掛け金を明示すること。															
1.5.6 総合試運転調整等	* 適用する項目 ・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温湿度測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 飲料水の水质の測定 ・ 雑用水の水质の測定	【改修1.6.7】																	
1.5.10 化学物質の濃度測定	* 化学物質の濃度 ・ 測定する ※ 測定しない 測定時期 () 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン ・ パラジクロロベンゼン ・ () 測定方法 ※ パッシブ型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・ () 測定する室/測定箇所数 (/) (/) (/)	【改修1.6.11】																	
6節 工事検査及び技術検査																			
1.6.2 技術検査	* 中間技術検査 ・ 行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)	【改修1.7.2】																	
7節 完成図等																			
1.7.1 完成時の提出図書	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原因(施工図を除く) 1部 (1.7.2により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 3) 契約図の2つ折り製本 1部 4) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 5) 施工図の2つ折り製本 1部 6) 保全に関する資料 1部 7) その他必要書類 8) 契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類 ※ 1.7.2(ア)による(改修は1.8.3(ア)) ・ () CADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ポリエステルサント 和紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※ 設計原因と同じ ・ () 提出部数 ※ 原図:1部、複写図:2部 ・ () * 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書2)に代える ・ ()	【改修1.8.2】 【改修1.8.3】 【改修1.8.4】	* 排出ガス対策型建設機械	* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクター・ショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5〜260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))															
1.7.2 完成図	* 契約図、完成図(施工図除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類 ※ 1.7.2(ア)による(改修は1.8.3(ア)) ・ () CADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) ・ 提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ポリエステルサント 和紙 同等品 ・ トレーシングペーパー サイズ ※ 設計原因と同じ ・ () 提出部数 ※ 原図:1部、複写図:2部 ・ () * 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書2)に代える ・ ()	【改修1.8.3】	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱	* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ondanka/0000034411.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。															
共 通 事 項																			
【改修】5節 施工調査	* 分析調査 ・ 行う(・ 定性分析 ・ 定量分析) ・ 行わない ・ 図示による																		
【改修】3章 養生	* 養生範囲 ※ 図示による ・ () * 既存部分の養生方法 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ () * 固定された備品、机、ロッカー等の移動 ※ 図示による ・ () * 機材搬入搬出通路の養生 ※ビニールシート、合板等により適切に行う ・ 図示による ・ ()	【改修3.1.1】 【改修3.2.1】																	
【改修】4章 撤 去	* 撤去前に内容物の回収を要する機器、配管 ※ 図示による ・ () * 石綿撤去の方法・安全対策等 ※ 図示による ・ ()	【改修4.1.1】 【改修4.1.2】																	
【改修】4.2.2 石綿含有パッキンの撤去	* 撤去するフランチ箇所 ※図示による ・ () * 施工の手順 ※4.2.2(2)による ・ 図示による ・ ()																		
【改修】4.2.5 撤去跡補修等	* 機器撤去跡の孔及び変色等の補修並びに床補修等 ※ 図示による ・ () * 撤去後の開口部[床、壁、天井等]の補修方法、仕上げの仕様 ※ 図示による ・ ()																		
その他																			
* 仮 設	* 仮設の方法は施設及び監督職員と協議する。																		
* 光熱水費	* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。																		
* 現場代理人等	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html)																		
* 火災保険等加入方法等	* 保険の種類は、火災保険又は組み立て保険とする。(「建築工事事務の手引 参考2」愛知県建築工事に係る火災保険等の加入方法」による)期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。)保険金受取人(被保険者)は、請負者とする。																		
* 法定外の労災保険	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。																		

2026年10月1日改定																																
章	項 目		特 記 事 項				備 考		章	項 目		特 記 事 項				備 考																
	1章 一般事項											第	4章 関連工事											【改修1編2.2.1】								
	2節 機器及び機器附属盤												1節 仮設工事												【改修1編2.2.1】							
	1.2.1 機器												4.1.1 一般事項													【改修1編2.2.1】						
	1.2.2 機器附属盤												【改修】1編2章2節 足場その他														【改修1編2.2.1】					
	【改修】1章 一般共通事項												【改修】1編2章3節 監督職員事務所等															【改修1編2.2.1】				
	【2節】機器及び機器附属盤																												【改修1編2.2.1】			
	2章 配管工事																													【改修1編2.2.1】		
	1節 配管材料																														【改修1編2.2.1】	
	2.1.2 管及び継手																															【改修1編2.2.1】
2.2.7 伸縮管継手																						【改修1編2.2.1】										
2.2.12 絶縁継手																							【改修1編2.2.1】									
2.2.14 蒸気トラップ																								【改修1編2.2.1】								
2.2.16 量水器																									【改修1編2.2.1】							
2.2.22 緊急遮断弁装置																										【改修1編2.2.1】						
2.2.23 水栓柱																											【改修1編2.2.1】					
2.2.24 不凍水栓柱																												【改修1編2.2.1】				
2.2.27 スリーブ																													【改修1編2.2.1】			
3節 計器その他																														【改修1編2.2.1】		
2.3.6 遠隔油量指示計																															【改修1編2.2.1】	
2.3.8 瞬間流量計																						【改修1編2.2.1】										
4節 配管施工の一般事項																							【改修1編2.2.1】									
2.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
2.4.2 冷温水、ブライン及び冷却水配管																									【改修1編2.2.1】							
2.4.6 冷媒配管																										【改修1編2.2.1】						
2.4.8 排水及び通気配管																											【改修1編2.2.1】					
【改修】2.4.11 既設配管の再生を行う場合の留意事項																												【改修1編2.2.1】				
5節 管の接合																													【改修1編2.2.1】			
2.5.7 ステンレス鋼管																														【改修1編2.2.1】		
2.5.9 塩ビ管																															【改修1編2.2.1】	
2.5.10 ポリエチレン管																						【改修1編2.2.1】										
2.5.11 架橋ポリエチレン管																							【改修1編2.2.1】									
2.5.12 ポリブテン管																								【改修1編2.2.1】								
2.5.14 耐火二層管																									【改修1編2.2.1】							
2.5.15 溶接接合																										【改修1編2.2.1】						
2.5.16 異種管の接合																											【改修1編2.2.1】					
6節 勾配、吊り及び支持																												【改修1編2.2.1】				
2.6.2 吊り及び支持																													【改修1編2.2.1】			
7節 埋設配管																														【改修1編2.2.1】		
2.7.1 一般事項																															【改修1編2.2.1】	
【改修】7節 埋設配管																						【改修1編2.2.1】										
【2.7.1】一般事項																							【改修1編2.2.1】									
【改修】9節 試験																								【改修1編2.2.1】								
【2.9.7】既設配管との接続部等																									【改修1編2.2.1】							
【改修】10節 撤去																										【改修1編2.2.1】						
【2.10.2】既設配管の撤去																											【改修1編2.2.1】					
3章 保温、塗装及び防錆工事																												【改修1編2.2.1】				
1節 保温工事																													【改修1編2.2.1】			
3.1.1 一般事項																														【改修1編2.2.1】		
3.1.4 空調調設備工事の保温																															【改修1編2.2.1】	
3.1.5 給排水衛生設備工事の保温																						【改修1編2.2.1】										
3.1.6 保温材の厚さ																							【改修1編2.2.1】									
2節 塗装及び防錆工事																								【改修1編2.2.1】								
3.2.1 塗 装																									【改修1編2.2.1】							
4章 関連工事																										【改修1編2.2.1】						
1節 仮設工事																											【改修1編2.2.1】					
4.1.1 一般事項																												【改修1編2.2.1】				
【改修】1編2章2節 足場その他																													【改修1編2.2.1】			
【改修】1編2章3節 監督職員事務所等																														【改修1編2.2.1】		
2節 土工事																															【改修1編2.2.1】	
4.2.1 一般事項																						【改修1編2.2.1】										
4.4.1 一般事項																							【改修1編2.2.1】									
4.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
4.4.1 一般事項																									【改修1編2.2.1】							
4.4.1 一般事項																										【改修1編2.2.1】						
4.4.1 一般事項																											【改修1編2.2.1】					
4.4.1 一般事項																												【改修1編2.2.1】				
4.4.1 一般事項																													【改修1編2.2.1】			
4.4.1 一般事項																														【改修1編2.2.1】		
4.4.1 一般事項																															【改修1編2.2.1】	
4.4.1 一般事項																						【改修1編2.2.1】										
4.4.1 一般事項																							【改修1編2.2.1】									
4.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
4.4.1 一般事項																									【改修1編2.2.1】							
4.4.1 一般事項																										【改修1編2.2.1】						
4.4.1 一般事項																											【改修1編2.2.1】					
4.4.1 一般事項																												【改修1編2.2.1】				
4.4.1 一般事項																													【改修1編2.2.1】			
4.4.1 一般事項																														【改修1編2.2.1】		
4.4.1 一般事項																															【改修1編2.2.1】	
4.4.1 一般事項																						【改修1編2.2.1】										
4.4.1 一般事項																							【改修1編2.2.1】									
4.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
4.4.1 一般事項																									【改修1編2.2.1】							
4.4.1 一般事項																										【改修1編2.2.1】						
4.4.1 一般事項																											【改修1編2.2.1】					
4.4.1 一般事項																												【改修1編2.2.1】				
4.4.1 一般事項																													【改修1編2.2.1】			
4.4.1 一般事項																														【改修1編2.2.1】		
4.4.1 一般事項																															【改修1編2.2.1】	
4.4.1 一般事項																						【改修1編2.2.1】										
4.4.1 一般事項																							【改修1編2.2.1】									
4.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
4.4.1 一般事項																									【改修1編2.2.1】							
4.4.1 一般事項																										【改修1編2.2.1】						
4.4.1 一般事項																											【改修1編2.2.1】					
4.4.1 一般事項																												【改修1編2.2.1】				
4.4.1 一般事項																													【改修1編2.2.1】			
4.4.1 一般事項																														【改修1編2.2.1】		
4.4.1 一般事項																															【改修1編2.2.1】	
4.4.1 一般事項																						【改修1編2.2.1】										
4.4.1 一般事項																							【改修1編2.2.1】									
4.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
4.4.1 一般事項																									【改修1編2.2.1】							
4.4.1 一般事項																										【改修1編2.2.1】						
4.4.1 一般事項																											【改修1編2.2.1】					
4.4.1 一般事項																												【改修1編2.2.1】				
4.4.1 一般事項																													【改修1編2.2.1】			
4.4.1 一般事項																														【改修1編2.2.1】		
4.4.1 一般事項																															【改修1編2.2.1】	
4.4.1 一般事項																						【改修1編2.2.1】										
4.4.1 一般事項																							【改修1編2.2.1】									
4.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
4.4.1 一般事項																									【改修1編2.2.1】							
4.4.1 一般事項																										【改修1編2.2.1】						
4.4.1 一般事項																											【改修1編2.2.1】					
4.4.1 一般事項																												【改修1編2.2.1】				
4.4.1 一般事項																													【改修1編2.2.1】			
4.4.1 一般事項																														【改修1編2.2.1】		
4.4.1 一般事項																															【改修1編2.2.1】	
4.4.1 一般事項																						【改修1編2.2.1】										
4.4.1 一般事項																							【改修1編2.2.1】									
4.4.1 一般事項																								【改修1編2.2.1】								
4.4.1 一般事項																																

項 目		特 記 事 項		備 考	章	項 目		特 記 事 項		備 考
第 3 編	1.1.3 ばい煙濃度計	* 投光器 ※送風機付き ・() 受光器 ※送風機付き ・()	※ JIS K 5492 ・() ・図示による	[表2.1.6]	第 3 編	1.5.5 冷 媒	* 冷媒の種類 ・() ・図示による	第2編表2.1.6の△印の適用 ・図示による		[表3.1.7] [表3.1.8]
	1.1.5 給水軟化装置	* イオン交換樹脂筒 ※ 1筒式 ・() ・図示による				1.5.6 氷生成装置	* 種類 ・スタティック形 (・内融式 ・外融式 ・カプセル式) ・ダイナミック形	[空気熱源ヒートポンプユニット] ・冷水水出口温度設定 ・各ポンプ起動・停止信号		
	2節 温水発生機	* 運転方式 ※ 自動式 ・手動式 ・図示による				1.5.7 タンク	* タンクの材質 ・() ・図示による	[水冷チリングユニット] ・冷水水出口温度設定		
	1.2.1 真空式温水発生機	* 燃烧装置の燃烧制御方式[真空式温水発生機、無圧式温水発生機の場合] ・図示による ・()				1.5.9 成績係数	* 設計用水平震度 ※ 図示による ・()	* 成績係数の数値 ※グリーン購入法の基本方針に定める数値 ・() ・図示による		
	1.2.2 無圧式温水発生機	* 容量調節装置の燃烧制御方式 ・図示による ・()				6節 冷却塔				
	1.2.3 木質バイオマスボイラー (真空式温水発生機)	* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				1.6.5 送風機	* ケーシング下部の水抜き ・設ける ・設けない	* インバータ制御装置を含む場合の高調波対策 ※第2編1.2.2(5)(キ)のいずれかによる ・() ・図示による		
	1.2.4 木質バイオマスボイラー (無圧式温水発生機)	機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による				1.6.7 冷却塔用薬液注入装置	* 薬液注入装置の適用 ※ 図示による ・()			
	3節 冷凍機					7節 空気調和機				
	1.3.1 空気熱源ヒートポンプ ユニット	* 圧縮機へのインバータ制御[空気熱源ヒートポンプユニット] ・行う ・行わない				1.7.1 ユニット形空気調和機	* 1.7.1.1(1)に挙げられたもの以外で必要な部材 ※ 図示による ・()			
	1.3.2 水冷チリングユニット	* 圧縮機の容量制御[水冷チリングユニット] ※インバータ制御 ・() ・図示による					* 大温度差送風方式(冷房時14℃以下)の場合の表面結露対策 ・行う ・行わない ・図示による			
編	1.3.3 遠心冷凍機	* モジュール形の適用 ・有 ・無 ・図示による		空 気 調 和 機	1.7.2 コンパ外形空気調和機	* 1.7.2.1(2)に挙げられたもの以外で必要な部材 ※ 図示による ・()				
	1.3.4 吸収冷凍機	* 冷温水ポンプの組込み[空気熱源ヒートポンプユニット] ・有 ・無 ・図示による				* 床吹出形 ・適用する ・適用しない ・図示による				
	1.3.5 吸収冷温水機	* 冷水ポンプの組込み[水冷チリングユニット] ・有 ・無 ・図示による				* 潜熱・顕熱分離形 ・適用する ・適用しない ・図示による				
		* 不凍液の適用 ・有 ・無 ・図示による				エアフィルター 形式 ・図示による ・()				
		* ポンプの電動機の容量制御 ※インバータ制御 ・() ・図示による				* 回転形全熱交換器 ・適用する ・適用しない ・図示による				
		* 冷媒の種類 ・() ・図示による				* 加湿器 加湿方式 ・水気化式 ・蒸気噴霧式 ※図示による				
		* 能力及び成績係数 数値 ・() ・図示による				* 全熱交換器 全熱の交換効率 ※給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が 2.5m/sの状態において、75%以上				
		* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				駆動装置 回転数制御装置 ・組込む ・組込まない ・図示による				
		第2編表2.1.3の△印の適用[定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満のもの] ・運転(赤色)及び停止(緑色) ・保護継電器の動作 ・図示による				* 制御盤 ・附属する ・附属しない ・図示による				
		機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による				[附属する場合] 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				
空 気 調 和 機	1.3.3 遠心冷凍機	[空気熱源ヒートポンプユニット] ・冷水水出口温度設定 ・各ポンプ起動・停止信号			1.7.2 コンパ外形空気調和機	* 1.7.2.1(2)に挙げられたもの以外で必要な部材 ※ 図示による ・()				
	1.3.4 吸収冷凍機	[水冷チリングユニット] ・冷水水出口温度設定				* 床吹出形 ・適用する ・適用しない ・図示による				
	1.3.5 吸収冷温水機					* 潜熱・顕熱分離形 ・適用する ・適用しない ・図示による				
						エアフィルター 形式 ・図示による ・()				
						* 回転形全熱交換器 ・適用する ・適用しない ・図示による				
						* 加湿器 加湿方式 ・水気化式 ・蒸気噴霧式 ※図示による				
						* 全熱交換器 全熱の交換効率 ※給気及び排気量が同一で、かつ、面風速が 2.5m/sの状態において、75%以上				
						駆動装置 回転数制御装置 ・組込む ・組込まない ・図示による				
						* 制御盤 ・附属する ・附属しない ・図示による				
						[附属する場合] 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				
調 和 機	1.3.4 吸収冷凍機	* 能力及び成績係数 数値 ・() ・図示による		調 和 機	1.7.3 デシカト空気調和機	* 1.7.3.1(1)に挙げられたもの以外で必要な部材 ※ 図示による ・()				
	1.3.5 吸収冷温水機	* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				* 許容騒音レベル[設計風量及び全静圧が表3.1.7の値を超える場合] ・() ・図示による				
		機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による				* 加湿器 加湿方式 ・水気化式 ・蒸気噴霧式 ・図示による				
		第2編表2.1.6の△印の適用				* 送風機吐出口風速[設計風量が表3.1.8の値を超える場合] ・() ・図示による				
		* 排熱熱交換器 ・有 ・無 ・図示による				* 隠べい形の附属品 ・吸出口 ・吸込口 ・エアフィルター				
		* 排熱投入型再生器 ・有 ・無 ・図示による				* 吸込空気 の湿度及び冷温水の入口温度 ・() ・図示による				
		* 本体 高温再生器 ・煙管式 ・液管式 ・図示による				* 屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR				
		* 燃烧装置 燃烧制御方式 () ・図示による				・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3				
		* 能力及び成績係数、期間成績係数				・CK-4 ・FIO ・CIO ※ 図示による				
		※グリーン購入法の基本方針による数値[冷凍時] ・() ・図示による				* 床置形及びローボイ形の露出形の弁類 ・流量調整弁 ・定流量弁 ・図示による				
和 機	1.3.6 吸収冷温水機ユニット	* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()		和 機	1.7.4 ファンコイルユニット	* サブドレンパン ・設置する ・設置しない ※ 図示による				
		機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による				* 附属品等 ・流量調整弁、定流量弁 ・() ・図示による				
		第2編表2.1.6の△印の適用				* 床置屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・図示による				
		* 本体 高温再生器 ・煙管式 ・液管式 ・図示による				* 屋内機に組込むもの ・補助加熱器(・温水コイル ・蒸気コイル ・電気ヒーター) ・加湿器				
		* 燃烧装置 燃烧制御方式 ・() ・図示による				・図示による ・()				
		* パーナー ・オイルパーナー ・ガスパーナー ・木質バイオマス燃料使用パーナー ・図示による				* 圧縮機 ・室内機に組込む ・室内機に組込まない ・図示による				
		* 能力及び成績係数、期間成績係数				* エアフィルター(112kw以上の場合) ろ材ユニット ・再生式 ・非再生式 ・図示による				
		※グリーン購入法の基本方針による数値[冷凍時] ・() ・図示による				ろ材ユニット ・ろ材交換形 ・ろ材交換形でない ・図示による				
		* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				* 冷媒の種類 ※ 図示による ・()				
		機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による				* 冷媒管 ※ 2編2.1.2による ・() ・図示による				
設 備	4節 コージェネレーション装置			設 備	1.7.5 パッケージ形空気 調和機	* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				
	1.4.2 構 成	* マイクロガスタービンの排熱と蒸気又は排ガス吸収式を組合せる場合 ・() ・図示による				第2編表2.1.4の△印の適用 ・運転時間積算 ・図示による				
	1.4.3 原動機	* マイクロガスタービン発電装置 逆変換装置の出力電気方式 ・三相3線式 ・三相4線式 ・単相3線式 ・単相2線式 ・図示による				* リモートコントローラー ・屋内機に取付けたもの ・ワイヤード式 ・() ・図示による				
	1.4.4 発電機等	* ディーゼルエンジン発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による				* 屋内機の形式 ・FRV(J) ・FRV(D) ・FRH ・FIH ・FRL ・FIL ・WR				
	1.4.5 配電盤	表1.1.7の*印のうち、適用するもの ・() ・図示による				・CR ・CRK ・CIS ・CID ・CK-1 ・CK-2 ・CK-3				
		* ガスエンジン発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による				* 屋内機に組込むもの ・補助加熱器(・温水コイル ・蒸気コイル ・電気ヒーター) ・加湿器				
		表1.2.3の*印のうち、適用するもの ・() ・図示による				・図示による ・()				
		* ガスタービン発電装置 保安装置の外部用端子 ・設ける ・設けない ・図示による				天井吊形の隠べい形の附属品 ※ 図示による ・吹出口 ・吹込口 ・エアフィルター				
		表1.3.2の*印のうち、適用するもの ・() ・図示による				外気処理ユニット ・熱交換エレメントを設ける ・加湿器を設ける ・図示による				
		* 補機附属装置等の適用 ・() ・図示による				* 圧縮機 ・室内機に組込む ・室内機に組込まない ・図示による				
工 設 備	1.4.6 補機附属装置等	* 構成 ・温水熱交換器 ・排ガスボイラー ・排ガス熱交換器 ・熱回収用ポンプ ・図示による		工 設 備	1.7.6 マルチパッケージ形 空気調和機	* 冷媒の種類 ※ 図示による ・()				
	1.4.7 熱回収装置	* 温水熱交換器 附属品 銅製はしご ・要 ・不要 ・図示による				* 冷媒管 ※ 2編2.1.2による ・() ・図示による				
		* 熱回収用ポンプ ケーシングの材質 ※1.12.1(3)(ア)による ・1.12.1(3)(イ)による ・図示による				* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()				
		フート弁 口径 ・()mm ・図示による				第2編表2.1.4の△印の適用				
		* 制御盤 冷却塔及び冷水ポンプの制御 ・組込む ・組込まない ・図示による								
	1.4.14 総合効率	* 総合効率 ・() ・図示による								
	1.4.16 試 験	* 気密又は満水試験 ・行う ・行わない ・図示による								
	5節 氷蓄熱ユニット									
	1.5.4 制御盤	* 制御盤 表示及びブザーの仕様等 ※第2編1.2.2(2)による ・図示による ・()								
		第2編表2.1.3の△印の適用[定格冷凍能力が30kW以上、180kW未満のもの] ・運転(赤色)及び停止(緑色) ・保護継電器の動作 ・図示による								
	機器に設ける入力端子、出力端子 ※第2編表2.1.6による									

章

項目

特記事項

備考

*特定建設資材の再資源化等

*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html>〔建築工事事務の手引・関連様式〕から入手可能。

*別表1 建築物に係る解体工事

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎	・有 ・無	※手作業 ※手作業と機械作業の併用
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用

*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
・木材		

(注)別表4については積算上の条件明示等あり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

その他

南海トラフ地震防災対策推進地域における対応

1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。

2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合

受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備える作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合

受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備える作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。

4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。

5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

事

項

章		項 目		特 記 事 項		備 考		
機 械 設 備 工 事 指 定 資 材								
分 類		指 定 資 材		適 用 範 囲		品 質 性 能 基 準		
ボイラー	鋼製簡易ボイラー及び簡易貫流ボイラー				評価名簿登載品			
	鋳鉄製ボイラー及び鋳鉄製簡易ボイラー				評価名簿登載品			
	鋼製小型ボイラー及び小型貫流ボイラー				評価名簿登載品			
	鋼製ボイラー				評価名簿登載品			
温水発生機	真空式温水発生機				評価名簿登載品			
	無圧式温水発生機				評価名簿登載品			
冷凍機	チリングユニット及び空気熱源ヒートポンプユニット				評価名簿登載品			
	吸収冷温水機				評価名簿登載品			
	吸収冷温水機ユニット				評価名簿登載品			
冷却塔	遠心冷凍機				評価名簿登載品			
	冷却塔				評価名簿登載品			
空気調和機	ユニット形空気調和機				評価名簿登載品			
	ファンコイルユニット及びカセット形ファンコイルユニット				評価名簿登載品			
	コンバクト形空気調和機				評価名簿登載品			
	パッケージ形空気調和機		圧縮機用電動機の出力7.5kw以上		評価名簿登載品			
	マルチパッケージ形空気調和機				評価名簿登載品			
	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機		冷房能力28kwを超えるもの(マルチ形を除く)		評価名簿登載品			
空気清浄装置	エアフィルター(パネル形・折込み形)				評価名簿登載品			
	自動巻取形エアフィルター				評価名簿登載品			
	電気集じん器				評価名簿登載品			
全熱交換器	全熱交換器(回転形)				評価名簿登載品			
	全熱交換ユニット				評価名簿登載品			
送風機類	遠心送風機(多翼形送風機)				評価名簿登載品			
	斜流送風機				評価名簿登載品			
	軸流送風機				評価名簿登載品			
	消音ボックス付送風機				評価名簿登載品			
ポンプ類	横形遠心ポンプ				評価名簿登載品			
	水中モーターポンプ		(汚水用・雑排水用・汚物用)		評価名簿登載品			
	立形遠心ポンプ				評価名簿登載品			
ダクト附属品	吹出口・吸込口				評価名簿登載品			
自動制御	風量ユニット(定風量・変風量)				評価名簿登載品			
	自動制御システム				評価名簿登載システム			
衛生器具ユニット	衛生器具ユニット				JISマーク表示品または評価名簿登載品			
タンク	FRP製パネルタンク				評価名簿登載品			
	密閉形隔膜式膨張タンク(空調用・給湯用)				評価名簿登載品			
	ステンレス鋼板性パネルタンク(溶接組立形)				評価名簿登載品			
	ステンレス鋼板性パネルタンク(ボルト組立形)				評価名簿登載品			
消火装置	スプリンクラー消火システム				評価名簿登載システム			
	不活性ガス消火システム				評価名簿登載システム			
	泡消火システム				評価名簿登載システム			
	ハロゲン化物消火システム				評価名簿登載システム			
厨房機器	厨房システム				評価名簿登載システム			
鋳鉄製ふた	マンホールふた・弁柵ふた				評価名簿登載品			
注)本工事に使用する資材・機材は、上表によるほか、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、工事特記仕様書、図面で指定された品質、性能を有するもの及び以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(「評価名簿登載品、評価名簿登載システム」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員に承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。								
		設計事務所名		年度		工事名称		図面番号
		建築士登録番号				縮尺		
		建築士氏名		機械設備工事特記仕様書 9／9				
		検 図	製 図	設 計 〇年〇月	愛知県建築局公共建築部公共建築課			

木 造 工 事 特 記 仕 様 書

2026年10月1日改定

項 目		特 記 事 項		備 考	章	項 目		特 記 事 項		備 考
1節 共通事項	1.1.1 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1)愛知県財務規則 2)工事請負契約書 3)国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築木造工事標準仕様書 (令和7年版) 4) " 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 5) " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 6) " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 7) " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 8) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 9) " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 10) " 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 11)関係法令及び諸工事基準 12)愛知県建築工事品質管理要領 この特記仕様書において、「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」は以下【建築工事標準仕様書】という。 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 4. 木造工事標準仕様書5～9章のうち、適用する章 ・5章 ・6章 ・7章 ・8章 ・9章 ・図示による 5. 本工事特記仕様書は公共建築木造工事標準仕様書に対応している。 * 公共建築木造工事標準仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。				1.2.4 工事の記録等	*報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課Webページ「建設技術基準等(建築)」の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有テム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD－RまたはDVD－R)2部とする。 ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書(電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類)については、1部とする。 なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1)着手前 工事の着手に先だち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2)工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項:件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。			
	1.1.2 用語の定義					*工事写真				
	1.1.3 官公署その他への届出手続等									
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(コリンズ)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。				*竣工写真	* 竣工時 外部(カラー 箇所) 内部(カラー 箇所)			
	1.1.5 書面の書式及び取扱い	* 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。 * 情報共有システムの適用要件は以下のとおりとする。 1)本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/) 2)情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokoyoyu.html) 3)本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 4)成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。				3節 工事現場管理				
	1.1.7 関連工事等の調整					1.3.1 施工管理	*主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。			
		項 目	工 事 区 分		備 考	項 目	工 事 区 分		備 考	
		設備スリーブ箱入	建築	電気 管 空調 浄化槽		水槽・その他マンホール	建築	電気 管 空調 浄化槽		
		同上用構造物補強	※			厨房機器接続	※			
		" 防水処理	※			化粧棚及び鏡				
	天井・壁埋込器具切込補強	※		天井地下共	実験台設備接続					
	設備機器基礎・防水処理	※		防水処理又は配管	ワイランド用受台	※				
	設備機器用アンカーボルト		※ ※ ※ ※		防煙シャッター、同用煙感知器、					
	(外部)空気取入・換気ガラリ	※			防火戸自閉装置及び	※				
	(内部)空気取入・換気ガラリ	※			各間の配線					
	換気扇取付枠	※			同上壁までの電源送り		※			
	建物内外配線配管ビット蓋	※			排煙口開放装置			※		
	建物内排水溝	※			排煙口手動開放装置	※				
	たて樋接続用横引管	※			消火栓組込発信器類及び取付		※			
	発電機用 冷却用給水排水		※	減圧水槽以降	不燃性ガス消火設備への電源送り	※				
	" 燃料用油配管		※	燃料小出槽以降	同上制御盤及び制御配線			※		
	" 通気管		※		電動黒板・電動バリマスク		※			
	" オイルタンク		※		への電源送り					
	動力制御盤及び配線		※		受水槽・高架水槽基礎	※				
	自動制御盤及び配線		" " ※ ※		" " 架台			※		
	自動制御盤への電源送り		※		天井・壁改め口	※				
	ファンコイルへの電源送り		※		床・改め口	※				
	液面電極リレー及び配線		※		汚水樹			※	汚水処理槽流入側槽入口汚水樹を除く	
	床排水金物			※						
	流し台排水金物	※			雑排水樹			※		
	" 設備接続			※	雨水樹	※				
1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和7年2月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/kensetsu-kikaku/gijyutsu/R03sekkeihenkouyouryou.pdf)									
1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1)契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。				「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」は、愛知県建設企画課Webページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku--syukyuhutuka.html					
1.1.14 遠隔臨場の実施	* 遠隔臨場の適用 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式 ・適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること(施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は省略可)。				https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku--enkakurinjo.html H22.7.23付22建企第332号建設企画課長通知					
2節 工事関係図書	* 概成工期 ・有(年 月 日) ※ 無 * つり足場を使用するすべての工事において、つり足場の組立・解体作業中の墜落・転落による労働災害防止の方法等の記入及び愛知労働局労働基準部安全課長事務連絡(平成22年7月6日)の注意事項をふまえた施工計画書を作成し、監督職員に提出する。									
1.2.1 実施工程表										
1.2.2 施工計画書										
	設計事務所名		年度		工事名称		図面番号			
	建築士登録番号				縮尺					
	建築士氏名		木造工事特記仕様書 1／13							
	検 図	製 図	設 計		愛知県建築局公共建築部公共建築課					
			〇年〇月							

章	項 目	特 記 事 項	備 考																																															
1	4節 材 料	* 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・()	あいくる材認定資材一覧、愛知県あいくる材率先利用方針、その他提出書類の様式等は次の愛知県建設企画課Webページから入手することができます。 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/																																															
	1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照。)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。																																																
	1.4.2 材料の品質等	1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 2. 本工事において愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。)を使用する場合は、以下による。 * 県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 ・ ・ ・ * 使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。)が「あいち認証材」として証明し、出荷したものとする。 * 受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図ー1)が明記された出荷伝票等により行う。 * 受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.ai-ninshoukikou.net)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図ー1 この木材は、<あいち認証材>です。 愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. ○ー○○○																																																
	* 再生資源の利用の指定	3. 本工事において使用する材料のホルムアルデヒド放散量等の適用に関する区分は、「F☆☆☆☆」、「接着剤等不使用」、「ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤使用」、「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用」又は「非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用」のいずれかとする。 * 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※()		施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定				・ 指定しない				・ 指定しない																																			
	施 工 場 所	品 目		規 格	再生原料等の指定																																													
					・ 指定しない																																													
					・ 指定しない																																													
	* 再生資源の利用の報告	* 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。																																																
	5節 施 工	* ※ 適用する ・ 適用しない																																																
	1.5.2 技能士	<table><tr><th>適用職種</th><th>標準仕様書</th><th>工事種別</th><th>標準仕様書</th><th>工事の細分</th><th>資格(技能検定における選択作業)</th><th>備 考</th></tr><tr><td>※</td><td>鉄筋工事</td><td>加工及び組立て</td><td></td><td>1級鉄筋施工技能士</td><td>適用工事は下記による</td></tr><tr><td>※</td><td>コンクリート工事</td><td>型枠</td><td></td><td>1級型枠施工技能士</td><td>※延べ5,000㎡</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>床コンクリートにて仕上げ</td><td></td><td>1級左官技能士</td><td>以上の工事</td></tr><tr><td>※</td><td>防水工事</td><td>アスファルト防水</td><td></td><td>1級防水施工技能士</td><td>・その他特に必要と認められる工事</td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>シート防水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>塗膜防水</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>※</td><td></td><td>シーリング</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備 考	※	鉄筋工事	加工及び組立て		1級鉄筋施工技能士	適用工事は下記による	※	コンクリート工事	型枠		1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡	※		床コンクリートにて仕上げ		1級左官技能士	以上の工事	※	防水工事	アスファルト防水		1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事	※		シート防水				※		塗膜防水				※		シーリング	
適用職種	標準仕様書	工事種別	標準仕様書	工事の細分	資格(技能検定における選択作業)	備 考																																												
※	鉄筋工事	加工及び組立て		1級鉄筋施工技能士	適用工事は下記による																																													
※	コンクリート工事	型枠		1級型枠施工技能士	※延べ5,000㎡																																													
※		床コンクリートにて仕上げ		1級左官技能士	以上の工事																																													
※	防水工事	アスファルト防水		1級防水施工技能士	・その他特に必要と認められる工事																																													
※		シート防水																																																
※		塗膜防水																																																
※		シーリング																																																
1.5.5 施工の検査等	* その他必要と認められる技能検定の職種及び作業の種別()																																																	
1.5.10 化学物質の濃度測定	* 見本施工 ※ 行わない ・ 行う() * 下記の室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告すること。 * 測定時期() * 対象物質 ※ ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン ・パラジクロロベンゼン ・() * 測定方法 ※ パンピング型採取法 ・ 文部科学省「学校環境衛生の基準」による ・() * 測定する室/測定箇所数 () / () () / ()																																																	
通	6節 工事検査及び技術検査																																																	
	1.6.2 技術検査	* 中間技術検査 ・ 行わない ・ 行う(実施回数: 、実施時期:)																																																
	7節 完成図等																																																	
事	1.7.1 完成時の提出図書	* 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原図(施工図を除く) 1部(1.7.2により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 * 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの CADデータ ・ 提出しない ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・ 監督職員との協議による) CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 原図の作成 ・ 作成する ※ 作成しない サイズ ※ 設計原図と同じ ・() * 原図作成方法 ※ CAD作成し紙出力 紙の種類 ※ PPC用ホリエステルサント和紙 同等品 ・トレーシングペーパー * 複写図作成方法 ・ 1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・()																																																
	1.7.2 完成図等																																																	
項	その他																																																	
	* 光熱水費	* 建物引き渡しまでの電気、水道、ガス等の料金(基本料金、電気主任技術者委託料を含む)は、協議の上、各工事受注者が負担する。																																																
	* 現場代理人等	* 現場代理人においては、受注者との直接的な雇用関係、主任技術者(監理技術者)、監理技術者補佐、専門技術者においては、受注者との直接的かつ恒常的な雇用関係があること。 * 契約約款第11条に規定する現場代理人、主任技術者(監理技術者)の通知は、所定の様式(現場代理人等通知書)により、監督員を通じて発注者に提出しなければならない。また建設業法に基づく監理技術者補佐、専門技術者を定めたときも同様とする。 * 受注者は、主任技術者について建設業法施行令第27条第2項の規定に基づき他の工事と兼務させる場合や、主任技術者又は監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第1号による技術者配置の特例を活用する場合、並びに監理技術者について建設業法第26条第3項ただし書き第2号の規定に基づき監理技術者補佐を専任で配置することにより他の工事と兼務させる場合にあっては、所定の様式により兼務届を作成の上、新たに契約した工事については工事請負契約締結後5日以内に、現に施工中の工事については原則兼務期間の始期より前に、監督職員を通じて発注者に提出すること。 * 配置技術者の専任要件等については、愛知県建設企画課のWebページを参照すること。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/haichigijyutsusyanosennin.html) * 建築工事又は建設工事の保険の種類は、建設工事保険とする。期間は、工事資材の現場搬入の日から工事目的物の引渡しの日までとする。(特に定めのない限り、契約上の工事完成期日経過後14日間とする。) 保険金受取人(被保険者)は、受注者とする。																																																

章	項 目	特 記 事 項	備 考	
1	* 法定外の労災保険 * 事故報告	* 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 * 工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、事故発生報告書を監督職員に速やかに提出すること。		
	* 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	* 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の「南海トラフ地震臨時情報」発表時の防災対応について、受注者は、継続的に地震関連情報の収集に努め、工事中の建築物及び仮設物等に対し、必要な安全対策措置が実施されているかの確認、及び作業員や必要に応じ第三者に対する安全の再確認を行うなど、有事に際しての備えを行うとともに、本工事の施工場所が、南海トラフ地震防災対策推進地域に含まれる場合は、「その他事項」の「南海トラフ地震防災対策推進地域における対応」を参照し、必要事項を施工計画書に記載の上、適切に対応すること。		
	* 施工場所	南海トラフ地震防災対策推進地域 ※含まれる(愛知県内全市町村) ・含まれない 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 ・含まれる(豊橋市・田原市・南知多町) ・含まれない 住民事前避難対象地域 ・含まれる ・含まれない		
	* 工事の下請負	* 受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。 1) 受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。 2) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。 3) 下請負者は、建設業法に基づく営業停止の期間中でないこと。 4) 下請負者が愛知県の競争入札参加資格者である場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止期間中でないこと。 5) 下請負者は、「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に掲げる排除措置の措置要件に該当しない者であること。		
	* 施工体制	* 施工体制については「施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)」によること。		
	* 施工体制台帳	* 建設業法第24条の8第1項の規定により作成した施工体制台帳(同項の規定により記載すべきものとされた事項に変更が生じたことに伴い新たに作成されたものを含む。)の写しを監督職員に提出すること。 (公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条)		
	* 施工体系図	* 下請契約を締結する場合においては、下請金額に関わらず施工体系図を作成し、工事現場の工事関係者及び公衆が見やすい場所(仮囲いなど)に掲示する。		
	* 各種調査への協力	* 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実態調査等の対象工事になった場合は必要な協力をする事。 * 本工事における木材利用状況に関する調査に協力すること。		
	* 工事コスト調査の協力	* 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時等に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。		
	各	* 請負代金内訳書等	* 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工に従事する者の健康保険料等の事業主負担額)、安全衛生経費並びに建設業退職金共済契約に係る掛け金を明示するものとする。	
* 騒音・振動対策		* 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 * 「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針(建設大臣官房技術審議官通達)」及び関連法規の規定を厳守し施工する。 また、騒音規制法、振動規制法の規制の対象となる作業(特定建設作業)及び下記に指定した建設機械については、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(建設大臣告示)により指定された建設機械を使用する。 作業名: 建設機械名: 作業名: 建設機械名:		
* 排出ガス対策型建設機械		* 排出ガス対策型建設機械の適用 ※ 有り ・ なし (対象機種: バックホウ、車輪式トラクターショベル、ブルドーザー、発動発電機、空気圧縮機、油圧ユニット、ローラー類、ホイールクレーン(いずれもディーゼルエンジン出力7.5～260KW)) (対象規制値: 排出ガス対策型建設機械指定要領(国土交通省総合政策局)の別表1(1次基準値))		
* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱		* 工事場所が「自動車NOx・PM法」の規制対象地域内においては、「貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱」(愛知県: https://www.pref.aichi.jp/soshiki/mizutaki/caryokohome.html)に基づき、対象地域外からの流入車も含め、車種規制非適合車の使用抑制に努めるものとする。		
* 特定特殊自動車の燃料		* 受注者は、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたって、燃料を購入して使用するときは、当該特定特殊自動車の製作等に関する事業者または団体が推奨する軽油(ガソリンスタンド等で販売されている軽油をいう)を選択しなければならない。また、監督職員から特定特殊自動車に使用した燃料の購入伝票を求められた場合、提示しなければならない。なお、軽油を燃料とする特定特殊自動車の使用にあたっては、下請負者等に関係法令等を遵守させるものとする。		
* 薬液注入工法		* 薬液注入工法により地盤の改良を行う場合は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省事務次官通達)による。		
* 石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業		* 既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。		
* 建設業退職金共済制度		* 本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に掲示しなければならない。		
* 契約後VE		* 本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。))の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・ 対象外工事)とする。 * 契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 「愛知県建設局契約後VE実施要領」は、建設企画課Webページ(下記URL参照)に掲載している。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html		
項		* VE提案の範囲	* VE提案の範囲 ※ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとする。[工事全体をVE提案の対象とする場合] ・ 請負者がVE提案を行う範囲は、設計図書に定められている内容のうち、工事材料及び施工方法等に関する変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。[工事目的物をVE提案の対象としない場合] ・ () [その他VE提案を求める範囲によって適宜記載する]	
	* VE提案の実施	* VE提案の実施にあたり、関係機関協議等第三者との調整等を要する提案については、あらかじめ、請負者が主体となり当該第三者との事前調整等を行い、実施の見込みがある提案であること。		
	* CCUSの活用	* 建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績評定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。		
	2節 縄張り、遣方、足場等	* 足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン」について(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長 基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。		
	2.2.4 足場等			
	第2章	設計事務所名		年度
		建築士登録番号		工事名称
		建築士氏名		縮尺
		木造工事特記仕様書 2/13		
	図面番号	検 図	製 図	設 計
○年○月		愛知県建設局公共建築部公共建築課		

No.3a

項 目		特 記 事 項				備 考		章		項 目		特 記 事 項				備 考		
3 章 土 ・ 地 業 ・ 基 礎 工 事	5.5.5 施工完了後の継 手部の試験	*外観試験の試験項目及び合否判定 ※種類に応じて表5.5.1から表5.5.3までによる ・() *超音波測定試験 ・適用する(試験対象:) ・適用しない						3 章	15節 流動化コンクリート 6.15.1 一般事項 6.15.2 材料及び調査 16節 高流動コンクリート 6.16.1 一般事項 6.16.2 材料及び調査	*スランブ ・15cm ・18cm ・() ・図示による *適用箇所 ※ 図示による ・() ・街きよ、緑石、側溝類及びこれらの基礎 ・間見石積みの基礎及び裏込め ・捨てコンクリート ・機械室等で用いる配管埋設用 ・防水層の保護 ・コンクリート舗装								
	5.5.6 外観試験の結果不合格となった場合の措置	*外観試験の結果不合格となった場合の措置 ※5.5.6(1)による ・() *超音波測定試験の結果不合格となった継手部への措置 ※図示による ・()								*流動化コンクリート ・適用する ・適用し() ・図示による *空気量 ※4.5% ・図示による ・()								
	6節 溶接継手									*適用箇所 ※図示による ・()								
	5.6.3 工法	*適用箇所、性能、工法、鉄筋相互のあき ※図示による ・()								*適用箇所 ※図示による ・() *スランブフロー ・()cm ・図示による *空気量 ※4.5% ・図示による ・() *単位粗骨材かさ容積 ※0.500m ³ /m ³ 以上 ・図示による ・()								
	【建築工事標準仕様書 6章 コンクリート工事による】									4 章 木 造 工 事	1節 一般事項 4.1.1 一般事項 4.1.3 構造方法 2節 材 料 4.2.2 材 料	*4.1.1(1)(ア)によらず構造耐力上主要な部分に部材単位で木材を利用する場合の適用箇所 ※ 図示による ・() *告示第1100号以外の面外耐力壁の種類、材料、工法等 ・図示による ・() *木材を用いた耐火構造の適用 ・適用する ・図示による ・()						
	2節 コンクリートの種類及び品質	*表6.2.1による類別 ※Ⅰ類 ・Ⅱ類 ・図示による *気乾単位容積質量による種類 ・普通コンクリート ・軽量コンクリート *大臣認定コンクリート(建築基準法第37条第2号) ()										*製材 目視等級区分構造用製材 樹種名、構造材の種類、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 機械等級区分構造用製材 樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による ※「機械等級区分構造用製材の規格」による ・図示による ・()						
	6.2.1 コンクリートの種類	*設計基準強度(Fc) ・普通コンクリート()N/mm ² ・軽量コンクリート()N/mm ² ※図示による (設計基準強度の基準値 普通コンクリートにおいては、36N/mm2以下、軽量コンクリートにおいては27N/mm2以下)										広葉樹製材 樹種名、等級、寸法、含水率、保存処理 ※図示による 縦振動ヤング係数の測定対象部材 ※図示による ・()						
	6.2.2 コンクリートの強度	*コンクリートの荷卸し地点におけるスランブ ※ 表6.2.2による ・() ・図示による										無等級材 樹種名、寸法、含水率、保存処理及び材面の品質 ※図示による 縦振動ヤング係数の測定対象部材 ※図示による ・()						
	6.2.4 ワークビリティ 及びスランブ	*合板せき板を用いるコンクリートの打放し仕上げ ・A種 ※ B種 ・C種 ・図示による [表6.2.4] *コンクリートの仕上りの平たんさの種類別 ・a種 ※ b種 ・c種 ・図示による [表6.2.5]										大臣指定の基準強度指定製材 含水率 ※図示による						
	6.2.5 構造体コンクリートの 仕上り	*セメント ※普通ポルトランドセメント ・高炉セメント(A種) ・シリカセメント(A種) ・フライアッシュセメント(A種) ・エコセメント *適用箇所 高炉セメントB種() フライアッシュセメントB種() ・図示による *骨材 フェロニッケルスラグ骨材 ・使用する ※ 使用しない 銅スラグ細骨材 ・使用する ※ 使用しない 電気炉酸化スラグ骨材 ・使用する ※ 使用しない 再生骨材H(エコセメント使用時) ・使用する ※ 使用しない *碎石、砕砂、フェロニッケルスラグ骨材、銅スラグ細骨材、電気炉酸化スラグ骨材、再生骨材H、砂利及び砂の アルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・B *混和剤 種類(塩化物イオン区分Ⅰ種) ・図示による ・AE剤 ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・() 混和材 種類 ・フライアッシュⅠ種) ・フライアッシュⅡ種) ・フライアッシュⅣ種) ・高炉スラグ微粉末 ・シリカフューム ・膨張剤 ・図示による										*枠組壁工法構造用製材 甲種枠組材 樹種名又は樹種群、寸法型式名、長さ、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による 乙種枠組材 樹種名又は樹種群、寸法型式名、長さ、未乾燥材又は乾燥材の別及び保存処理 ※図示による MSR枠組材 品名、樹種名又は樹種群、MSR等級、寸法型式名、長さ及び未乾燥材又は乾燥材の別 ※図示による 大臣指定の基準強度指定枠組壁工法構造用製材及びMSR枠組材 含水率 ※図示による ・()						
	3節 コンクリートの材料及び調査	*構造体強度補正值(S) ・図示による ※表6.3.2による *6.3.2(イ)(f)①～③以外の混和材料 使用方法及び使用量 ※図示による ・()										*枠組壁工法構造用たて継ぎ材 たて枠用たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種群、寸法型式名及び長さ ※図示による 甲種たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種群、寸法型式名及び長さ ※図示による 乙種たて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種群、寸法型式名及び長さ ※図示による MSRたて継ぎ材 品名、樹種名又は樹種群、MSR等級、寸法型式名及び長さ ※図示による 大臣指定の基準強度指定たて継ぎ材 含水率 ※図示による ・()						
	6.3.1 コンクリートの材料	受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。 (1) J I Sマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき 国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJ I S マーク表示する認証を受けた製品を製造している 工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンク リート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる、全国品質管理監査会議の策定した 統一監査基準に基づく監査に合格した工場(以下「適マークを取得した工場」という。)から選定し、JIS A 5308(レディーミ クストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。 (2) J I Sマーク表示認証製品を製造し、適マークを取得した工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、 設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめよう、その資料により監督職員の確認を得なければならない。 なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士 等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。										*下地用製材 樹種名、等級、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による *集成材 構造用集成材 品名、樹種名、強度等級、材面の品質、接着性能、寸法及び保存処理 ※図示による 化粧ばり構造用集成柱 品名、樹種名(芯材・化粧薄板)、化粧薄板の厚さ、見付け材面及び寸法 ※図示による						
	6.3.2 コンクリートの調査	*アルカリ総量 3.0kg/m3以下とする。										*直交集成板 品名、樹種名、強度等級、種別、接着性能、及び寸法 ※図示による						
	4節 工場の選定、製造、運搬	*コンクリートの打込みは、監督職員の立会いを受ける。ただし、監督職員の指示により報告にかえることができる。										*丸太材 樹種名、寸法、含水率及び末口径 ※図示による 縦振動ヤング係数の測定対象部材 ※図示による ・()						
6.4.1 ミコン工場の選定	*打継ぎの位置 梁及びスラブ ・図示による ※ そのスパンの中央又は端から1/4の付近 ・() 柱及び壁 ・図示による ※ スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・() *打継ぎ目寸法 ※図示による ・()						*木質接着成形軸材料、木質複合軸材料 形状、寸法及び含水率 ※図示による											
5節 コンクリートの品質管理	*外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ・図示による *ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による ・() *せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による *合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ・図示による ・() *断熱材を兼用した型枠材 ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない *MCR工法用シート ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない *配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による ・() *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1)使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2)鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmするものとする。 3)コンクリートのスランブ スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に 及び打込み 直接当てないように注意する。 4)その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による ・() *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()						*構造用面材 MDF 普通MDF及び構造用MDFの区分、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、 耐水性による区分、難燃性による区分及び厚さ ※図示による 構造用合板 品名、寸法、等級、板面の品質、曲げ性能、保存処理、防虫処理及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 ※図示による ・() ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所) 化粧ばり構造用合板 品名、寸法及び単板の樹種名 ※図示による 接着の程度 ※図示による ・() ※特類(屋外又は常時湿潤状態となる場所) 構造用パネル 品名、寸法及び曲げ性能 ※図示による パーティクルボード` 種類の区分、表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分及び厚さ ※図示による ハードファイバーボード` 特殊処理による区分、表面の状態による区分、曲げ強さによる区分、難燃性による区分及び厚さ ※図示による											
6節 工事現場内運搬・打込・締固	*コンクリートの打込みは、監督職員の立会いを受ける。ただし、監督職員の指示により報告にかえることができる。						*硬質木片セメント板 厚さ ※図示による 構造用せっこうボードA種 厚さ ※図示による 構造用せっこうボードB種 厚さ ※図示による せっこうボード 厚さ ※図示による 強化せっこうボード 厚さ ※図示による シージングボード 厚さ ※図示による せっこうラスボード 厚さ ※図示による ラスシート ラス目による区分、山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※図示による フレキシブル板 厚さ ※図示による 火山性ガラス質複層板 密度による区分及び厚さ ※図示による 構造用単板積層材 品名、樹種名、接着性能、曲げ性能、水平せん断区分、寸法及び保存処理 ※図示による 直交集成板 品名、樹種名、強度等級、種別、接着性能、及び寸法 ※図示による 木質断熱複合パネル、木質接着複合パネル 形状、寸法及び含水率 ※図示による											
6.6.3 打込み	*打継ぎの位置 梁及びスラブ ・図示による ※ そのスパンの中央又は端から1/4の付近 ・() 柱及び壁 ・図示による ※ スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・() *打継ぎ目寸法 ※図示による ・()						*鋼材 種類、形状及び寸法 ※図示による *鋼材の表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による *接合金物 適用 ・4.2.7(1)(ア)による ・4.2.7(1)(イ)による ※図示による 4.2.7(1)(ア)、(イ)以外の場合 製作接合金物の寸法、形状及び材料の種類 ※図示による ・()											
6.6.4 打継ぎ	*打継ぎの位置 梁及びスラブ ・図示による ※ そのスパンの中央又は端から1/4の付近 ・() 柱及び壁 ・図示による ※ スラブ、壁梁又は基礎の上端 ・() *打継ぎ目寸法 ※図示による ・()																	
8節 型 枠																		
6.8.1 型枠一般	*外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ・図示による *ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による ・() *せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による *合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ・図示による ・() *断熱材を兼用した型枠材 ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない *MCR工法用シート ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない *配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による ・() *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1)使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2)鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmするものとする。 3)コンクリートのスランブ スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に 及び打込み 直接当てないように注意する。 4)その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による ・() *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()																	
6.8.2 材 料	*外部に面するコンクリートの打増し厚さ ()mm ・図示による *ひび割れ誘発目地 位置、形状、寸法 ※図示による ・() *せき板の材料 コンクリート打放し仕上げの場合 ※表6.2.4の表面仕上り程度に見合ったもの ・図示による コンクリート打放し仕上げ以外の場合 ※コンクリートの品質を確保できるもの ・図示による *合板をせき板に用いる場合の厚さ ※12mm ・図示による ・() *断熱材を兼用した型枠材 ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない *MCR工法用シート ※図示による ・使用する(使用箇所:()) ・使用しない *配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による ・() *ラス型枠については、下記の仕様により使用できるものとする。 1)使用可能部位 独立基礎、地中梁(ただし、見えがかり部、ピット内部は合板型枠とする。) 2)鉄筋の最小かぶり厚さ ラス型枠を使用した部分の鉄筋の最小かぶり厚さは、公共建築工事標準仕様書 (建築工事編)表5.3.6に示す数値+10mmするものとする。 3)コンクリートのスランブ スランブは15cm又は18cmとする。パイプレーターを使用するときには、ラス型枠に 及び打込み 直接当てないように注意する。 4)その他 各メーカーで仕様異なるため、それぞれの施工要領書等で確認する。 *配管用等スリーブの材質及び規格等 ※図示による ・() *普通エコセメント使用時の型枠の最小存置期間 ()																	
10節 軽量コンクリート	*軽量コンクリートの適用箇所 ※図示による ・() *軽量コンクリートの種類 ・1種 ・2種 気乾単位容積質量 ()t/m ³ [表6.10.1] *スランブ ※21cm ・() ・図示による																	
6.10.1 一般事項	*適用期間 ※ JASS5による「打込日を含む旬の平均気温が4℃以下の期間 () *軽量コンクリートの適用箇所 ※図示による ・() *構造体強度補正值(S) ※6.11.2(3)(ア)による ・積算温度を基に定める																	
6.10.2 種類及び品質	*スランブ ・図示による ※21cm ・() *構造体強度補正值(S) ※表6.12.1による ・図示による ・()																	
11節 寒中コンクリート																		
6.11.1 一般事項	*適用箇所 ※図示による ・() *セメントの種類 ※図示による ・普通ポルトランドセメント ・中熟ポルトランドセメント ・低熟ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント *混和剤の種類 ・図示による ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・() 混和材の種類 ・図示による ・フライアッシュⅡ種 ・高炉スラグ微粉末3000 ・高炉スラグ微粉末4000 *スランブ ・図示による ※15cm ・() *構造体強度補正值(S) ※表6.13.1による ・図示による ・()																	
6.11.2 材料及び調査	*コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・図示による ・() *設計基準強度 ※ 18N/mm ² ・図示による ・()																	
12節 暑中コンクリート																		
6.12.2 材料及び調査	*スランブ ・図示による ※21cm ・() *構造体強度補正值(S) ※表6.12.1による ・図示による ・()																	
13節 マスコンクリート																		
6.13.1 一般事項	*適用箇所 ※図示による ・() *セメントの種類 ※図示による ・普通ポルトランドセメント ・中熟ポルトランドセメント ・低熟ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・シリカセメント *混和剤の種類 ・図示による ・AE減水剤 ・高性能AE減水剤 ・() 混和材の種類 ・図示による ・フライアッシュⅡ種 ・高炉スラグ微粉末3000 ・高炉スラグ微粉末4000 *スランブ ・図示による ※15cm ・() *構造体強度補正值(S) ※表6.13.1による ・図示による ・()																	
6.13.2 材料及び調査	*コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・図示による ・() *設計基準強度 ※ 18N/mm ² ・図示による ・()																	
14節 無筋コンクリート																		
6.14.1 一般事項	*コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・図示による ・() *設計基準強度 ※ 18N/mm ² ・図示による ・()																	

章	項 目	特 記 事 項	備 考
4	【建築工事標準仕様書 7章6節 溶接接合による】 6節 溶接接合 7.6.3 技能資格者 7.6.4 溶接の準備 7.6.7 溶接施工 7.6.12 溶接部の試験	直接雨にさらされる屋外環境で使用する場合 ・溶融亜鉛めっき鋼板製 ・ステンス製 ・図示による 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による	
		* 技量付加試験 ・行う ※ 行わない ・図示による * 開先の形状 ※図示による ・()	
		* エンドタブを切断する箇所及び切断範囲 ※図示による ・() 切断面の仕上げ ※グラインダー仕上げ[粗さ100μmRz程度以下、ノッチ深さ1mm程度以下] ・図示による ・() * 完全溶込み溶接 板厚が異なる場合における低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図示による ・() スカラップの形状 ※図示による ・()	
		* 「鉄骨造の継手又は仕口の構造方法を定める件」第二号に関する試験方法等 ・図示による ・() * 「鉄骨精度検査基準」の付表3「溶接」に関する試験方法等 ・図示による ・() * 完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ※ 行う ・行わない * 工場溶接の場合 平均出検品質限界(AOQL) ・レベルⅠ:2.5%以下 ※レベルⅡ:4%以下 検査水準 ・第1水準 ・第2水準 ・第3水準 ・第4水準 ・第5水準 ※ 第6水準	
		* 接合具等 釘、木ねじ、木質構造用ねじ等 木質構造用ねじ 性能及び表面処理 ※図示による 材質 ※鉄製 ・図示による 4.2.7(2)(イ)(a)①～③以外の接合具、接合金物用接合具等 材質、寸法及び形状 ※ 図示による	
		ボルト、アンカーボルト、ナット及び座金 ボルト、ナット 材料等 ※表4.2.2による ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による アンカーボルト 材質、寸法等 ※図示による 座金 材質 ※図示による 厚さ、寸法及び形状 引張り応力を受ける場合 ・表4.2.3(種別) ・図示による せん断応力を受ける場合 ・表4.2.4(種別) ・図示による ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による	
		ラグスクリュー 材質、形状、寸法等 ※ 図示による ・() ドリフトピン 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による 材質 ※4.2.7(2)(イ)(d)①による ・() 径、寸法等 ※ 図示による ・() 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による	
		木柱及び木だば 樹種名、形状、長さ等 ※図示による ・() 接着剤 床鳴り防止用接着剤 種類() ・図示による ・適用しない 接着剤による接合又は接着剤を併用した接合 種類() ・図示による ・適用しない ジベル接合 輪型ジベル 種類、材質、形状、寸法等 ※図示による ・() 圧入型ジベル 種類、材質、形状、寸法等 ※図示による ・()	
	3節 防腐・防蟻処理 4.3.1 防腐・防蟻処理	* 木材の防腐・防蟻処理 工場における薬剤の加圧注入等 適用部材及び保存処理の性能区分 ※図示による ・() 4.3.1(1)(ア)(a)により難しい場合 保存処理の性能及びインサイジングの適用 ※図示による ・() 薬剤の塗布等 JIS K 1571附属書Aに基づく表面処理用木材保存剤による処理の適用、薬剤の種類、適用部材 ※図示による 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による 合板等の加圧注入による防腐・防蟻処理の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による	
	4.3.2 地盤に接するRCによる床下の防蟻処理	* 防蟻性能のある断熱材の仕様及び適用箇所 ※図示による ・() * 最下階の床下に床組を行う場合の地盤に接する床下 [・RC造のべた基礎 ・基礎梁と配筋により一体とした厚さ100mm以上の土間コンクリート	
工 事	4.3.3 土壌の防蟻処理	配筋 ※ 図示による ・() * 土壌への薬剤による防蟻処理 ・行わない ・行う(薬剤: ・使用量:) ・図示による	
	4.3.4 防腐措置	* 基礎外周部の換気孔 ・ねこ土台 ・換気孔 ・図示による * 小屋裏換気 方法[4.3.4(3)] ・(a) ・(b) ・(c) ・(d) ・(e) ・図示による 換気口の大きさ ※ 図示による ・()	
	4節 防耐火処理等 4.4.1 一般事項 4.4.2 防火被覆の材料及び工法	* 大臣認定の材料又は工法 ・図示による ・() * 防火被覆材の材料及び厚さ ※ 図示による ・() 留付け材の種類、留付け間隔、下地材への留付け長さ、端あき距離、接着剤の使用等 ※ 図示による ・() 防火被覆材の目地等の処理 ※ 図示による ・() 柱又は梁を接合する継手又は仕口の接合金物の防火被覆処理 ・() ・図示による 防火被覆処理部への二次部材の取付 設備配管等が防火被覆処理部を貫通する場合の処理 ※ 図示による ・() 防火被覆処理部に取り付ける建具、設備機器等の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理 ※ 図示による ・()	
	4.4.3 燃えしろ層の工法	* 燃えしろ層の厚さ ・図示による ・() 柱若しくは梁を接合する継手又は仕口の接合金物の防火被覆処理 ・() ・図示による ボルト、ドリフトピン等の接合具の防火被覆処理 ・行う ・行わない ・図示による 燃えしろ層への二次部材の取付け ※ 図示による ・() 設備配管等が燃えしろ層を貫通する場合の処理 ※ 図示による ・() 燃えしろ層に取り付ける建具、設備機器等の取付け方法及び取付け金物の防火被覆処理 ※ 図示による ・()	
	4.4.4 不燃処理木材等	* 不燃材料、準不燃材料又は難燃材料の使用 ※ 図示による ・()	
	5節 鋼材等の接合 4.5.1 鋼材と木材の接合	* 構造耐力上主要な部分に部材単位で木材を利用する場合 当該木材と鋼材の接合部分 ※ 図示による ・()	
	5～9章 適用する工法による(後述)		
	1節 共通事項 10.1.4 表面の仕上げ 2節 材 料 10.2.1 木 材	* 超自動機械かんな、サンダー等による表面仕上げの場合 ・() ・図示による * 含水率 下地材 ※A種 ・B種 造作材 ※A種 ・B種 [表10.2.1] * 製材 「JAS1083(製材)」による製材 下地用製材 樹種名、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 等級 ・図示による ※2級 造作用製材 樹種名、寸法、等級、含水率及び保存処理 ※図示による 板材における等級 ※枠、額縁、敷居、鴨居、框の類の見掛り面は上小節、それ以外は小節以上 ・図示による 広葉樹製材 樹種名、寸法、含水率及び保存処理 ※図示による 等級 ※1等 ・図示による ・() 含水率 ※10%以下 ・図示による ・()	
	(2)(ア)		

章	項 目	特 記 事 項	備 考
10	(イ)	JAS 1083(製材)以外の製材 下地、造作及び仕上げに用いる製材 樹種名、寸法、材面の品質、含水率及び防虫処理 ※図示による 造作材の材面の品質の基準 種別 ※A種 ・B種 [表10.2.2]	
	(3)(ア)	* 造作用集成材等 「JAS 1152 (集成材)」に基づく造作用集成材等 造作用集成材 品名、樹種名、見付け材面数、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による ・() 化粧ばり造作用集成材 品名、樹種名、化粧薄板の厚さ、見付け材面、寸法 ※図示による 見付け材面の品質 ※1等 ・図示による ・()	
	(イ)	(3)(ア)以外の造作用集成材 造作用集成材 樹種名、寸法、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による ・() 化粧ばり造作用集成材 樹種名、寸法、化粧薄板の厚さ、見付け材面の品質 ※図示による 含水率 ※15%以下 ・図示による ・()	
	(4)(ア)	* 造作用単板積層材 JAS 0701(単板積層材)に規定する造作用単板積層材 品名、寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による	
	(イ)	(4)(ア)以外の造作用単板積層材 寸法、表面の品質及び防虫処理 ※図示による 含水率 ※14%以下 ・図示による ・() 品名、強度等級、種別、接着性能(使用環境)、樹種名及び寸法 ※図示による	
	(5)	* 直交集成板 品名、単板の樹種名、防虫処理 ※図示による 厚さ ※5.5mm ・図示による 接着の程度 ※1類 ・図示による 板面の品質 ※2等以上(広葉樹) ※C-D以上(針葉樹) ・図示による	
	(6)(ア)	* 下地用普通合板 品名、単板の樹種名、防虫処理、強度等級 ※図示による 厚さ ※12mm ・図示による 接着の程度 ※1類以上(湿潤箇所を除く) ※特類(湿潤箇所) ・図示による 等級 ※2級以上 ・() 板面の品質 ※C-D以上 ・()	
	(イ)	* 化粧ばり構造用合板 品名、厚さ、単板の樹種名、接着の程度、防虫処理 ※図示による 屋外又は湿潤状態となる場所に使用する場合の接着の程度 ※特類 ・図示による	
	(ウ)	* 天然木化粧合板 厚さ、接着の程度、化粧板に使用する単板の樹種名、防虫処理 ※図示による	
	(エ)	* 特殊加工化粧合板 品目、厚さ、接着の程度、表面性能、単板の樹種名、化粧加工の方法、防虫処理 ※図示による	
章	(オ)	* パーティクルボード 表裏面の状態による区分 ※図示による 曲げ強さによる区分、耐水性による区分、厚さ ※13タイプ、耐水性1(Mタイプ)15mm、 ※13タイプ、耐水性2(Pタイプ)15mm ・()	
	(カ)	* 構造用パネル 品名、厚さ ※図示による	
	(キ)	* MDF 表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分、厚さ ※図示による	
	10.2.2 接合具等	* 釘等 造作材化粧面の釘打ち ※ 隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し * 諸金物 形状、寸法及び材質 ※10.2.2(2)(ア)による ・図示による ・() [表10.2.3] ~[表10.2.5]	
	3節 防腐・防蟻・防虫処理 10.3.1 防腐・防蟻処理	* 工場における薬剤の加圧注入処理等 10.3.1(ア)(a)の適用部材及び保存処理性能区分 ・() ・図示による 10.3.1(ア)(a)により難しい場合の保存処理の性能及びインサイジングの適用 ・() ・図示による * 薬剤の塗布等 薬剤の種類及び適用部材 ・() ・図示による * 薬剤の接着剤への混入による防腐・防蟻処理 ・() ・図示による * 合板等の加圧注入等による防腐・防蟻処理 ・行う ・行わない * 防虫処理 ・行う ・行わない * 不燃材料、準不燃材料又は難燃材料を使用する場合 ・() ・図示による	
	10.3.2 防虫処理 10.3.3 不燃処理木材等		
	4節 屋根回り 10.4.1 軒先・けらば回り 10.4.2 屋根下地	* 鼻隠し、破風板、広小舞・登りよど、面戸板 樹種名及び寸法 ※図示による * 瓦棒葺屋根用心木材 樹種名及び寸法 ※図示による * 屋根の構造用面材の上部に通気層を設ける場合 通気垂木 樹種名及び寸法 ※図示による 断熱材 厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地合板 種類及び厚さ ※図示による * 野縁受け、野縁、下地板 樹種名及び寸法 ※図示による	
	10.4.3 軒天井下地		
	5節 外部開口部回り 10.5.1 アルミウム製建具、樹脂製建具及び木製建具回り	* 窓及び出入口の取付け下地材及び受材 樹種名及び寸法 ※図示による * 枠材 樹種名及び寸法 ※図示による * 下枠の材料 ・ステンレス ・花こう岩による石材(種類) ・図示による 下枠の材料 寸法及び形状 ※図示による * 額縁材 樹種名及び寸法 ※図示による	
	6節 内部開口部回り 10.6.1 建具回り木製枠 10.6.2 内部窓回り	* 枠材 樹種名及び寸法 ※図示による * 窓枠材 樹種名及び寸法 ※図示による	
工 事	7節 内部床回り 10.7.1 内部床下地	* 下地用床板 ・構造用合板 ・パーティクルボード * 二重張り用合板を設ける場合の普通合板の厚さ ※図示による ・() * 床板 製材の樹種名、寸法及び厚さ ※図示による	
	10.7.2 内部床板張り 【公共建築工事標準仕様書 第19章5節 フローリング張り】	* 種類 ・単層フローリング(・フローリングボード1等 ・フローリングブロック1等) ・複合フローリング ・図示による * 工法 ・釘留め(根太張り)工法 ・釘留め(直張り)工法 ・接着工法 * 根太張り工法 樹種 ・() ・図示による 複合フローリングの種別 ・A種 ・B種 [表19.5.2] * 直張り工法 樹種 ・() ・図示による 複合フローリングの種別 ・A種 ・B種 ・C種 [表19.5.4]	
	19.5.2 材 料 19.5.3 工法一般 19.5.4 釘留め工法		
		設計事務所名	年度 工事名称
		建築士登録番号	縮尺
		建築士氏名	木造工事特記仕様書 5/13
		検 図	製 図
		設 計	○年○月
		愛知県建築局公共建築部公共建築課	
		図面番号	

No.6a

章	項 目	特 記 事 項	備 考
13章	11.3.4 シーリング材	*種類 打継ぎ目地及びひび割れ誘発目地 ※ポリウレタン系シーリング材 ・() 伸縮調整目地その他の目地 ※変成シリコン系シーリング材 ・()	
	11.3.5 施 工	*下地調整塗材塗りを行うコンクリート素地面処理 ・MCR工法 ・目荒し工法 ・() ・図示による *壁タイル張り タイルの種類等 ・内装タイル ・外装タイル ・ユニットタイル ・() ・図示による [表11.3.2] *外装タイル接着剤張りの目地詰め ・行わない	
14章	1節 共通事項 2節 下地及び下葺 14.2.2 材 料 14.2.3 工 法 3節 金属板葺 14.3.1 一般事項 14.3.2 材 料	*雪止め(14.3.4～14.3.8、6節7節を適用する場合) ・設ける ・設けない ※図示による *下葺材 ・アスファルトルーフィング940 ※改質アスファルトルーフィング下葺材(※一般タイプ・複層基材タイプ・粘着層付タイプ) ・図示による *下地材の種類、形状等(壁面に下葺材張りに必要な下地材) ※図示による ・()	[表14.3.1]
	14.3 加 工	*本節に定める以外の金属板葺の場合 ※図示による *金属板及びコイルの種類 ※JIS G 3322の屋根用コイル ・() 塗膜の耐久性の種類、めっき付着量、厚さ等 ※図示による ・() *固定釘等 固定釘等の材質 ※図示による ・() *固定釘の寸法 心木なし瓦棒葺(母屋に固定の場合) ・径()mm×長さ()mm ・図示による 横葺 横葺 ・径()mm×長さ()mm ・図示による	[表14.3.2] [表14.3.3]
14章	14.3.3 加 工	*心木(心木あり瓦棒葺) 樹種及び防腐・防蟻処理 ※図示による ・() *金属板の留付け 通し吊子の各部分の寸法 ※図示による ・() 釘留め間隔 ※図示による ・()	
	14.3.4 平葺(一文字葺)工法	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ・() *加工 はぜのつくり方 ※図示による ・() *一般部の葺き方 吊子の間隔 ※図示による ・() *各部工法 吊子及び釘の留付け間隔 ※図示による ・() 軒先及びけらば 唐草の留付け間隔 ※図示による ・()	
根 及 び 工 事	14.3.5 心木あり瓦棒葺工法	*屋根の構造用面材の上部に通気層を設ける場合 通気垂木の樹種名及び寸法、断熱材の厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地用合板の種類及び厚さ ※図示による *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ・() *一般部の葺き方 銅板以外 瓦棒及び釘の留付け間隔 ※図示による ・() 溝板及びキャップの留付け方法 ※14.3.5(3)(ア)(イ)による ・() 銅板 瓦棒、吊子及び釘の留付け間隔 ※図示による ・()	
	14.3.6 心木なし瓦棒葺工法	*各部工法 棟覆い 銅板以外 棟板の材質及び留付け釘の間隔 ※図示による ・() 銅板 通し付け子 留付け釘の間隔 ※図示による ・() 軒先 唐草の留付け間隔 ※図示による ・() *屋根の構造用面材の上部に通気層を設ける場合 通気垂木の樹種名及び寸法、断熱材の厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地用合板の種類及び厚さ ※図示による	
と い	14.3.7 横葺の工法	*特殊工法 ※図示による ・() *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ・() *一般部の葺き方 釘打ちの間隔 ※図示による ・() *各部工法 棟覆い 留付け釘の間隔 ※図示による ・() 軒先 留付け釘の間隔 ※図示による ・() 屋根の流れ方向に平行な壁との取合い部 ・雨押えを付ける ・雨押えを付けない ※図示による 留付け釘又は吊子の間隔 ※図示による ・()	
	14.3.8 立て平葺の工法	*屋根の構造用面材の上部に通気層を設ける場合 通気垂木の樹種名及び寸法、断熱材の厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地用合板の種類及び厚さ ※図示による *特殊工法 ※図示による ・() *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ・() *吊子の工法 ※図示による ・() *特殊工法 ※図示による ・() *屋根の構造用面材の上部に通気層を設ける場合 通気垂木の樹種名及び寸法、断熱材の厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地用合板の種類及び厚さ ※図示による	
工 事	4節 折板葺 14.4.2 材 料	*折板 形式 ・() ・図示による 山高、山ピッチ、耐力、厚さ ・() ・図示による 材料による区分 ※銅板製 ・() ・図示による *折板に使用する材料 材質の種類 ・図示による ・()	[表14.3.1]
	14.4.3 工 法	*軒先面戸板 ・有 ・無 ・図示による *断熱材張り 断熱材の種類、厚さ、防火性能等 ※図示による ・() *タイフレームを留め付ける下地材の材質、形状及び寸法 ※図示による ・() *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ・() *耐雪性能に対応した工法 ・適用する ・適用しない ・図示による ・() *折板のけらば納め ※けらば包みによる方法 ・() ・図示による	
5節 粘土瓦葺	14.5.2 材 料	*粘土瓦 製法による区分、形状による区分、寸法による区分 ※図示による ・() 産地 ※愛知県産 ・() *役物瓦の種類、雪止め瓦の使用等 ※図示による ・() *凍害試験等 ・行う ※行わない *瓦棧木 材質 ※杉 ・() 寸法 ※幅21mm×高さ15mm以上 ・() *棟補強用心材 材質 ※杉 ・() 寸法 ※幅40mm×高さ30mm以上 ・() *棟補強等に使用する金物等 材質、形状、寸法及び留付け方法 ※図示による ・()	
	14.5.3 工 法	*下葺材 ・アスファルトルーフィング940 ※改質アスファルトルーフィング下葺材(※一般タイプ・複層基材タイプ・粘着層付タイプ) ・図示による *建築基準法に基づく風圧力又は地震力に対応した工法 ※図示による ・() *瓦葺結用釘又はねじ 有効長さの最小値 ・先端が野地板厚さの2分の1以上に達する長さ ・野地板の裏面(下地)まで貫通する長さ *下葺の工法 下地材の種類、形状等(壁面に下葺材張りに必要な下地材) ※図示による ・() *木材以外の野地板の材料及び瓦棧木の留付け工法 ※図示による ・() *棟の工法 ・冠瓦伏せ棟(14.5.3(4)(ア)) ・のし積み棟(14.5.3(4)(イ)) ・() *面戸、雀口及び葺土の露出する瓦接合部に仕上を施す場合 ・モルタル ・瓦葺き用しっくい ・図示による *屋根の構造用面材の上部に通気層を設ける場合 通気垂木の樹種名及び寸法、断熱材の厚さ ※図示による 通気垂木に留め付ける下地用合板の種類及び厚さ ※図示による	
6節 スレート葺	14.6.2 材 料	*下葺材 ・アスファルトルーフィング940 ※改質アスファルトルーフィング下葺材(※一般タイプ・複層基材タイプ・粘着層付タイプ) ・図示による *屋根スレート 種類、寸法、形状、棟・けらば等の役物、色彩等 ※図示による ・() *建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ※図示による ・()	
	14.6.3 工 法		
7節 アスファルトシングル葺	14.7.2 材 料	*下葺材 ・アスファルトルーフィング940 ※改質アスファルトルーフィング下葺材(※一般タイプ・複層基材タイプ・粘着層付タイプ) ・図示による *アスファルトシングル 品質、形状、色調及び寸法 ※図示による ・()	

章	項 目	特 記 事 項	備 考
14章	14.7.3 工 法	*建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 *軒先、けらば等に曲面を設ける場合 ※半径500mm以上	※図示による ・() ・図示による ・()
	8節 と い		
	14.8.2 材 料	*といその他の材料等 ※図示による ・() 銅板 板厚 谷どい ※0.4mm その他のとい ※0.35mm 表面処理銅板 表面及び裏面の塗膜の種類 ※図示による ・() 耐酸被覆銅板の場合の材質その他 ※図示による ・()	[表14.8.1] ・図示による
	14.8.3 といの加工、取付け	*とい受金物及び足金物 材質、形状及び取付け間隔 ※表14.8.2による(溶融亜鉛めっきを行ったもの) 多雪地域の場合 *硬質塩化ビニル製集水器及びあんこうの形等の指定	・適用する ※適用しない ※図示による ・()
15章	【建築工事標準仕様書 14章 金属工事1節～3節による】		
金属工 事	2節 表面処理		
	14.2.1 アルミニウム及びアルミニウム合金の表面処理	*種別 ・図示による ・AB-1種 ・AB-2種 ・AC-1種 ・AC-2種 ・BA-1種 ・BA-2種 ・BB-1種 ・BB-2種 ・BC-1種 ・BC-2種 ・C種(常温乾燥形の塗装())	[表14.2.1]
	14.2.2 鉄鋼の亜鉛めっき	*陽極酸化皮膜の着色方法 ※二次電解着色 ・() 色合等 ・() *亜鉛めっき種別 ・図示による ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・E種 ・F種	[表14.2.2]
16章	【建築工事標準仕様書 15章による】		
	2節 下地		
左 官 工 事	15.2.4 ラス系下地	*ラス系下地種類 通気工法 ・二層下地 ・単層下地 ・() 直張り工法 ・ラスモルタル下地 ・ラスシートモルタル下地 ・() 通気工法(外張断熱工法) () *ラス及び補強用平ラス 素材記号 ・() ※K [二層下地通気構法] ・波形ラス(W700) ・こぶラス(K800) ・力骨付きラス(BP700) [単層下地通気構法] ※リプラスC(RC800) 種類、単位面積当たりの質量 ・() ・図示による *ラスシート 山高、山ピッチ、質量及び溶接ピッチによる区分 ※LS4[耐力壁] ・() ・図示による *ステーブルの形状及び寸法 ※L925TS以上[リプラスC(RC800)] ※L1019JS以上[波形ラス(W700)] ・() *通気工法二層下地の場合の換気口の措置 ※「公共建築木造工事標準仕様書」11.4.3(2)(ク)による *直張り工法のラスシートモルタル下地の場合のラスシートの施工[耐力壁として使用する場合] ※図示による	・図示による ・図示による
	15.2.5 せっこうボードその他のボード下地	*せっこうボード及びラスボードの種類、厚さ ※図示による ・() 木質系セメント板の種類、厚さ(15mm以上) ※図示による ・()	
	15.2.6 こまい下地	*耐力壁の指定がある場合 ※図示による	
	15.2.7 木ずり下地	*木ずり用小幅板の樹種 ※杉[心去り材] ・()	・図示による
3節 モルタル塗り	15.3.2 材 料	*モルタル ・現場調査材料 ・既調査材料 ・図示による *既製目地材 ・使用する(形状:) ・使用しない ・図示による	
	15.3.5 工 法	*床の目地割り ※目地割2m程度、最大目地間隔3m程度 ・() 種類 ※押し目地 ・() ・図示による *外壁タイル張り下地等の下地モルタル塗り及び下地調整塗材塗りの接着力試験 ※行う ・行わない ・()	
	6節 仕上塗材仕上げ		
	15.6.2 材 料	*仕上塗材 種類(呼び名)、仕上げの形状、工法 ※図示による ・() *内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等 ※図示による *複層仕上塗材の耐候性 ・() ・図示による *複層仕上塗材の上塗材 樹脂 ・アクリル系 ・シリカ系 ・ポリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・ふっ素系 ・図示による 溶媒 ・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 ・図示による 外観 ・つやあり ・つやなし ・メタリック ・図示による *外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・適用する ・適用しない ・図示による *外装厚塗材Cの上塗材[セメントスチッコ以外の場合] ・() ・図示による	[表15.6.1] [表15.6.2]
10節 しっくい塗り	15.10.1 一般事項	*下地 ※図示による ・()	
	15.10.2 材 料	*材料 ・現場調査材料 ・既調査材料(色しっくいの適用 ・有 ・無) ・図示による	
	15.10.3 調合及び塗厚	*調合及び塗厚 せっこうボード下地の場合 ※表15.10.1による ・() モルタル塗り下地の場合 ※表15.10.2による ・() 木ずり下地の場合 ※表15.10.3による ・() せっこうプラスター下地及びこまい土壁下地の場合 ※表15.10.4による ・() その他の下地の場合 ※図示による	・図示による
	15.10.4 工 法	*上塗りの仕上の種別 ・押え仕上げ ・なで切り仕上げ ・パターン仕上げ ・()	・図示による
11節 こまい壁塗り	15.11.2 材 料	*のり 土壁用 ※つのまた ・() 砂壁用 ※ふのり ・() *色土 土物仕上げに用いる色土の種類 ・() 大津仕上げに用いる色土の種類 ・() *色砂の種類 ・() *下塗りの調合 ※表15.11.2による ・() *塗厚 ※表15.11.8による ・()mm *耐力壁の指定がある場合 ()mm *こまい壁の工程の種別 ※A種 ・B種 *工法の種類 ・水ごね土物1工法 ・水ごね土物2工法 ・のりさし土物工法 ・のりごね土物工法 ・砂壁仕上げ工法 ・切返し仕上げ工法 *ちりじゃくり ・() *工法の種類 ・普通大津仕上げ工法 ・大津みがき仕上げ工法 *ちりじゃくり ・()	・図示による ・図示による

2026年10月1日改定												
章	項 目	特 記 事 項			備 考	章	項 目	特 記 事 項			備 考	
16章	12節 ロックウール吹付け 15.12.3 配合及び密度等	* 仕上げ吹付け厚さ ・()mm ・ 図示による				17章	16.8.3 取付け施工 16.8.4 鍵	* 樹脂製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表16.8.3による ・() ・ 図示による * 木製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表16.8.4による ・() ・ 図示による 戸車及びレール ※ 表16.8.5による ・() ・ 図示による * 握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置 ・ 図示による ・() * マスターキー ・ 製作する() ・ 製作しない * 鍵の制作本数等 ※ 3本1組とし、室名札を付ける ・() 鍵箱 ・ 要 ・ 不要				
17章	【建築工事標準仕様書 16章 建具工事による】 1節 共通事項 16.1.3 防火戸	* 防火戸の適用 ※ 図示による * 防火戸の自動閉鎖機構及び防火戸と連動させるもの ・ 図示による ・ ヒューズ装置 ・ 熱感知器 ・ 煙感知器 * 建具見本の製作 ・ 有 ※ 無 特殊な建具の仮組 ・ 実施する ・ 実施しない * 防犯建物部品 ・ 使用しない ・ 使用する(使用箇所)					9節 自動ドア開閉装置 16.9.2 性 能	* 戸の開閉方式 ・() ・ 図示による * 駆動装置の性能値 ※ 表16.9.1による(引き戸用) ・() ・ 図示による 防鎖の適用 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示による * 車椅子使用者用便房出入口の引き戸用駆動装置の性能 ※ 表16.9.2による ・() ・ 図示による 防鎖の適用 ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示による				
	16.1.4 見本の製作等 16.1.6 その他 2節 アルミニウム製建具 16.2.2 性能及び構造	* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.2.1] ・ A種 ・ B種 ・ C種(枠の見込み寸法:) ・ 図示による [表16.2.2] 外部に面する建具[木下地] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 枠の見込み寸法 () * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・() * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・() * 網戸 防虫網 材質 ※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製(SUS316) ・ 図示による 線径、網目 ・ 線径0.25mm以上、網目16～18メッシュ(合成樹脂) ・() ・ 図示による					10節 自閉式上吊り引戸装置 16.10.3 性能等 11節 重量シャッター 16.11.2 形式及び機構	* 自閉式上吊り引戸装置の性能 ※ 表16.10.1による ・() ・ 図示による * シャッター種類 ・ 管理用シャッター ・ 外壁用防火シャッター ・ 屋内用防火シャッター ・ 防煙シャッター ・ 図示による * 耐風圧強度[外壁開口部に設ける重量シャッター]() ・ 図示による * 開閉方式の種類 ※ 電動式(手動併用) ・ 手動式 ・ 図示による * 電動シャッターにおける不測の落下防止装置設置箇所 ・ 図示による ・() * 電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ・ 図示による ・() * 屋内用防火シャッター、防煙シャッターの危害防止機構の設置箇所 ・ 図示による ・() * シャッターケース[管理用シャッター] ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による * スラット及びシャッターケース用鋼板 鋼板の種類 ・() ・ 図示による 鋼板のめっき付着量 ※ Z12またはF12を満足するもの ・ 図示による				
	16.2.3 材 料 16.2.4 形状及び仕上げ	* アルミニウムの表面処理 色 ・ 標準色 ・ 特注色 種別 ・ 図示による ・ AB-1種 ・ AB-2種 ・ AC-1種 ・ AC-2種 ・ BA-1種 ・ BA-2種 ・ BB-1種 ・ BB-2種 ・ BC-1種 ・ BC-2種 ・ C種(常温乾燥形の塗装()) [表14.2.1] * ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※ HL ・() ・ 図示による * 結露水の処理方法 ・ 図示による ・ 製作所の仕様による ・() * 水きり板 ・ 図示による ・() ぜん板 ・ 図示による ・() * 内付け建具 ・ 適用する ・ 適用しない					16.11.3 材 料 12節 軽量シャッター 16.12.2 形式及び機構	* 開閉方式 ※ 手動式 ・ 電動式(手動併用) * 耐風圧強度 ・() ・ 図示による * 電動式シャッターにおける不測の落下に備えた急降下停止装置 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による * 電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ・ 図示による ・() * スラットの材質の種類 ・ JIS G 3312 ・ JIS G 3322 ・ 図示による ・() スラットのめっき付着量 ※ JIS G 3312の場合はZ06又はF06を、JIS G 3322の場合はAZ90を満足 ・ 図示による * スラットの形状 ・ インターロック形 ・ オーバーラッピング形 ・ 図示による ・()				
	16.2.5 工 法 3節 樹脂製建具 16.3.2 性能及び構造	* 外部に面する建具[コンクリート系下地又は鉄骨下地] [表16.3.1] ・ A種 ・ B種 ・ C種 枠の見込み寸法 ・() ・ 図示による [表16.3.2] 外部に面する建具[木下地] ・ D種 ・ E種 ・ 図示による 枠の見込み寸法 () * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・ T-1 ・ T-2 ・() * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・ H-4 ・ H-5 ・ H-6 ・ H-7 ・ H-8 ・() [表16.3.3] * 外壁に面する建具の日射熱取得性の等級 ・ 図示による ・() * ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・ 図示による ・() * ガラス ※ 複層ガラス ・() ・ 図示による					16.12.3 材 料 16.12.4 形状及び仕上げ 13節 オーバーヘッドドア 16.13.2 形式及び機構	* 開閉方式 ※ 手動式 ・ 電動式(手動併用) * 耐風圧強度 ・() ・ 図示による * 電動式シャッターにおける不測の落下に備えた急降下停止装置 ・ 設置する ・ 設置しない ・ 図示による * 電動式シャッターにおける障害物感知装置設置箇所 ・ 図示による ・() * スラットの材質の種類 ・ JIS G 3312 ・ JIS G 3322 ・ 図示による ・() スラットのめっき付着量 ※ JIS G 3312の場合はZ06又はF06を、JIS G 3322の場合はAZ90を満足 ・ 図示による * スラットの形状 ・ インターロック形 ・ オーバーラッピング形 ・ 図示による ・() * セクション材料による区分 ※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ ・ 図示による * JIS A 4715による風圧力による強さの区分 ・() ・ 図示による * 開閉方式 ※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式 ・ 図示による * 収納形式 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ パーチカル形 ・ 図示による * 電動式の場合の障害物感知装置設置箇所 ・ 図示による ・() * ガイドレールの材料 ※ 溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ 図示による				
	16.3.3 材 料 16.3.4 形状及び仕上げ 16.3.5 工 法	* 表面色 ・ 標準色 ・ 特注色 * 水きり板 ・ 図示による ・() ぜん板 ・ 図示による ・() * 内付け建具 ・ 適用する ・ 適用しない					16.13.3 材 料 14節 ガラス 16.14.2 材 料	* フロート板ガラス 品種及び厚さの呼びによる種類 ・ 図示による ・() 型板ガラス 厚さによる種類 ・ 図示による ・() 網入及び線入板ガラス 網又は線の形状、板の表面の状態及び厚さによる種類 ・ 図示による ・() 合わせガラス 材料板ガラスの種類及び厚さの組み合わせ並びに合計厚さ ・() ・ 図示による 特性による種類 ・ I 類 ・ II-1類 ・ II-2類 ・ III類 ・() ・ 図示による 強化ガラス 形状による種類及び材料板ガラスの種類による名称 ・ 図示による ・() 特性による種類 ・ I 類 ・ III類 ・ 図示による ・() 熱線吸収板ガラス 板ガラスの種類、厚さによる種類 ・ 図示による ・() 性能による種類 ・ 1種 ・ 2種 ・ 図示による ・() 複層ガラス 材料板ガラスの種類、厚さの組合せ、複層ガラス厚さ ・ 図示による ・() 断熱性による区分 ・ T1 ・ T2 ・ T3 ・ T4 ・ T5 ・ T6 ・ 図示による 日射取得性、日射遮蔽性による区分 ・ G ・ S ・ 図示による 封入気体の種類 ・ 空気 ・ アルゴン ・ クリプトン ・ ネオン ・ 図示による 材料板ガラスの種類 ・() ・ 図示による 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ・() 日射熱遮蔽性種類 ・ 1種 ・ 2種 ・ 3種 ・ 図示による ・() 材料板ガラスの種類 ・() ・ 図示による 厚さによる種類 ・ 6mm ・ 8mm ・ 10mm ・ 12mm ・ 図示による ・() * ガラス留め材 ・ シーリング材 ・ ガスケット() ・ 図示による ・() アルミニウム製建具及び樹脂製建具のガスケットの用途による区分 ※ 16.4.2(2)(イ)による ・ 図示による ・()				
	4節 鋼製建具 16.4.2 性能及び構造	* 簡易気密型ドアセットの性能等級 ※ 気密性A-3、水密性W-1 ・() 外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 図示による [表16.2.1] * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・() * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・() * 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・ 図示による ・() * ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・ 図示による ・() * 点検口の類のくつずりの材料 ・ 図示による ・() * 鋼板類の厚さ ※ 表16.4.2による ・ 図示による ・() * くつずりの仕上げ ※ HL(ステンレス鋼板の場合) ・ 図示による ・() * 形式及び寸法 ・ 図示による ・()					16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による				
	16.4.3 材 料 16.4.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の厚さ ※ 表16.4.2による ・ 図示による ・() * くつずりの仕上げ ※ HL(ステンレス鋼板の場合) ・ 図示による ・() * 形式及び寸法 ・ 図示による ・()					16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による				
	16.4.6 標準型鋼製建具 5節 鋼製軽量建具 16.5.2 性能及び構造	* 簡易気密型ドアセット(気密性:A-3) ・ 適用する ・ 適用しない ・ 図示による ・() * 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・ 図示による ・() * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・() * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・() * 鋼板類の種類 ※ 図示による ・() * 召合せ、縦小口包み板等 ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ アルミニウム合金 * 充填材(防音性能) ・ グラスウール ・ ロックウール ・ 図示による * 鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く) ※ 表16.5.1による ・ 図示による ・() * ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※ HL ・() ・ 図示による					16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による				
	16.5.3 材 料 16.5.4 形状及び仕上げ	* 鋼板類の種類 ※ 図示による ・() * 召合せ、縦小口包み板等 ※ 鋼板 ・ ステンレス鋼板 ・ アルミニウム合金 * 充填材(防音性能) ・ グラスウール ・ ロックウール ・ 図示による * 鋼板類の厚さ(有効開口幅が950mm又は有効高さ2400mmを超える場合を除く) ※ 表16.5.1による ・ 図示による ・() * ステンレス製くつずりを使用する場合の仕上げ ※ HL ・() ・ 図示による					16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による				
	6節 ステンレス製建具 16.6.2 性能及び構造	* 簡易気密型ドアセットの性能等級 ※ 気密性A-3、水密性W-1 ・() [表16.4.1] 外部に面するステンレス製鋼製建具の耐風圧性の等級 ・ S-4 ・ S-5 ・ S-6 ・ 図示による [表16.2.1] * 防音ドア、防音サッシとする場合の遮音性の等級 ・ 図示による ・() * 断熱ドア、断熱サッシとする場合の断熱性の等級 ・ 図示による ・() * 耐震ドアとする場合の面内変形追随性の等級 ・ 図示による ・() * ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・ 図示による ・() * 表面仕上げ ※ HL ・ 図示による ・() * くつずりの仕上げ ※ HL ・() ・ 図示による * 曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ ・ 図示による				16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による					
16.6.3 材 料 16.6.4 形状及び仕上げ	* ステンレス鋼板 ※ SUS304 ※ SUS430J1L ※ SUS443J1 ・ 図示による ・() * 表面仕上げ ※ HL ・ 図示による ・() * くつずりの仕上げ ※ HL ・() ・ 図示による * 曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ ・ 図示による				16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による						
16.6.5 工 法 7節 木製建具 16.7.2 材 料	* 含水率 ※ A種 ・ B種 ・ 図示による [表16.7.1] * フラッシュ戸の材料 表面材の種類 ・ 16.7.2(2)(ア)による合板 ・ 16.7.2(2)(ア)によるMDF ・ 図示による 表面材の品質等 MDFの表裏面の状態による区分、曲げ強さによる区分、耐水性による区分、難燃性による区分 ・ 図示による ・() * かまち戸の材料 かまち及び鏡板の樹種 ・() ・ 図示による * ふすまの材料 種別 ・ I 型 ・ II 型 ふすま紙の上張りの種類 ・() ・ 図示による [表16.7.3] * 枠及びくつずりの材料 ・ 図示による ・() * フラッシュ戸 表面板の厚さ ※ 表16.7.6による ・() ・ 図示による [表16.7.7] * 木製建具の見込み寸法 [表16.7.7] かまち戸 ※ 36mm ・()mm ・ 図示による ふすま戸 ※ 19.5mm ・()mm ・ 図示による 戸ぶすま ※ 30mm ・()mm ・ 図示による 紙張り障子 ※ 30mm ・()mm ・ 図示による				16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による						
16.7.3 形状及び仕上げ	* フラッシュ戸 表面板の厚さ ※ 表16.7.6による ・() ・ 図示による [表16.7.7] * 木製建具の見込み寸法 [表16.7.7] かまち戸 ※ 36mm ・()mm ・ 図示による ふすま戸 ※ 19.5mm ・()mm ・ 図示による 戸ぶすま ※ 30mm ・()mm ・ 図示による 紙張り障子 ※ 30mm ・()mm ・ 図示による				16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による						
16.7.4 工 法	* フラッシュ戸の定規縁(引戸)の召合わせ框の形状 ※ いんろう付としない ・ いんろう付き ・ 図示による [表16.7.10] * ふすまの縁の仕上げ ・ 塗り縁 ・ 生地縁 ・ 図示による				16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による						
8節 建具用金物 16.8.2 材質、形状及び寸法	* 金物の種類及び見え掛り部の材質 ※ 表16.8.1による ・() 表16.8.1中の * 印の適用並びに備考中の特記について ※ 図示による * 金属製建具用丁番の枚数及び大きさ ※ 表16.8.2による ・() ・ 図示による				16.14.3 ガラス溝の寸法形状等 16.14.4 工法 16.14.5 ガラスブロック積み	* 板ガラスをはめ込む溝の大きさ ※ 建具の製造所の仕様による ・() * ガラス端部で枠にのみ込まない部分の小口加工 ・ 図示による ・() * 材料 ガラスブロック 表面形状、呼び寸法及び厚さ ※ 図示による ・() 壁用金属枠及び補強材 ※ 図示による ・() カ骨の材質、寸法及び形状 ※ ステンレス鋼(SUS304)製径5.5mmのはしご状複筋及び単筋 ・() ・ 図示による シーリング材の種類 ・ 図示による ・() 金属製化粧カバーの材質、寸法及び形状 ・ 図示による ・() 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・ 図示による ・() 木下地の場合壁用金属枠の取付け ・ 図示による ・() 目地幅 平積み ・()mm ※ 8mm以上15mm以下 ・ 図示による 曲面積み ・()mm ※ 外側15mm以下、内側6mm以上 ・ 図示による 伸縮調整目地位置 ・()m以下ごと ※ 6m以下ごと 伸縮調整目地部の横力骨の納まり ※ ガラスブロック製造所の仕様 ・ 図示による						
						設計事務所名				年度	工事名称	図面番号
						建築士登録番号				縮尺		
						建築士氏名				木造工事特記仕様書 8／13		
						検 図	製 図	設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課			
								○年○月				

No.9a

章	項 目	特 記 事 項	備 考
20章	3節 プレキャストコンクリート工事	*工法 ひだの種類 ・つまみひだ(三つ山ひだ、二つ山ひだ) ・箱ひだ ・片ひだ ・フレン・ひだ ・図示による [表20.2.1] 暗幕用カーテンの両端、上部及び召し合わせの重なり ※ 300mm以上 ・() ・ 図示による	
	20.3.2 材 料	*補強鉄線 径、網目寸法 ※ 図示による ・()	
	20.3.3 製 作	*調査 コンクリートの設計基準強度 ※ 水セメント比55%以下、単位セメント量の最小値300kg/m ³ を満足 ・() *鉄筋の組立 配筋 ※ 配筋を定めた計算書を監督員へ提出 ・() ・ 図示による	
	20.3.4 取付け方法	*取付け方法 ※ 図示による ・()	
	4節 間知石、コンクリート間知ブロック積	*間知石 材種 ・() ・ 図示による	
	20.4.2 材 料		
	20.4.3 工 法	*コンクリート間知ブロック 種類、質量区分 ※ 図示による ・() *間知石積み 積み方 ※ 谷積み ・布積み 目塗り ・() ・ 図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※ 図示による ・() *コンクリート間知ブロック積み 積み方 ※ 谷積み ・布積み 目塗り ・() ・ 図示による 伸縮調整目地 材種、厚さ等 ※ 図示による ・()	
	2節 断熱・防露		
	20.2.2 材 料	*断熱材 種類、厚さ、密度等 ※図示による ・() [表20.1.1] 20.2.2(ア)以外の断熱材を用いる場合 種類、厚さ、密度等 ※図示による ・() *防湿材 種類及び厚さ ・ JIS A 6930に基づくもの ・ JIS Z 1702に基づくもの(0.05mm厚以上) ・ JIS K 6781に基づくもの(0.05mm厚以上) ・() ・ 図示による	
	20.2.3 施工部位	*気密材 種類、厚さ等 ※図示による ・() *防風材 材料 ※JIS A 6111に基づく透湿防水シートB ・ 図示による ・()	
	20.2.4 断熱材、防湿層の施工	*断熱工事の施工部位及び外気等に接する開口部を断熱構造とする部位 ※図示による ・() *断熱材の取付け 充填断熱工法 20.2.4(4)(ア)(a)～(c)以外の取付けを行う場合 ※図示による ・() 外張断熱工法 20.2.4(4)(イ)(a)～(c)以外の取付けを行う場合 ※図示による ・() 外張断熱材に防蟻処理を施す場合の仕様及び適用箇所 ※図示による ・() 丸太組構法工事の建具回り 断熱材及び防水テープの工法、種類及び形状 ※図示による ・() *防湿層の施工 防湿層の省略 ・有 ※無 ・図示による 開口部等の回りの施工 断熱構造部分の床下及び小屋裏点検口 ※図示による ・() 電気配線のコンセント及びスイッチボックス回りの施工 ・20.2.4(5)(コ)(b)①による ・20.2.4(5)(コ)(b)②による	
	20.2.5 各部位の工法	*床の断熱材等の施工 ※20.2.5(ア)による ・図示による 床の防湿フィルムを張らない場合 ※図示による ・() *壁の断熱材等の施工 ※20.2.5(イ)による ・図示による *天井の断熱材等の施工 ※20.2.5(ウ)による ・図示による 天井点検口を設ける場合 ※図示による ・() *屋根の断熱材の施工 ※20.2.5(エ)による ・図示による *気流止めの施工 ※20.2.5(オ)による ・図示による 気密材の材料及び工法 ※図示による ・() *気密措置 工法 ※20.2.5(カ)による ・図示による *床下防湿 ※20.2.5(キ)による ・図示による *床下換気 ※20.2.5(ク)による ・図示による 基礎外周部の換気孔 ・ねこ土台 ・換気孔 ・図示による *小屋裏換気 ※20.2.5(ケ)による ・図示による 換気方法[4.3.4(3)] ・(a) ・(b) ・(c) ・(d) ・(e) ・図示による 換気口の大きさ ※ 図示による ・() *養生 ※20.2.5(コ)による ・図示による	
	3節 サイディング工事		
	20.3.2 窯業系サイディング工事	*材料 サイディング材 種類、形状、働き長さ・働き幅、厚さ、表面模様の有無、耐凍害性能及び防火・耐火性能 ※図示による ・() 通気胴縁 樹種名 ※杉 ・図示による ・() 寸法 ※図示による ・() 防蟻処理 ・行う ・行わない ・ 図示による 両面粘着防水テープの幅 ※50mm幅以上のもの ・ 図示による ・() シーリング材 種類 ※被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() 表11.3.1で仕上げを行わない場合 ・() ・ 図示による 施工箇所 ※図示による ・() *通気工法下地 通気胴縁工法[縦通気胴縁] 胴縁の負荷が大きい場合の接合具と留付け間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(h)③による ・() 横通気胴縁工法 胴縁の間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(i)③による ・() *窯業系サイディングの施工 サイディングの張り方 ・縦張り工法 ・横張り工法 ・ 図示による サイディングの取付け 建具上部で雨水の排出路を設ける場合の位置等 ※図示による ・() 換気口部の防水措置 ※20.3.2(3)(ウ)(c)①～④による ※図示による ・() 換気口、接続パイプ及びパイプ受け ※20.3.2(3)(ウ)(c)④による ※図示による ・() 金具留め工法の場合でVoが42m/sを超える地域での補強方法 ※図示による ・() 現場塗装用サイディングで現場塗装を行う場合の下地処理及び仕上げ ※図示による ・() シーリング材の目地寸法 ・幅10mm、深さ5mm以上(60分率耐火の場合は幅10mm以下) ・図示による ・()	
	20.3.3 複合金属サイディング工事	*材料 サイディング 種類、形状、有効幅、長さ、厚さ、表面材・しん材の種類及び防火・耐火性能 ※ 図示による ・() 通気胴縁 樹種名 ※杉 ※図示による ・() 寸法 ※図示による ・() 防蟻処理 ・行う ・行わない ・ 図示による 両面粘着防水テープの幅 ※50mm幅以上のもの ・ 図示による ・() シーリング材 種類 ※被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() 施工箇所 ※図示による ・() *通気工法下地 通気胴縁工法[縦通気胴縁] 胴縁の負荷が大きい場合の接合具と留付け間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(h)③による ・() 横通気胴縁工法 胴縁の間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(i)③による ・() 通気胴縁以降の下地 ・図示による ・() *複合金属サイディングの施工 サイディングの張り方 ・縦張り工法 ・横張り工法 ・ 図示による 換気口部の防水措置 ※20.3.2(3)(ウ)(c)①～④による ※図示による ・()	

項 目		特 記 事 項				備 考
20章 ユニツト 及び び その 他の 工事	4節 ALCパネル(薄型パネル)工事 20.4.2 パネル工事	*材料 種類、形状及び寸法 ※図示による 通気胴縁を用いる場合 樹種 ※杉 ※図示による ・() 寸法 ※図示による ・() 防蟻処理 ・行う ・行わない ・ 図示による 両面粘着防水テープの幅 ※50mm幅以上のもの ・ 図示による ・() シーリング材 種類 ※被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() 施工箇所 ※図示による ・() 通気工法とする場合の下地 通気胴縁工法[縦通気胴縁] 胴縁の負荷が大きい場合の接合具と留付け間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(h)③による ・() 横通気胴縁工法 胴縁の間隔 ※図示による ・() 積雪地域の胴縁補強の方法及び高さ ※10.8.2(ウ)(i)③による ・() 通気胴縁以降の下地 ・図示による ・() *パネルの構成 ・通気構法 ・直張り構法 ・図示による *パネルの取付け ・横張り工法 ・縦張り工法 ・図示による *パネル幅の最小限度 ※150mm ・()mm ・ 図示による *シーリング 種類 ※被着体に応じたもの(表11.3.1) ・() 施工箇所 ※図示による ・() *仕上塗材仕上げ【建築工事標準仕様書15章6節による】 仕上塗材 種類(呼び名)、仕上げの形状、工法 ※図示による ・() [表15.6.1] 内装薄塗材及び内装厚塗材で吸放湿性を有する塗材の使用箇所及び種類等 ※ 図示による 複層仕上塗材の耐候性 ・耐候形()種 ・図示による 複層仕上塗材の上塗材 [表15.6.2] 樹脂 ・アクリル系 ・シリカ系 ・ホリウレタン系 ・アクリルシリコン系 ・ふっ素系 ・図示による 溶媒 ・水系 ・弱溶剤系 ・溶剤系 ・ 図示による 外観 ・つやあり ・つやなし ・メリック ・ 図示による 外装厚塗材Si、Eの上塗材の適用 ・適用する ・適用しない ・ 図示による 外装厚塗材Cの上塗材[セメントスツコ以外の場合] ・() ・ 図示による				
	【建築工事標準仕様書 21章 排水工事による】					
	2節 屋外雨水排水 21.2.1 材 料	*排水管用材料 材種、種類・記号、呼び径等 ※図示による ・() [表21.2.1] *側溝 形状、寸法 ※図示による ・() *排水樹、ふたの種類等 ※図示による ・() *排水樹、ふたの種類等 ※図示による ・() *グレーチング 材質、用途、適用荷重、メイン・ベッチ、ボルト固定の有無等 ※図示による ・() *現場打ちコンクリート 種類 ※普通コンクリート ・() 設計基準強度 ※18N/mm ² ・() スランプ ・15cm ・18cm ・()cm ・ 図示による 鉄筋の種類等 ※SD295 ・() ・ 図示による				
	21.2.2 施 工	*凍上抑制層の材料 ・() ・ 図示による *砂の粒度試験 ・行う ・行わない ・ 図示による *埋戻し材料種別 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・ 図示による [表3.2.1] *現場打ち排水樹の足掛け金物の材料 ・ ステンレス製(幅400mm、径22mm) ・ 鋼製(径22mm、防錆処置済み) ・ 合成樹脂被膜加工を行ったもの(径19mm) ・ 図示による				
	3節 街きよ、緑石及び側溝 21.3.1 材 料	*遠心力鉄筋コンクリート管 基床の厚さ、種類 ・ 図示による ・() *硬質ポリ塩化ビニル管 基床の厚さ、種類 ・ 図示による ・() 継手 ※接着剤 ・ゴム輪 ・ 図示による				
	21.3.2 施 工	*縁石 種類、形状、寸法 ※図示による ・() [表21.3.1] 側溝 種類、形状、寸法 ※図示による ・() *砂利地業の厚さ ※100mm ・ 図示による ・()				
	【建築工事標準仕様書 22章 舗装工事による】					
	22章 舗装工事	2節 路 床 22.2.2 路床の構成及び 仕上り	*路床 凍上抑制層の適用及び厚さ ※図示による ・() 透水性舗装に用いるフィルター層 厚さ ・() ・ 図示による 路床安定処理 ・行う ・行わない 路床安定処理方法 ・() ・ 図示による			
		22.2.3 材 料	*盛土種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・() ・ 図示による [表3.2.1] *路床安定処理用添加材料 種類 ・普通ポルトランドセメント ・高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種 ・生石灰 特号 ・同1号 ・消石灰 特号 ・同1号 ・ 図示による [表22.2.1]			
		22.2.4 施 工	*添加物材料による路床安定処理 ・() ・ 図示による			
	22.2.5 試 験	*路床土支持力比(CBR)試験 ・行う ・行わない ・ 図示による *路床締固め度試験 ・行う ・行わない ・ 図示による *現場CBR試験 ・行う ・行わない ・ 図示による				
	3節 路 盤 22.3.2 路盤の厚さ及び 仕上り	*路盤厚さ ・() ・ 図示による				
	22.3.3 材 料	*路盤材料の種類 ※RC-40(透水性舗装除く) ・C-40 ・CS-40 ・() ・ 図示による [表22.3.1]				
	4節 アスファルト舗装 22.4.2 舗装の構成及び 仕上り	*構成及び厚さ ※図示による ・() *平坦性 ※通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・()				
	22.4.3 材 料	*再生アスファルトの種類 ・60～80 ・80～100 ・ 図示による [表22.4.1] *シールコート用乳剤の種類 ・PK-1 ・PK-2 ・ 図示による				
	22.4.4 配合その他	*加熱アスファルト混合物等の種類(表層) [表22.4.5] ・密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F) ・ 図示による *アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない ・ 図示による				
	22.4.6 試 験					
	5節 コンクリート舗装 22.5.2 舗装の構成及び 仕上り	*構成及び厚さ ※図示による ・() 歩行者用通路のコンクリート版の厚さ ※70mm ・ 図示による ・()				
		設計事務所名		年度	工事名称	図面番号
		建築士登録番号		縮尺		
		建築士氏名		木造工事特記仕様書 10/13		
		検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公共建築課	

2026年10月1日改定																	
章	項 目		特 記 事 項					備 考	章	項 目		特 記 事 項					備 考
22	22.5.3	材 料	*種類 ※普通コンクリート ・()					[表22.5.2]									
			*設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 ※表22.5.1による ・()														
	22.5.4	施 工	*早強ポルトランドセメント ・使用する ・使用しない ・図示による														
			*注入目地材 ※低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・図示による														
	6節 カラー舗装	22.6.2	舗装の構成及び仕上り	*コンクリート版の目地の種類及び間隔 ※表22.5.3による ・() ・図示による													
				目地の構造 ※図22.5.1による ・() ・図示による													
	22.6.3	材 料	*種類 ・加熱系 ・常温系 ・図示による														
			*加熱系カラー舗装 構成、厚さ ・() ・図示による														
	22.6.4	配合その他	表層に用いる結合材の種類 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・図示による														
			*常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 ・図示による														
22.6.6	試 験	着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・図示による															
		*加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※図示による ・()															
	7節 透水性アスファルト舗装	22.7.2	舗装の構成及び仕上り	*加熱系結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・() ・図示による													
				*ニート工法及び塗布工法の配合その他 ・() ・図示による													
	8節 ブロック系舗装	22.8.2	舗装の構成及び仕上り	*アスファルト混合物等の抽出試験 ・行う ・行わない													
				*舗装構成 ※図示による ・()													
	22.8.3	材 料	*平たん性 ※著しい不陸がないこと ・()														
			*コンクリート平板舗装の目地材 ・砂 ・モルタル ・図示による [表22.8.1]														
	22.8.2	舗装の構成及び仕上り	*舗石舗装の基層、厚さ ・アスファルト混合物[厚さ50mm] ・コンクリート版[厚さ70mm] ・() ・図示による														
			*コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ・砂 ・空練りモルタル ・図示による														
22.8.3	材 料	*平たん性 ※ 平板等間の段差3mm以内 ・()															
		*コンクリート平板 種類、寸法 ・図示による ・()															
	9節 砂利敷き	22.9.2	材 料	厚さ ※ 60mm ・() ・図示による													
				*インターロッキングブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※図示による													
	22.9.2	材 料	車路 ※ 曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm ・() ・図示による														
			歩道部 ※ 曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm ・() ・図示による														
	22.9.2	材 料	*舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・図示による														
			*種別 通路 ※ A種 ・B種 ・図示による 建物周囲その他 ・A種 ※ B種 ・図示による [表22.9.1]														
	23	【建築工事標準仕様書 23章 植栽及び屋上緑化工事1節～4節による】															
		23.1.3	植栽地の確認等	*土壌 水素イオン濃度試験 ・行う ・行わない 電気伝導度試験 ・行う ・行わない													
23.2.2		植栽基盤一般	*植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・行う ・行わない														
			*有効土層 整備面積 ※図示による ・() 厚さ ※表23.2.1による ・()														
23.2.2		植栽基盤整備工法の種別	*暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※図示による ・()														
			*植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・図示による [表23.2.2]														
23.2.3		材 料	芝、地被類 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・図示による														
			*土壌改良材の適用 ・有() ・無 ・図示による														
23.2.3		材 料	*植込み用土 ・客土 ・現場発生土の良質土 ・図示による														
	*客土の材料(1m ³ 当たり) さば土 0.84m ³ 雑物を含まない山さば土の良品																
23.2.4	工 法	人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵															
		固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を 6 : 4 : 3 の割合としたもの															
	3節 植 樹	23.3.2	材 料	*土壌改良材の指定量 ・図示による ・()													
				*樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※図示による ・()													
	23.3.2	材 料	*支柱材の種類 ※丸太 ・竹 ・()														
			丸太の防腐処理方法 ※加圧式防腐処理 ・() ・図示による														
	23.3.3	新植の工法	*幹巻き用材料 ※幹巻き用テープ ・わら ・こも ・図示による														
			*支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による														
	23.3.4	新植樹木の枯補償	*新植樹木の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・()														
			*支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・図示による														
23.3.6	移植樹木の枯損処置	*移植樹木の枯損処置期間 ※引渡日から1年間 ・()															
	4節 芝張、吹付けは種、地被類	23.4.2	材 料	*芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ノシバの類 ・() ・図示による													
				*吹付けは種用種子 種類 ※洋芝類(23.4.2(3)(ア)による) ・() 量 ・() ・図示による													
	23.4.3	芝張りの工法	*地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・図示による ・()														
			*芝張り工法 平地 ※目地張り ・べた張り ・図示による 法面 ・目地張り ※べた張り ・図示による														
	23.4.7	芝張等の枯補償	*芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※引渡日から1年間 ・()														

《 選択 》				2026年10月1日改定								
章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考					
5章	5章 軸組構法(壁構造系)工事			5章	5.8.7 構造用面材による床組	*構造用面材による床組 ・行う ・行わない ※図示による *構造用面材 構造用合板 ※4.2.2(10)(イ)による ・図示による 化粧ばり構造用合板 ※4.2.2(10)(ウ)による ・図示による 構造用パネル ※4.2.2(10)(エ)による ・図示による パーティクルボード ※4.2.2(10)(オ)による ・図示による *根太を設けた床組とし、根太と床梁又は胴差の上端高さが同じ場合 根太の間隔 ※図示による 床梁・胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種別 ※図示による 構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による *根太を設けた床組とし、根太と床梁又は胴差の上端高さが異なる場合 根太の間隔 ※図示による 床梁等に直交する根太の仕口形状、受材・際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による *根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、床梁又は胴差に留め付ける場合 構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による さね加工の構造用合板を用いる場合の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による						
	2節 材 料				9節 壁							
	5.2.2 材 料	*材料は、4.2.2[材料]による			5.9.1 非耐力壁	*材料等 非耐力壁の軸組の柱の柱脚及び柱頭の留付け方法、接合金物・接合具の種類 ※図示による *工法 非耐力壁の軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の形状 ※図示による						
	5.2.3 接合金物・接合具等	*接合金物・接合具は、4.2.7[接合金物・接合具等]による			5.9.2 軸組耐力壁	*材料等 筋かいの樹種名、断面寸法及び形状 ※図示による 木ずりの樹種名、断面寸法及び取付け位置 ※図示による 鉄筋筋かい 材料 ※図示による 表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による						
	4節 木材の加工				組 構 法 (一 壁 構 造 系)	*工法 軸組耐力壁の種類による留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による 軸組耐力壁の種類に応じた筋かいの端部における仕口の形状 ※図示による 軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の形状 ※図示による 木ずりの留付け方法 柱・間柱等への留付け釘の種類 ※図示による 鉄筋筋かいの工法 ※図示による						
	5.4.2 現寸図	*床書き現寸図の作成 ・行う ・行わない ・図示による ・()			5.9.3 大壁造の面材耐力壁	*材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材の下地に用いる胴縁及び受材 樹種名及び断面寸法 ※図示による 胴縁及び受材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ラスシートの留付け間隔 ※図示による						
	5.4.5 仕口及び継手の形状加工	*仕口及び継手の工法 ※図示による ・()			5.9.4 床勝ち大壁造の面材耐力壁	*材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材の下地に用いる受材 樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による						
	5.4.6 孔あけ加工	*ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※表5.4.2による ・() *ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径 ・() *超自動機械かな、サンダー等による表面仕上げの場合 ・() ・図示による *見え掛り面の表面保護 工事現場搬入前に木材保護塗料塗りを行う場合 【建築工事標準仕様書 表18.12.1】 ・適用する(種別 ・A種 ※B種) ・適用しない ・図示による			5.9.5 真壁造の面材耐力壁	*材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材の下地に用いる受材、貫の樹種名及び断面寸法 ※図示による *工法 構造用面材の下地に受材を用いる場合 受材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材を受材以外で継ぐ場合の間柱及び胴つなぎの樹種名及び断面寸法 ※図示による 構造用面材の下地に貫を用いる場合 貫の本数 ※図示による 最上段の貫とその直上の横架材との間隔及び最下段の貫とその直下の横架材との間隔 ※図示による 貫を柱に差し通す場合の留付け方法 ※図示による 柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による						
	5.4.7 表面の仕上げ				5.9.6 床勝ち真壁造の面材耐力壁	*材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による 構造用面材の下地に用いる受材 樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による						
	5.5.3 アンカーボルトの設置等	*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・() *アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ・()mm ・図示による	[表5.5.1]		5.9.7 真壁造土塗り壁耐力壁	*材料等 間渡し竹の種類 ・マダケ ・シノチク ・図示による *工法 貫の本数 ※図示による 横貫と柱の接合又は縦貫と横架材の接合方法 ※図示による 間渡し竹と柱及び横架材との接合方法 ※図示による 土塗り壁の塗り厚さ ※図示による 樹種名、断面寸法及び格子の間隔 ※図示による 留付け釘の種類及び木ねじの種類 ※図示による 面格子と柱、横架材との仕口の形状及び留付け方法 ※図示による						
	5.5.4 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ	*無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による *モルタルの厚さ ・図示による ・() *柱底均しモルタルの工法 種別 ・A種 ※B種	[表5.5.2]		5.9.8 面格子壁耐力壁	*材料等 樹種名、断面寸法及び格子の種類 ※図示による *工法 留付け釘の種類及び木ねじの種類 ※図示による 面格子と柱、横架材との仕口の形状及び留付け方法 ※図示による						
	5.5.7 建方精度	*建入れ直し後の建方精度の許容値 ※垂直、水平の誤差の範囲 1/1000以下 ・()			5.9.9 落とし込み板壁耐力壁	*材料等 樹種名及び断面寸法 ※図示による *木だぼ ・使用しない ・使用する(樹種名、形状、長さ等) ・図示による *鋼材だぼ ・使用しない ・使用する(・SR235 ・SD295 ・図示による) (表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による)						
	5.5.8 接合部の工法	*構造材を接合する釘、木ねじ及び木質構造用ねじの種類、本数及び間隔 ※図示による			5.9.10 大臣認定耐力壁	*大臣認定耐力壁 ・適用する(※図示による) ・適用しない						
	5.5.9 接合金物の工法	*木材への彫り込み ※彫り込みは行わない ・図示による ・() *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示による *部位ごとの釘、木ねじ及び木質構造用ねじの種類及び間隔 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し ・図示による										
	5.5.10 釘、木ねじ、木質構造用ねじ等の工法	*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による										
	5.5.11 各種ボルトの工法	*ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による										
	5.5.12 ラグスクリューの工法	*ラグスクリュー 形状及び寸法 ※図示による ・() *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示による										
	5.5.13 ドリフトピンの工法	*ドリフトピン 径 ・() ※ 図示による										
	5.5.14 木だぼの工法	*構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示による *木だぼ 径 ・() ※ 図示による										
	6節 軸 組											
	軸 組 構 法 (一 壁 構 造 系)	5.6.1 土 台	*軸組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による *仕口及び継手の形状及び位置 ※図示による			そ の 他 事 項	工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベタリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。				
5.6.2 火打土台		*火打土台の適用 ・木製 ・鋼製 ・図示による 木製の火打土台の場合 土台と仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による										
5.6.3 柱		*隅柱(出隅及び入隅)の樹種名及び断面寸法 ※図示による *通し柱の樹種名及び断面寸法 ※図示による *仕口の形状 ※図示による										
5.6.4 間 柱		*横架材との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による *筋かいが当たる箇所 留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による *通し貫が当たる箇所 留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による										
5.6.5 胴 差		*通し柱との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *継手の形状及び位置 ※図示による *継手の形状及び位置 ※図示による										
5.6.6 軒 桁		*主要な間仕切桁と桁又は胴差とのT字取合部の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
5.6.7 間仕切桁(頭つなぎ)		*継手の形状及び位置 ※図示による										
5.6.8 まぐさ・窓台		*柱・間柱との仕口形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
5.6.9 木製筋かい		*上下端部の仕口形状 ※図示による *仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による										
5.6.10 貫		*留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による										
5.6.11 木ずり		*柱・間柱等への留付け釘の種類 ※図示による										
7節 小屋組												
5.7.1 小屋梁(平陸梁)		*小屋組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による *丸太を用いる場合の末口寸法 ※図示による ・() *仕口及び継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *軒桁又は敷桁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
5.7.2 小屋束		*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
5.7.3 登り梁(合掌)		*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
5.7.4 トラスの斜材		*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
5.7.5 棟木・母屋		*継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *T字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による *軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による *軒先部の留付け方法並びに接合金物・接合具の種類 ※図示による										
5.7.6 桁行筋かい・振止め												
5.7.7 垂 木												
工 事	5.7.8 火打梁	*小屋組の火打梁の種類 ・木製 ・鋼製 ※図示による 木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
	5.7.9 屋根野地	*材料、工法 <table><tr><td>・ひき板野地板</td><td>ひき板の樹種名、厚さ、継手の形状、取付け方法</td></tr><tr><td>・構造用合板野地板</td><td>留付け釘の種類及び釘打ち間隔</td></tr><tr><td>・構造用パネル野地板</td><td>留付け釘の種類及び釘打ち間隔</td></tr><tr><td>・パーティクルボード野地板</td><td>留付け釘の種類及び釘打ち間隔</td></tr></table> ※図示による	・ひき板野地板	ひき板の樹種名、厚さ、継手の形状、取付け方法	・構造用合板野地板	留付け釘の種類及び釘打ち間隔			・構造用パネル野地板	留付け釘の種類及び釘打ち間隔	・パーティクルボード野地板	留付け釘の種類及び釘打ち間隔
・ひき板野地板	ひき板の樹種名、厚さ、継手の形状、取付け方法											
・構造用合板野地板	留付け釘の種類及び釘打ち間隔											
・構造用パネル野地板	留付け釘の種類及び釘打ち間隔											
・パーティクルボード野地板	留付け釘の種類及び釘打ち間隔											
8節 床 組												
5.8.1 大 引	*床組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による											
5.8.2 床 束	*床束の適用 ・木製床束 ・鋼製床束 ・樹脂製床束 ※図示による 木製床束の場合 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による 鋼製床束又は樹脂製床束の場合 仕様及び設置方法 ※図示による											
5.8.3 根太掛	*継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による											
5.8.4 根 太	*間隔 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示による											
5.8.5 床 梁	*仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による											
5.8.6 火打梁	*床組の火打梁の種類 ・木製 ※図示による 木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による											
No.12a				No.12b								

《 選択 》

2026年10月1日改定

章

項 目

特 記 事 項

備 考

東洋ゴム化工品(株)及び
ニッタ化工品(株)で製造され
た製品・材料を用いる場合

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、
同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で
関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。
なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に於いて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、 引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に
受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

建築札
視覚障害者誘導ブロック

*・設置する(材種 ※ 石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない
*屋内 ※ 塩化製ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・()
*屋外 ※ 磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・()
*突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。

化学物質を発散する建築
材料等の使用制限の原則

本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。
1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発散する建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ない JAS又はJISの規格品とする。
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルム アルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又は JISの規格品とする。
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材	
⑦ 塗料	
⑧ 仕上塗材	

2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の 含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。
② 塗料	

3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防蟻・防蟻剤の使用制限

対策をとる建築材料等	使用制限
木材保存(木材の防蟻・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防蟻・防蟻 処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。

4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有 しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有 しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。

* 特定建設資材の再資源化等

*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律〔平成12年法律第104号〕以下「建設リサイクル法」という。〕に基づき、特定
建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定している
が、工事請負契約書の「解体工事」に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであ
るため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変
更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資
源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。
「再資源化等報告書」は<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html>〔建築工事事務の手引・関連様式〕
から入手可能。
(注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合において
も、設計変更の対象としない。

*別表1 建築物に係る解体工事

工 程 及 び 毎 回 の 解 体 方 法 内 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

工 程 及 び 毎 回 の 解 体 方 法 内 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	

*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

工 程 及 び こ と の 解 体 方 法 内 容	工 程	作業内容	分別・解体等の方法
	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

*別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
・木材		

章

項 目

特 記 事 項

備 考

南海トラフ地震防災対策
推進地域における対応

1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時に
おける、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難
を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別
強化地域における工事にあつては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合
受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく
発注者からの一時中止の通知があつたものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、
警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象
地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に
基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除され
るまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業
の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受ける
ものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工
技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合
受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を
踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響
を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があつたものとして、警戒する措置が
解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に
備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示
を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全
施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、
施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続
を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等
を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき
適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するもの
とする。
5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があつた場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は
施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

設計事務所名

年度

工事名称

図面番号

建築士登録番号

建築士氏名

検 図

製 図

設 計

○年○月

縮尺

木造工事特記仕様書 13／13
(軸組構法(壁構造系))

愛知県建築局公共建築部公共建築課

No.13a

No.13b

《 選択 》				2026年10月1日改定											
章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考								
6章	軸組構法(軸構造系)工事			6章	6.8.5 床 梁	* 仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による									
	2節 材 料				6.8.6 火打梁	* 床組の火打梁の種類 ・木製 ・鋼製 ※図示による									
	6.2.2 材 料	* 材料は、4.2.2[材料]による			6.8.7 構造用面材による床組	木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による									
	6.2.3 接合金物・接合具等	* 接合金物・接合具は、4.2.7[接合金物・接合具等]による				* 構造用面材による床組 ・行方 ・行わない ※図示による									
	4節 木材の加工					* 構造用面材 構造用合板 ※4.2.2(10)(イ)による ・図示による									
	6.4.2 現寸図	* 床書き現寸図の作成 ・行方 ・行わない ・図示による ・()			6	化粧ばり構造用合板 ※4.2.2(10)(ウ)による ・図示による									
	6.4.5 仕口及び継手の形状加工	* 仕口及び継手の工法 ※図示による				パーティクルボード ※4.2.2(10)(エ)による ・図示による									
	6.4.6 孔あけ加工	* ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※表6.4.2による ・()				構造用パネル ※4.2.2(10)(オ)による ・図示による									
		* ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径 ・()			軸組耐力壁	* 根太を設けた床組とし、根太と床梁又は胴差の上端高さが同じ場合 根太の間隔 ※図示による									
		* 超自動機械かな、サンダー等による表面仕上げの場合 ・() ・図示による				床梁・胴差との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種別 ※図示による									
	6.4.7 表面の仕上げ	* 見え掛り面の表面保護 工事現場搬入前に木材保護塗料塗りを行う場合 【建築工事標準仕様書 表18.12.1】				構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による									
	5節 搬入及び建方	* 適用する(種別 ・A種 ※B種) ・適用しない ・図示による				* 根太を設けた床組とし、根太と床梁又は胴差の上端高さが異なる場合 根太の間隔 ※図示による									
						床梁等に直交する根太の仕口形状、受材・際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による									
						* 根太を設けない床組とし、構造用面材を直接、床梁又は胴差に留め付ける場合 構造用面材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による									
	6.5.3 アンカーボルトの設置等	* アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・()	[表6.5.1]			さね加工の構造用合板を用いる場合の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による									
	6.5.4 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ	* アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種			9節 壁										
		* アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ・()mm ・図示による				* 材料等 非耐力壁の軸組の柱の柱脚及び柱頭の留付け方法、接合金物・接合具の種類 ※図示による									
		* 無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による				* 工法 非耐力壁の軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口の形状 ※図示による									
6章	6.5.4 基礎天端及び柱底均しモルタルの仕上げ	* モルタルの厚さ ・図示による ・()	[表6.5.2]	軸組耐力壁	6.9.1 非耐力壁	* 材料等 鉄筋筋かい 材料 ※図示による									
	6.5.7 建方精度	* 柱底均しモルタルの工法 ・A種 ※B種				表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による									
		* 建入れ直し後の建方精度の許容値 ※垂直、水平の誤差の範囲 1/1000以下 ・()				軸組耐力壁の種類による留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による									
	6.5.8 接合部の工法	* 構造材を接合する釘、木ねじ及び木質構造用ねじの種類、本数及び間隔 ※図示による			6.9.2 軸組耐力壁	* 工法 筋かいの樹種名、断面寸法及び形状 ※図示による									
	6.5.9 接合金物の工法	* 木材への彫り込み ※彫り込みは行わない ・図示による ・()				木ずりの樹種名、断面寸法及び取付け位置 ※図示による									
		* 構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用する接合金物の取付け方法 ※図示による				鉄筋筋かいの工法 ※図示による									
	6.5.10 釘、木ねじ、木質構造用ねじ等の工法	* 部位ごとの釘、木ねじ及び木質構造用ねじの種類及び間隔 ※図示による			6.9.3 大壁造の面材耐力壁	* 材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による									
		* 構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し ・図示による				構造用面材の下部に用いる胴縁及び受材 樹種名及び断面寸法 ※図示による									
		* ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による				胴縁及び受材の留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による									
	6.5.12 ラグスクリューの工法	* 構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による			6.9.4 床勝ち大壁造の面材耐力壁	* 工法 ラスシートの留付け間隔 ※図示による									
		* ラグスクリュー 形状及び寸法 ※図示による ・()				* 材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による									
		* 構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示による				構造用面材の下部に用いる受材、貫の樹種名及び断面寸法 ※図示による									
軸組	6.5.13 ドリフトピンの工法	* ドリフトピン 径 ・() ※ 図示による		構造系	6.9.5 真壁造の面材耐力壁	* 工法 ラスシートの留付け間隔 ※図示による									
	6.5.14 木だぼの工法	* 構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示による				* 材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による									
		* 木だぼ 径 ・() ※ 図示による				構造用面材の下部に用いる受材、貫の樹種名及び断面寸法 ※図示による									
	6.5.15 輪型ジベル接合	* ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による			6.9.6 床勝ち真壁造の面材耐力壁	* 材料等 耐力壁の構造用面材の種類、厚さ、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による									
	6.5.16 圧入型ジベル接合					構造用面材の下部に用いる受材 樹種名、断面寸法、留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による									
						貫の樹種名及び断面寸法 ※図示による									
軸組	6節 軸 組				6.9.7 真壁造土塗り壁耐力壁	* 工法 間渡し竹の種類 ・マダケ ・シノチク ・図示による									
	6.6.1 土 台	* 軸組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による				貫の本数 ※図示による									
		* 仕口及び継手の形状及び位置 ※図示による				横貫と柱の接合又は縦貫と横架材の接合方法 ※図示による									
	6.6.2 火打土台	* 火打土台の適用 ・木製 ・鋼製 ・図示による		工 事		間渡し竹と柱及び横架材との接合方法 ※図示による									
	6.6.3 柱	木製の火打土台の場合 土台と仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による		6.9.8 面格子壁耐力壁	* 材料等 樹種名、断面寸法及び格子の間隔 ※図示による										
		* 隅柱(出隅及び入隅)の樹種名及び断面寸法 ※図示による			留付け釘の種類及び木ねじの種類 ※図示による										
		* 通し柱の樹種名及び断面寸法 ※図示による		6.9.9 落とし込み板壁耐力壁	面格子と柱、横架材との仕口の形状及び留付け方法 ※図示による										
	6.6.4 間 柱	* 仕口の形状 ※図示による			* 材料等 樹種名及び断面寸法 ※図示による										
		* 横架材との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による		6.9.9 大臣認定耐力壁	* 木だぼ ・使用しない ・使用する(樹種名、形状、長さ等) ・図示による										
		* 筋かいが当たる箇所 留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による			* 鋼材だぼ ・使用しない ・使用する(・SR235 ・SD295 ・図示による)										
軸組	6.6.5 胴 差	* 通し貫が当たる箇所 留付け方法及び接合金物・接合部の種類 ※図示による			(表面処理 ・溶融亜鉛めっき ・電気亜鉛めっき ・錆止め塗装 ・図示による)										
		* 通し柱との仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による		6.9.10 大臣認定耐力壁	* 大臣認定耐力壁 ・適用する(※図示による) ・適用しない										
		* 継手の形状及び位置 ※図示による													
	6.6.6 軒 桁	* 継手の形状及び位置 ※図示による		その他事項	工 事 で 使 用 す る 資 材 ・ 機 材	本工事に使用する資材・機材は、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベタリーピングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。(定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。)									
	6.6.7 間仕切桁(頭つなぎ)	* 主要な間仕切桁と桁又は胴差とのT字取合部の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による				なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。									
	6.6.8 まぐさ・窓台	* 継手の形状及び位置 ※図示による				設計事務所名	年度 工事名称								
		* 柱・間柱との仕口形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
		* 上下端部の仕口形状 ※図示による				建築士登録番号	縮尺								
軸組	6.6.9 木製筋かい	* 仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
	6.6.10 貫	* 留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による				建築士氏名	木造工事特記仕様書 12／13 (軸組構法(軸構造系)工事)								
		* 柱・間柱等への留付け釘の種類 ※図示による													
						検 図	設 計								
軸組	6.6.11 木ずり														
	7節 小屋組					製 図	○年○月								
軸組	6.7.1 小屋梁(平陸梁)	* 小屋組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による				図面	6.8.1 大 引	設計事務所名	年度 工事名称						
		* 仕口及び継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
		* 軒桁又は敷桁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
	6.7.2 小屋束	* 上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による		図面	6.8.2 床 束					設計事務所名	年度 工事名称				
	6.7.3 登り梁(合掌)	* 上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
	6.7.4 トラスの斜材	* 上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
	6.7.5 棟木・母屋	* 継手の形状、位置及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
		* 継手の形状及び位置 ※図示による													
		* T字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
	6.7.6 桁行筋かい・振止め垂 木	* 設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による										図面	6.8.3 根太掛	設計事務所名	年度 工事名称
	6.7.7 火打梁	* 軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による													
		* 軒先部の留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
		* 小屋組の火打梁の種類 ・木製 ・鋼製 ※図示による													
6.7.9 屋根野地	木製の場合 梁・胴差・桁等との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による														
	* 材料、工法 ・ひき板野地板 ひき板の樹種名、厚さ、継手の形状、取付け方法 ※図示による														
	・構造用合板野地板 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による														
軸組	8節 床 組	・パーティクルボード野地板 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による													
		・構造用パネル野地板 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による													
	6.8.1 大 引	* 床組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による													
		* 継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による													
		* 大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による													
	6.8.2 床 束	* 床束の適用 ・木製床束 ・鋼製床束 ・樹脂製床束 ※図示による													
		木製床束の場合 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
		鋼製床束又は樹脂製床束の場合 仕様及び設置方法 ※図示による													
軸組	6.8.3 根太掛	* 継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による													
	6.8.4 根 太	* 間隔 ※図示による													
		* 継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による													
		* 梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による													
		* 床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示による													

《 選択 》

2026年10月1日改定

章

項 目

特 記 事 項

備 考

東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。
なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

建築札
視覚障害者誘導ブロック

*・設置する(材種 ※ 石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない
*屋内 ※ 塩化製ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・()
*屋外 ※ 磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・()
*突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。

そ

化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則

本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。
1)ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びビステレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発散する建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
①合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。
②家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
③ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。
④壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。
⑤壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	
⑥保温材、緩衝材、断熱材	
⑦塗料	
⑧仕上塗材	

2)トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
①壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。
②塗料	

3)クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノプカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限

対策をとる建築材料等	使用制限
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。

4)可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則

対策をとる建築材料等	使用制限の原則
①壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。
②木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。

の

他

*特定建設資材の再資源化等

*建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。
なお、本工事ににおける特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html>「建築工事事務の手引・関連様式」から入手可能。
(注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。

*別表1 建築物に係る解体工事

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

*別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

*別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用

そ

南海トラフ地震防災対策推進地域における対応

1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。
2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合
受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合
受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。
4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。
5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。

章

項 目

特 記 事 項

備 考

No.13a

No.13b

章	項 目	特 記 事 項	備 考
7章 枠組壁工法工事	2節 材 料	*材料は、4.2.2[材料]及び4.2.5[鋼材]による *国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用する枠組材 *国土交通大臣の指定を受けたもので基準強度の数値を指定された木材	含水率 ※19%以下 ・() 含水率 ※20%以下 ・()
	7.2.3 接合金物・接合具等	*枠組壁工法の釘、木ねじ及び木質構造用ねじ 種類及び記号 ※図示による 木質構造用ねじ 性能及び表面処理 ※図示による 材質 ※鉄製 ・() ・図示による 建築基準法施行規則第8条の3の認定を受けた耐力壁に用いるもの ※図示による *上記以外の接合金物・接合具等は、4.2.7[接合金物・接合具等]による	
	5節 搬入及び建方		
	7.5.3 アンカーボルトの設置等	*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・() *アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ・()mm ・図示による [表7.5.1]	
	7.5.4 基礎天端 均しモルタルの仕上げ	*無収縮モルタル 使用する ・使用しない ・図示による *モルタルの厚さ ・図示による ・()	
	7.5.7 釘、木ねじ、木質 構造用ねじ等の工法	*枠組材相互を緊結する釘の種類及び釘の打ち方 ※7.5.7(1)(ア)～(ウ)による ・図示による 釘打ちの間隔 ※図示による	
	7.5.9 各種ボルトの工法	*構造用面材と枠組材を緊結する釘の種類、釘打ちの間隔及び釘の打ち方 ※7.5.7(2)(ア)～(オ)による ・図示による *ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するボルトの取付け方法 ※図示による	
	7.5.10 ラグスクリューの工法	*ラグスクリュー 形状及び寸法 ※図示による ・() *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するラグスクリューの取付け方法 ※図示による	
	7.5.11 ドリフトピンの工法	*ドリフトピン 径 ・() ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の見え掛り部に使用するドリフトピンの取付け方法 ※図示による	
	6節 土 台		
枠組壁工事	7.6.1 土 台	*土台の樹種名又は樹種群及び断面寸法 ※図示による ・() *仕口及び継手の形状及び位置 ※図示による ・()	
	7節 床版		
	7.7.1 床パネル	*床パネルの構成 床根太の材料、断面寸法 ※図示による 床根太相互の間隔 ※図示による 床根太間に転び止めを設ける場合の材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による 床版に設ける開口部、セツトバック、オーバー・ハング又は上階と下階の耐力壁線がずれる場合等の補強方法 ※図示による 床版の各部材相互及び床版の枠組材と土台又は頭つなぎとの緊結方法 ※図示による 床根太に軽量H形鋼、薄板軽量形鋼を使用する場合の枠組材及び床材との接合具及び緊結方法 ※図示による ウェブの穴あけ位置並びに枠組材及び床材との緊結方法 ※図示による 床根太のトラス使用 ・使用する ・使用しない ・図示による 床パネルと同時に下階の吊り天井根太を施工する場合の材料、断面及び取付け方法 ※図示による *床版への直交集成板等の使用 ・直交集成板 ・木質断熱複合パネル ・木質接着複合パネル ・図示による ・使用しない	
	7.7.2 大引又は床束を 用いる場合	*床材の取付け 床材を留め付ける釘又はねじの種類及び間隔 ※図示による ・() *大引及び床束の材料 ※表7.2.1(1)による ・図示による ・() *大引及び床束の樹種名及び断面寸法 ※図示による ・() *大引及び床束の間隔 ※図示による ・() *大引の継手の形状及び緊結方法 ※図示による ・() *根がらみ貫の樹種名及び断面寸法 ※図示による ・() *床束を鋼製又は樹脂製とする場合の仕様及び設置方法 ※図示による ・() *床材の取付け 床材を留め付ける釘又はねじの種類及び間隔 ※図示による ・()	
	8節 壁等		
	7.8.1 壁パネル	*壁パネルの構成 耐力壁のたて枠、下枠及び上枠の断面寸法 ※図示による ・() たて枠相互の間隔 ※図示による ・() 各耐力壁の隅角部及び交差部のたて枠の構成及び緊結方法 ※図示による ・() 外壁の耐力壁線相互の交差する部分の補強の有無及び補強方法 ※図示による ・() 耐力壁の上部に設ける頭つなぎの有無、断面寸法及び緊結方法 ※図示による ・() 幅90cm以上の開口部の上部に設けるまぐさの有無、材料、断面寸法及び取付方法 ※図示による ・() 屋外に面する部分かつ隅角部又は開口部の両端にある耐力壁たて枠の緊結方法 ※図示による ・() 壁の各部材相互及び壁の各部材と床版、頭つなぎ又はまぐさ受けとの緊結方法 ※図示による ・() たて枠の欠き込み及び穴あけの許容範囲 ※図示による ・() 支持柱を用いる場合の材料及び取付け方法 ※図示による ・() 間仕切り壁(耐力壁以外)のたて枠、上枠及び下枠に薄板軽量形鋼を使用する場合の接合具及び緊結方法 ※図示による	
	9節 小屋組等		
	7.9.1 小屋組及び屋根 パネル	*小屋組の構成 材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ・() 幅90cm以上の開口部の上部に設けるまぐさの有無、材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ・() 小屋組の各部材相互及び小屋組の部材と頭つなぎとの緊結方法 ※図示による ・() 垂木又はトラスを緊結する金物の種類及び緊結方法 ※図示による ・() 天井根太に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示による ・() 屋根版への直交集成板等の使用 ・直交集成板 ・木質断熱複合パネル ・木質接着複合パネル ・図示による ・使用しない *垂木方式 垂木、天井根太の断面寸法 ※図示による ・() 垂木相互の間隔 ※図示による ・() 垂木つなぎの材料、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ・() 外壁の頭つなぎの上で、垂木を欠き込んで納める場合 ※図示による ・() *トラス方式 マルプレートコネクター又は合板がセツトの仕様及び取付け方法 ※図示による ・() *屋根梁方式及び束立て方式 垂木の断面寸法 ※図示による ・() 材料及び取付け方法 ※図示による ・() 屋根梁に薄板軽量形鋼を使用する場合の材料及び緊結方法 ※図示による ・() *屋根下地材の取付け 屋根下地材を留め付ける釘又は木ねじの種類及び間隔 ※図示による ・()	

章		項 目	特 記 事 項	備 考																		
そ		工事で使用する資材・機材	本工事に使用する資材・機材は、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録載品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベターリビングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登録載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。																			
		東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合	受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><td>試験名</td><td>計測項目</td></tr><tr><td>通常状態で試験(常態試験)</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table> ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。	試験名	計測項目	通常状態で試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能									
	試験名	計測項目																				
通常状態で試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																					
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																					
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																					
製品検査	外観、寸法、性能																					
の	建築札 視覚障害者誘導ブロック	*・設置する(材種 ※石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない *屋内 ※塩化製ビニール製 ・磁器又はせっ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・() *屋外 ※磁器又はせっ器質タイル、レジンコンクリート製 ・() *突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。																				
他		化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則	本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発散する建築材料等の使用制限の原則 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td><td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>③ ユリア樹脂板</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>④ 壁紙</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤</td><td></td></tr><tr><td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td><td></td></tr><tr><td>⑦ 塗料</td><td></td></tr><tr><td>⑧ 仕上塗材</td><td></td></tr></table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤		⑥ 保温材、緩衝材、断熱材		⑦ 塗料		⑧ 仕上塗材		
	対策をとる建築材料等	使用制限の原則																				
	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																				
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																					
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																					
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																					
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤																						
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																						
⑦ 塗料																						
⑧ 仕上塗材																						
事		トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤</td><td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 塗料</td><td></td></tr></table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料															
	対策をとる建築材料等	使用制限の原則																				
	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																				
② 塗料																						
項		クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノブカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限</td></tr><tr><td>木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤</td><td>クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td></tr></table>	対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																
	対策をとる建築材料等	使用制限																				
	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																				
		4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 壁紙用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 木工用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td></tr></table>	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。														
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																					
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																					
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																					
		設計事務所名	年度	工事名称	図面番号																	
		建築士登録番号	縮尺																			
		建築士氏名	木造工事特記仕様書 12／13 (枠組壁工法工事)																			
検 図	製 図	設 計 ○年○月	愛知県建築局公共建築部公共建築課																			

《 選択 》				2026年10月1日改定							
章	項 目	特 記 事 項			備 考	章	項 目	特 記 事 項			備 考
8章	丸太組構法工事					8章	8.7.6 棟木・母屋	*継手の位置、継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *T字部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による			
	1節 共通事項						8.7.7 桁行筋かい・振止め	*設置位置、束への留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による			
	8.1.1 一般事項	*小屋裏を事務所の用途に用いる場合及び適用範囲以外 ※図示による ・()					8.7.8 垂木	*軒先部以外の留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による *軒先部の留付け方法、接合金物・接合具の種類 ※図示による *継手の形状、留付け方法及び留付け釘の種類 ※図示による			
	2節 材 料						8.7.9 火打梁	*小屋組の火打梁の適用 ・木製 ・鋼製 ※図示による			
	8.2.2 丸太組壁用木材	*機械加工の丸太組壁用木材 樹種名、寸法及び含水率 ※図示による 品質 ※8.2.2(1)(c)①～⑪による ・図示による						木製の場合 梁と丸太組壁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による			
	8.2.3 丸太組壁以外に用いる材料	*手加工の丸太組壁用木材 *材料は、4.2.2[材料]による 4.2.2(1)の(ア)から(ウ)以外の製材 樹種名、寸法、含水率及び材面の品質 ※図示による *柱に用いる丸太材 樹種名、寸法、含水率及び末口径 ※図示による					8.7.10 屋根野地	*適用 ・ひき板野地板 ひき板の樹種名、厚さ、継手の形状、取付け方法 ※図示による ・構造用合板野地板 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・構造用パネル野地板 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による ・パーティクルボード野地板 留付け釘の種類及び釘打ち間隔 ※図示による			
	8.2.4 接合金物・接合具等	*以下を除く接合金物・接合具は、4.2.7[接合金物・接合具等]による *木だば 樹種名及び長さ ※図示による ・() *鋼製だば 常時湿潤状態となるおそれのある適用箇所 ※図示による ・() *ラグスクリューだば 8.2.4(ア)(c)①以外のラグスクリューだば 材質、形状、寸法等 ※図示による ・() *ジャッキボルト 寸法及び形状 ※図示による ・() ボルトの径、座金の大きさ及び厚さ ※図示による ・() *垂木用スライド金物 寸法及び形状 ※図示による ・() 垂木及び桁との釘接合の接合方法 ※図示による ・() *通しボルト、高ナット及び座金 通しボルトの呼び径及び座金の種類 ※図示による									
	4節 木材の加工						8節 床 組	*床組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による			
	8.4.2 丸太組壁用木材の断面加工	*機械加工 機械加工の丸太組壁用製材の断面形状 ・(イ) ・(ロ) ・(ハ) ・(ニ) ・図示による [図8.4.1] さね形状 ※製造所の仕様による ・図示による 見付け高さ、重なり幅及び部材幅 ※図示による					8.8.1 大 引	*継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *大引と土台、柱との仕口の形状及び留付け釘の種類 ※図示による			
	8.4.3 丸太組壁用木材の交差部形状加工	*手加工による断面加工 *交差部の位置 ※図示による ・() 交差部の形状 ※製造所の仕様による ・() *丸太組壁の梁間方向と桁行方向の交差部(出隅)の突き出しが壁面より200mm未満の場合の補強方法 ※図示による *手加工の場合のかみ合せの程度 ・図示による *孔あけ位置及び孔径 ※図示による ・()					丸太組構法工事	8.8.2 床 束	*床束の適用 ・木製床束 ・鋼製床束 ・樹脂製床束 ※図示による 木製床束の場合 上部仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種類 ※図示による 鋼製床束又は樹脂製床束の場合 仕様及び設置方法 ※図示による		
8.4.4 丸太組壁用木材の孔あけ加工					8.8.3 根太掛	*継手の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による					
8.4.5 丸太組壁用木材の表面仕上げ	*見え掛り面の表面の仕上げ程度 ※8.4.5(1)(ア)(イ)による ・図示による ・() 超自動機械かんな、サンダー等による表面仕上げの場合 ・() ・図示による 手加工の表面の仕上げ程度 ・図示による ・() *見え掛り面の表面保護 工事現場搬入前に木材保護塗料塗りを行う場合 【建築工事標準仕様書 表18.12.1】 ・適用する(種別 ・A種 ※B種) ・適用しない ・図示による				8.8.4 根 太	*間隔 ※図示による *継手の形状及び留付け釘の種類 ※図示による *梁又は大引との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *床組に根太を用いない場合の工法等 ※図示による					
8.4.6 丸太組壁以外に用いる木材の加工及び表面仕上げ	*仕口及び継手の工法 ※図示による ・() *孔あけ加工 ボルトの径に加える木部のボルト孔の大きさ ※表8.4.4による ・() ドリフトピンの孔径 ※ピン径と同径 ・() *見え掛り面の表面の仕上げ 見え掛り面の表面の仕上げ程度 ※8.4.5(1)(ア)(イ)による ・図示による ・() 超自動機械かんな、サンダー等による表面仕上げの場合 ・() ・図示による 手加工の表面の仕上げ程度 ・図示による ・() *見え掛り面の表面保護 工事現場搬入前に木材保護塗料塗りを行う場合 【建築工事標準仕様書 表18.12.1】 ・適用する(種別 ・A種 ※B種) ・適用しない ・図示による				8.8.5 床 梁	*仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による					
8.4.7 丸太組壁用木材の継手加工及び継手補強方法	*丸太組壁用木材に設ける継手の方法 ・8.4.7(2)(ア)による ・8.4.7(2)(イ)による ・8.4.7(2)(ウ)による ・図示による ・()				8.8.6 火打梁	*床組の火打梁の適用 ・木製 ・鋼製 ※図示による 木製の場合 梁と丸太組壁との仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による					
8.4.8 丸太組壁の端部及び開口部周囲補強方法	*耐力壁の端部及び開口部周辺に補強材を入れて補強する場合 樹種名、断面寸法及び取付け方法 ※図示による ・()				8.8.7 構造用面材による床組	*構造用面材による床組 ・行う ・行わない ※図示による *構造用面材 ・4.2.2(10)(イ)による構造用合板 ・4.2.2(10)(ウ)による化粧ばり構造用合板 ・4.2.2(10)(エ)による構造用パネル ・4.2.2(10)(オ)によるパーティクルボード ・() ・図示による *根太を設けた床組とし、根太と床梁の上端高さが同じ場合 根太の間隔 ※図示による 床梁・丸太組壁との接合部の根太の仕口の形状、留付け方法及び接合金物・接合具の種別 ※図示による 構造用面材の留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による *根太を設けた床組とし、根太と床梁の上端高さが異なる場合 根太の間隔 ※図示による 床梁等に直交する根太の仕口の形状、受材及び際根太の寸法、留付け釘の種類、留付け方法及び釘打ち間隔 ※図示による					
8.4.9 丸太組壁の仮組立	*丸太組壁の仮組立 ・行う ・行わない ・図示による				9節 丸太組壁と取合う造作工事						
5節 搬入及び建方					8.9.1 一般事項	*木材の樹種名及び寸法 ※図示による					
8.5.3 アンカーボルトの設置等	*アンカーボルトの埋込み深さ ・図示による ・() *アンカーボルトの保持及び埋込み工法 種別 ・A種 ・B種 [表8.5.1] アンカーボルトの埋込み位置の許容誤差 ※±5mm ・()mm				8.9.2 支 柱	*ジャッキボルトの寸法、形状及び材質 ※図示による					
8.5.4 基礎天端均しモルタルの仕上げ	*無収縮モルタル ・使用する ・使用しない ・図示による				8.9.3 間仕切壁	*使用する木材の種別、樹種名及び寸法 ※図示による					
8.5.6 だばの工法	*モルタルの厚さ ・図示による ・() *木だばの工法 だばの本数及び間隔等 ※図示による ・() *鋼製だばの工法 だばの本数及び間隔等 ※図示による ・() *ラグスクリューだばの工法 ラグスクリューの形状、寸法、本数、間隔及び下孔に応じた座金の大きさ等 ※図示による				8.9.4 内壁下地	*胴縁受の間隔 ※450mm程度 ・図示による ・() 間柱の間隔 ※450mm程度 ・図示による ・()					
8.5.7 通しボルトの工法	*通しボルト 種類、径、本数、間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による *通しボルトを耐力壁の上端部及び中間部で締付け及び増締めする場合の工法 ・図示による ・() *8.5.7(8)(ウ)(a)～(c)以外の通しボルトの増締め時期 () *8.5.8(2)(ア)～(ウ)以外のジャッキボルトの増締め時期 ()				8.9.7 階 段	*取付け方法 ・8.9.7(1)(ア)による ・8.9.7(1)(イ)による ・8.9.7(1)(ウ)による ・図示による [図8.9.5]					
8.5.8 ジャッキボルトの工法					8.9.8 丸太組壁の開口部回り	*通しボルトを入れる場合 通しボルトの種類、径、本数、間隔、ボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による 通しボルトを耐力壁の上端部及び中間部で締付け及び増締めする場合の工法 ・図示による ・() 8.5.7(8)(ウ)(a)～(c)以外の通しボルトの増締め時期 () *丸太組壁用木材間にだばを入れる場合 木だばの工法 だばの本数及び間隔等 ※図示による ・() 鋼製だばの工法 だばの本数及び間隔等 ※図示による ・() ラグスクリューだばの工法 ラグスクリューの形状、寸法、本数、間隔及び下孔に応じた座金の大きさ等 ※図示による					
8.5.9 垂木用スライド金物の工法	*取付け釘、木ねじ及び木質構造用ねじの径、長さ及び本数 ※図示による				8.9.9 建具回り	*屋外建具の取付 断熱材及び防水テープの工法、種類及び形状 ※図示による					
8.5.11 釘、木ねじ、木質構造用ねじ等の工法	*部位ごとの釘、木ねじ及び木質構造用ねじの種類及び間隔 ※図示による *構造材を仕上材として用いる場合の釘打ち ・隠し釘打ち ・釘頭埋め木 ・つぶし頭釘打ち ・釘頭現し ・図示による *ボルトの種類、径、本数、間隔及びボルトに応じた座金の大きさ等 ※図示による				その他事項	工事で使用する資材・機材			本工事に使用する資材・機材は、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、以下のものとする。 1) (一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という)。ただし、評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該建築場所が含まれる場合に限る。 2) (一財)ベタリーピングが認定した優良住宅部品(BL部品)。ただし、現場においてBLマーク表示が確認できるものに限る。 3) その他、各標準仕様書の仕様規定及び試験方法に適合することが証明書等で確認でき、監督職員の承諾を得られたもの。 (定期的なメンテナンスが必要になる機材については、メンテナンス(アフターサービス)の体制についても監督職員に承諾が得られること。) なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その評価を受けたこと及びメンテナンスの体制があることについて証明することができる。		
8.5.12 各種ボルトの工法						設計事務所名		年度 工事名称		図面番号	
6節 土台及び丸太組壁				建築士登録番号			縮尺				
8.6.1 土 台	*樹種名及び断面寸法 ※図示による *仕口及び継手の形状及び位置 ※図示による						建築士氏名				
8.6.2 火打土台	*火打土台の適用 ・木製 ・鋼製 ※図示による 木製の場合 樹種名及び断面寸法 ※図示による 土台との仕口の形状、留付け釘の種類及び留付け方法 ※図示による					木造工事特記仕様書 12／13 (丸太組構法工事)					
8.6.3 丸太組壁	*丸太組壁の梁間方向と桁行方向の交差部(出隅)の突き出しが壁面より200mm未満の場合の補強方法 ※図示による *耐力壁内に設けるだば及び通しボルトの本数及び位置 ※図示による										
7節 小屋組											
8.7.1 施工一般	*小屋組の部材毎の樹種名及び断面寸法 ※図示による *小屋組 ・垂木方式 ・東立方式 ・トラス方式 ・図示による *小屋組と耐力壁等との接合 接合金物の寸法 ・図示による ・() 桁材と締め付ける壁材の段数 ・2段 ・3段 ・4段 ・図示による [表8.7.1]					検 図 製 図 設 計	愛知県建築局公共建築部公共建築課				
8.7.2 小屋梁	*仕口及び継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による *丸太材の樹種名、末口寸法、仕口及び継手の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
8.7.3 小屋束	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
8.7.4 登り梁	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										
8.7.5 斜 材	*上部・下部の仕口の形状及び接合金物・接合具の種類 ※図示による										

《 選択 》				2026年10月1日改定																																											
章	項 目		特 記 事 項		備 考		章	項 目		特 記 事 項		備 考																																			
の	東洋ゴム化工品(株)及びニッタ加工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合		受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。 <table><tr><td>試験名</td><td>計測項目</td></tr><tr><td>通常状態での試験(常態試験)</td><td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td></tr><tr><td>熱老化試験</td><td>熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)</td></tr><tr><td>圧縮永久ひずみ試験</td><td>圧縮による残留歪み</td></tr><tr><td>製品検査</td><td>外観、寸法、性能</td></tr></table> ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。		試験名	計測項目	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外観、寸法、性能			事	南海トラフ地震防災対策推進地域における対応	1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。																												
	試験名	計測項目																																													
	通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び																																													
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)																																														
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み																																														
製品検査	外観、寸法、性能																																														
建築札 視覚障害者誘導ブロック		*・設置する(材種 ※ 石類 ・() 寸法 ・標準300×450 ・()) ・設置しない *屋内 ※ 塩化製ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・() *屋外 ※ 磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・() *突起の形状・寸法及び配列はJIST9251による。																																													
化学物質を発散する建築材料等の使用制限の原則		本工事に使用する資材は、次の建築材料等の適正な選択による対策を講じること。 1) ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及びスチレン(以下「ホルムアルデヒド等」という。)を発散する建築材料等の使用制限の原則 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 家具、書架、実験台、その他の什器等</td><td>①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>③ ユリア樹脂板</td><td>ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。</td></tr><tr><td>④ 壁紙</td><td rowspan="5">ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤</td></tr><tr><td>⑥ 保温材、緩衝材、断熱材</td></tr><tr><td>⑦ 塗料</td></tr><tr><td>⑧ 仕上塗材</td></tr></table> 2) トルエン、キシレン及びエチルベンゼン(以下「トルエン等」という。)を含有する塗料及び接着剤の使用制限の原則 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤</td><td>トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 塗料</td><td></td></tr></table> 3) クロルピリホス、ダイアジノン及びフェノプカルブ(以下「クロルピリホス等」という。)を含有する防腐・防蟻剤の使用制限 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限</td></tr><tr><td>木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤</td><td>クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。</td></tr></table> 4) 可塑剤を使用している建築材料等の使用制限の原則 <table><tr><td>対策をとる建築材料等</td><td>使用制限の原則</td></tr><tr><td>① 壁紙用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。</td></tr><tr><td>② 木工用接着剤</td><td>フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。</td></tr></table>		対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。	④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。	⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	⑥ 保温材、緩衝材、断熱材	⑦ 塗料	⑧ 仕上塗材	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。	② 塗料		対策をとる建築材料等	使用制限	木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。	対策をとる建築材料等	使用制限の原則	① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。	② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。														
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																														
① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材単板 積層材、MDF、パーティクルボード、その他木質建材	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																														
② 家具、書架、実験台、その他の什器等	①⑤⑦に掲げる建築材料等を使用している場合には、ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																														
③ ユリア樹脂板	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないものとする。																																														
④ 壁紙	ホルムアルデヒド等を発散しないか、発散が極めて少ないJAS又はJISの規格品とする。																																														
⑤ 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤																																															
⑥ 保温材、緩衝材、断熱材																																															
⑦ 塗料																																															
⑧ 仕上塗材																																															
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																														
① 壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート及び幅木等の 施工時に使用する接着剤	トルエン等の含有量が少ないJAS又はJISの規格品とする。																																														
② 塗料																																															
対策をとる建築材料等	使用制限																																														
木材保存(木材の防腐・防蟻処理)剤	クロルピリホス等を含有しない、非有機リン系の薬剤とし、加圧式防腐・防蟻処理等は工場で行い、十分乾燥した後に現場へ搬入する。																																														
対策をとる建築材料等	使用制限の原則																																														
① 壁紙用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているJAS又はJISの規格品とする。																																														
② 木工用接着剤	フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシル等を含有しない難揮発性の可塑剤を使用しているものとする。																																														
他	* 特定建設資材の再資源化等		* 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律[(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1又は2、及び3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。「再資源化等報告書」は https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html 〔建築工事事務の手引・関連様式〕から入手可能。 (注) 別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。																																												
項	* 別表1 建築物に係る解体工事		* 別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)																																												
	<table><tr><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別・解体等の方法</td></tr><tr><td>・建築設備、内装材等</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・屋根ふき材</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・外装材、上部構造部材</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎、基礎ぐい</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他()</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table>		工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	<table><tr><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別・解体等の方法</td></tr><tr><td>・造成等</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎、基礎ぐい</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・上部構造部分、外装</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・屋根</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・建築設備、内装等</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他()</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table>		工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用				
	工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																												
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																													
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																													
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																													
・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																													
・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																													
・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)		* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地																																													
<table><tr><td>工 程</td><td>作業内容</td><td>分別・解体等の方法</td></tr><tr><td>・仮設</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・土工</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体工事</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体付属品</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他()</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table>		工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	<table><tr><td>廃棄物の種類</td><td>施設の名称</td><td>所 在 地</td></tr><tr><td>・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・アスファルト・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・木材</td><td></td><td></td></tr></table>		廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材										
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																													
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																													
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																													
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																													
・コンクリート																																															
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																															
・アスファルト・コンクリート																																															
・木材																																															

9章

CLTパネル工法工事

2節

材 料

9.2.2

材 料

9.2.3

接合金物・接合具等

4節

木材の加工

9.4.4

孔あけ加工

9.4.5

表面の仕上げ

5節

搬入及び建方

9.5.3

アンカーボルトの設置等

9.5.4

基礎天端均しモルタルの仕上げ

9.5.7

建方精度

9.5.8

接合部の工法

9.5.9

接合金物の工法

9.5.10

釘、木ねじ、木質構造用ねじ等の工法

9.5.11

各種ボルトの工法

9.5.12

ラグスクリューの工法

9.5.13

ドリフトピンの工法

9.5.14

輪型ジベル接合

9.5.15

圧入型ジベル接合

6節

軸 組

9.6.1

土 台

7節

小屋組等

9.7.1

CLTパネルによる小屋組等

8節

床 版

9.8.1

CLTパネルによる床版

9節

壁 等

9.9.1

CLTパネルによる壁等

工事で使用する資材・機材

東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。
なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

【別表1 建築物に係る解体工事

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

【別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

【別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用

【別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
・木材		

9章

CLTパネル工法工事

2節

材 料

9.2.2

材 料

9.2.3

接合金物・接合具等

4節

木材の加工

9.4.4

孔あけ加工

9.4.5

表面の仕上げ

5節

搬入及び建方

9.5.3

アンカーボルトの設置等

9.5.4

基礎天端均しモルタルの仕上げ

9.5.7

建方精度

9.5.8

接合部の工法

9.5.9

接合金物の工法

9.5.10

釘、木ねじ、木質構造用ねじ等の工法

9.5.11

各種ボルトの工法

9.5.12

ラグスクリューの工法

9.5.13

ドリフトピンの工法

9.5.14

輪型ジベル接合

9.5.15

圧入型ジベル接合

6節

軸 組

9.6.1

土 台

7節

小屋組等

9.7.1

CLTパネルによる小屋組等

8節

床 版

9.8.1

CLTパネルによる床版

9節

壁 等

9.9.1

CLTパネルによる壁等

工事で使用する資材・機材

東洋ゴム化工品(株)及びニッタ化工品(株)で製造された製品・材料を用いる場合

受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本面・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。
なお必要な品質証明書は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。

試験名	計測項目
通常状態での試験(常態試験)	硬さ、比重、引張強度、伸び
熱老化試験	熱老化前後での変化率(硬さ、比重、引張強度、伸び)
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み
製品検査	外観、寸法、性能

ただし、第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。

【別表1 建築物に係る解体工事

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

【別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・造成等	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・上部構造部分、外装	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・屋根	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・建築設備、内装等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用

【別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)

工 程	作業内容	分別・解体等の方法
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用
・その他()	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用

【別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地
・コンクリート		
・鉄及びコンクリートから成る建設資材		
・アスファルト・コンクリート		
・木材		

設計事務所名

年度

工事名称

図面番号

建築士登録番号

縮尺

建築士氏名

木造工事特記仕様書 12／13
(CLTパネル工法工事)

検 図

製 図

設 計

愛知県建築局公共建築部公共建築課

章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考	
そ の 他 事 項	南海トラフ地震防災対策 推進地域における対応	1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要な安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。						

検 図	製 図	設 計 ○年○月	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
			建築士登録番号	縮尺		
			建築士氏名	木造工事特記仕様書 13／13 (CLT/パネル工法工事)		
愛知県建築局公共建築部公共建築課						

項 目		特 記 事 項		備 考	章	項 目	特 記 事 項		備 考																																																		
1	7節 工事検査及び技術検査	*工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原因(施工図を除く) 1部(下記により作成する場合のみ) 2) 契約図、完成図(施工図を除く)の二つ折り製本 3) 契約図、完成図(施工図を除く)のA3判二つ折り製本(合本製本) 2部 4) 契約図、完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部 完成図には、管類の閉塞位置、地下埋設物の位置、深さ等を記入のこと。 *完成図のCADデータ ※ 提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・監督職員との協議による) ・提出しない *原図の作成 ・作成する ※ 作成しない サイズ ※ 設計原因と同じ ・() *原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ポリエステルサント和紙 同等品 ・トレーニングペーパー *複写図作成方法 ・1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・() *建物滅失登記のための建物滅失証明書を作成し、代表者事項証明書・印鑑証明書を添付し、遅滞なく監督職員に提出する。 *中間技術検査 ・行わない ・行う(実施回数: 、実施時期:) 1. 本工事による動力用水等の手続き及び費用はすべて受注者負担とする。 2. 本工事により道路を破損した場合は原型復旧し、維持管理等の一切の費用は受注者負担とする。 3. 電気、給水及びガス等設備の切断復旧は、本工事とする。 4. 管類の閉塞位置を杭等で表示すること。 5. 本工事が、公共事業労務費調査、共通費実体調査等の対象工事になった場合は、必要な協力をする。こと。 6. 本工事が低入札価格調査制度の調査対象工事となった場合は、工事完了時に愛知県が行う工事コスト調査に協力しなければならない。なお、コスト調査における作業内容等については別途、監督職員の指示によること。 また、本工事の一部を下請けする場合は、下請負者についても工事コスト調査等の協力を得ること。 7. 契約約款第3条第1項の規定による「請負代金内訳書(以下「内訳書」という。))」は、種目別内訳、科目別内訳まで作成し、工事請負契約締結後14日以内に監督職員に提出すること。なお、内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する法律第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう)に係る掛け金を明示すること。 8. 契約約款第3条第1項の規定による「工程表」は、発注者から請求があった時に提出すること。 9. 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照。)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 *本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 *既存の壁等に対して作業(仕上塗材の除去・補修、コア抜きやアンカーボルト打設作業など仕上塗材の破断を伴う全ての作業)をする場合は、既存壁等の石綿含有仕上塗材使用の有無を確認し、石綿が含有されている場合は、除去工法、作業方法等について関係法令所管部局及び監督職員と協議の上、適切な石綿飛散防止措置を講じること。 *本工事で使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1)愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2)指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない ・</td></tr></table> 3)指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※() 4)工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 *本工事に関わる自社及び下請負会社の中にこの制度を使用する者がある場合は、同制度に加入し、掛金収納書を提出しなければならない。制度を使用しない又は証紙を購入しない場合は、理由書等を提出する。 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。 *本工事は、契約約款第20条第2項に基づく提案を受け付ける契約方式(以下「契約後VE」という。)の(※ 対象工事(契約金額が400万円未満の場合を除く。)) ・対象外工事)とする。 *契約後VEを行う場合には、「愛知県建設局契約後VE実施要領」の規定により行うものとする。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/keiyakugove.html *建設キャリアアップシステムの活用に関して、工事成績判定において評価を希望する場合は、工事着手までに工事打合せ簿により申し出るとともに、工事完了時に活用状況を確認できる資料を監督員に提出すること。 *遠隔臨場の適用 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式 ・適用しない *遠隔現場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjyo.html)に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること(施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は、省略可)。			施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定				・指定しない ・				・指定しない ・	*法定外の労災保険 *石綿含有仕上塗材の除去・補修、既存壁等への作業 *再生資源の利用の指定																																										
	施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定																																																							
			・指定しない ・																																																								
			・指定しない ・																																																								
1.7.2 技術検査 その他					2節 事前措置 3.2.1 事前措置 3 9節 基礎及び杭 3.9.2 杭 10節 工作物(建築物以外のもの) 3.10.1 さく、照明設備等の付属物 11節 構内舗装、樹木等 3.11.1 構内舗装、樹木等 12節 地下埋設物及び埋設配管 3.12.1 地下埋設物及び埋設配管 13節 解体後の整地 3.13.1 埋戻し、盛土及び整地 *埋戻し、盛土の材料、工法の種別 ・A種 ・B種 ・C種 ・D種 [公共建築工事標準仕様書(建築工事編)表3.2.1による] *解体後の整地工事完了時の掘削等による確認 ・適用する(確認方法等: 図示又は監督職員の指示による) ・適用しない																																																						
各章						1節 共通事項 4.1.4 建設廃棄物の処理計画 3節 建設廃棄物の運搬、処分等の委託 4.3.1 運搬、処分等の委託 4節 再資源化等及び最終処分 4.4.1 再資源化等 *特定建設資材の再資源化等 *建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律[(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1または3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。(別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・模様替)は省略)																																																					
						*別表1 建築物に係る解体工事 <table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・建築設備、内装材等</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・屋根ふき材</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・外装材、上部構造部材</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎、基礎ぐい</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他()</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table> *別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等) <table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・仮設</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・土工</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体工事</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体付属品</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他(さく、照明器具)</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table> *別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・アスファルト・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・木材</td><td></td><td></td></tr></table> *発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設リサイクル法」その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 1. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。))に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他(さく、照明器具)	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材	
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																									
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																									
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・その他(さく、照明器具)	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																																									
・コンクリート																																																											
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																											
・アスファルト・コンクリート																																																											
・木材																																																											
共						1節 共通事項 4.1.4 建設廃棄物の処理計画 3節 建設廃棄物の運搬、処分等の委託 4.3.1 運搬、処分等の委託 4節 再資源化等及び最終処分 4.4.1 再資源化等 *特定建設資材の再資源化等 *建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律[(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1または3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。(別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・模様替)は省略)																																																					
						*別表1 建築物に係る解体工事 <table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・建築設備、内装材等</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・屋根ふき材</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・外装材、上部構造部材</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎、基礎ぐい</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他()</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table> *別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等) <table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・仮設</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・土工</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体工事</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体付属品</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他(さく、照明器具)</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table> *別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・アスファルト・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・木材</td><td></td><td></td></tr></table> *発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設リサイクル法」その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 1. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。))に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他(さく、照明器具)	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材	
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																									
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																									
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・その他(さく、照明器具)	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																																									
・コンクリート																																																											
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																											
・アスファルト・コンクリート																																																											
・木材																																																											
通						1節 共通事項 4.1.4 建設廃棄物の処理計画 3節 建設廃棄物の運搬、処分等の委託 4.3.1 運搬、処分等の委託 4節 再資源化等及び最終処分 4.4.1 再資源化等 *特定建設資材の再資源化等 *建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律[(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表1または3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責によるものではない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等、再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。(別表2 建築物に係る新築工事等(新築・増築・模様替)は省略)																																																					
						*別表1 建築物に係る解体工事 <table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・建築設備、内装材等</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・屋根ふき材</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・外装材、上部構造部材</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎、基礎ぐい</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他()</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table> *別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等) <table><tr><th>工 程</th><th>作業内容</th><th>分別・解体等の方法</th></tr><tr><td>・仮設</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・土工</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・基礎</td><td>・有 ・無</td><td>・手作業 ※手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体工事</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・本体付属品</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr><tr><td>・その他(さく、照明器具)</td><td>・有 ・無</td><td>※手作業 ・手作業と機械作業の併用</td></tr></table> *別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地 <table><tr><th>廃棄物の種類</th><th>施設の名称</th><th>所 在 地</th></tr><tr><td>・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・鉄及びコンクリートから成る建設資材</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・アスファルト・コンクリート</td><td></td><td></td></tr><tr><td>・木材</td><td></td><td></td></tr></table> *発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設リサイクル法」その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき、適正に処理する。 1. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。))に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用	工 程	作業内容	分別・解体等の方法	・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用	・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	・その他(さく、照明器具)	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用	廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地	・コンクリート			・鉄及びコンクリートから成る建設資材			・アスファルト・コンクリート			・木材	
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																									
・建築設備、内装材等	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・屋根ふき材	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・外装材、上部構造部材	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・基礎、基礎ぐい	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・その他()	・有 ・無	・手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
工 程	作業内容	分別・解体等の方法																																																									
・仮設	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・土工	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・基礎	・有 ・無	・手作業 ※手作業と機械作業の併用																																																									
・本体工事	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・本体付属品	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
・その他(さく、照明器具)	・有 ・無	※手作業 ・手作業と機械作業の併用																																																									
廃棄物の種類	施設の名称	所 在 地																																																									
・コンクリート																																																											
・鉄及びコンクリートから成る建設資材																																																											
・アスファルト・コンクリート																																																											
・木材																																																											
事	2.2.1 騒音・粉じん等の対策	1. 解体作業時は外部足場に(※ 防音シート ・防音パネル)を用い、散水養生を十分に行い、粉じんの飛散を極力なくす。 2. 防音パネル等を取り付ける足場等の設置範囲等 ※ 図示による ・() 3. 解体養生は監督職員が飛散防止に必要と認めた箇所ができたときは、受注者の責任で速やかに対処処置する。 4. アスベスト含有吹付け材のない取壊し工事は、「取壊し工事アスベスト粉じん濃度測定実施要領(案)」により、粉じん測定を行うものとする。 * 足場を設ける場合は、「「手すり先行工法等に関するガイドライン」について」(令和5年12月26日厚生労働省労働基準局長基発1226第2号)に規定する「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等の作業に関する基準」の2の(1)手すり据置方式又は2の(2)手すり先行専用足場方式により行う。 * 屋根面からの墜落事故防止対策として、必要に応じて、JIS A8971(屋根工事用足場及び施工方法)に基づき、建方作業台、渡り廊下、墜落防護さく等の足場及び装備機材を設置する。 * 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。			*建設業退職金共済制度 *契約後VE *CCUSの活用 *遠隔臨場の実施																																																						
	2.2.2 足場等					仮設 3節 仮設物 2.3.1 監督職員事務所等 *監督職員事務所 ※ 設けない ・構内に設ける(m程度、仕上げの程度:) 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *監督職員事務所の標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 監督職員事務所の選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合) ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 その他仮設物 ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 *工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。 *仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。 *建設工事名称版及び及び建設現場標識の設置 建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない 建設現場標識 ※ 設ける ・設けない ・他工事と共同設置																																																					
工						仮設 3節 仮設物 2.3.1 監督職員事務所等 *監督職員事務所 ※ 設けない ・構内に設ける(m程度、仕上げの程度:) 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *監督職員事務所の標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 監督職員事務所の選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合) ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 その他仮設物 ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 *工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。 *仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。 *建設工事名称版及び及び建設現場標識の設置 建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない 建設現場標識 ※ 設ける ・設けない ・他工事と共同設置																																																					
						仮設 3節 仮設物 2.3.1 監督職員事務所等 *監督職員事務所 ※ 設けない ・構内に設ける(m程度、仕上げの程度:) 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *監督職員事務所の標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 監督職員事務所の選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合) ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 その他仮設物 ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 *工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。 *仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。 *建設工事名称版及び及び建設現場標識の設置 建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない 建設現場標識 ※ 設ける ・設けない ・他工事と共同設置																																																					
事						仮設 3節 仮設物 2.3.1 監督職員事務所等 *監督職員事務所 ※ 設けない ・構内に設ける(m程度、仕上げの程度:) 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *監督職員事務所の標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 監督職員事務所の選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合) ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 その他仮設物 ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 *工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。 *仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。 *建設工事名称版及び及び建設現場標識の設置 建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない 建設現場標識 ※ 設ける ・設けない ・他工事と共同設置																																																					
						仮設 3節 仮設物 2.3.1 監督職員事務所等 *監督職員事務所 ※ 設けない ・構内に設ける(m程度、仕上げの程度:) 監督職員の指示を受け、必要に応じて次の備品を置く。 *監督職員事務所の標準備品 机、いす、書棚、行事予定表、ゴム長靴、雨合羽、保護帽、懐中電灯、墜落制止用器具、衣類ロッカー、受注者加入の電話子機、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 監督職員事務所の選択備品 ・パソコン ・プリンター ・FAX ・複写機 *受注者事務所(設ける場合) ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 その他仮設物 ※ 構内設置(従業員宿舍除く) ・構外 *工事施工にあたり、安全確保のため仮囲いを設置し、周辺住民通行人に迷惑のかからないよう万全を期す。なお、出入口の位置等は仮設計画書を作成し、監督職員の承諾を得る。 *仮囲いは第三者の出入りができないようにし、作業終了時は閉鎖すること。 *建設工事名称版及び及び建設現場標識の設置 建設工事名称板 ・設ける ※ 設けない 建設現場標識 ※ 設ける ・設けない ・他工事と共同設置																																																					

2026年10月1日改定																																	
章	項 目		特 記 事 項			備 考																											
	4.4.2	産業廃棄物広域認定制度	① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 2. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコリス・プラスに登録及び工事登録証明書を作成し、監督職員に提出する。 * 産業廃棄物の広域的処理に係る特例による建設廃棄物処理 ・行う ・行わない																														
	4.4.3	最終処分	* 最終処分する建設廃棄物 ・() ・ 図示による * 最終処分場 ・() ・ 図示による																														
	5.1	5節 処理に注意を要する建設廃棄物	* 処理に注意を要する建設廃棄物の処理 ※ 4.5.1(ア)、(イ)による ・() ・ 図示による * ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ・製造業者に処分を委託 ・管理型最終処分場で埋立処分 * 4.5.1(イ)(a)、(b)以外のせっこうボードの処理 ・ 4.5.1(c)①による ・ 4.5.1(c)②による																														
特別管理産業廃棄物の処理等	4.4.1	特別管理産業廃棄物の処理等	* 5.4.1(1)～(6)以外の特別管理産業廃棄物の種類及び処理等 ・() ・ 図示による * 撤去したPCBを含む機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 * 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物:ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器:蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 * 微量PCBの分析調査 ・ 行う ・ 行わない * 廃油の処分 ※ 焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・() * 廃酸・廃アルカリの処分 ※ 中和処理、焼却処分または中間処理施設で再生処理 ・() * ダイオキシン類のサンプリング調査 ・ 行う ・ 行わない * 廃棄物の焼却施設 解体方法 ※ 図示による ・() 処分方法 ※ 図示による ・()																														
	6.1.1	1節 共通事項 一般事項	* 大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること * 処理を行う石綿含有吹付け材の仕様等 <table><tr><th>材 料 名</th><th>厚さ(mm)</th><th>含有率(%)</th><th>処理を行う範囲</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>※ 図示 ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>※ 図示 ・</td></tr></table> * 石綿含有保温材等及び成形板として処理するもの <table><tr><th>品 名</th><th>部 位</th><th>品 名</th><th>部 位</th></tr><tr><td></td><td>※ 図示 ・</td><td></td><td>※ 図示 ・</td></tr><tr><td></td><td>※ 図示 ・</td><td></td><td>※ 図示 ・</td></tr></table>			材 料 名	厚さ(mm)	含有率(%)	処理を行う範囲				※ 図示 ・				※ 図示 ・	品 名	部 位	品 名	部 位		※ 図示 ・		※ 図示 ・		※ 図示 ・		※ 図示 ・				
	材 料 名	厚さ(mm)	含有率(%)	処理を行う範囲																													
			※ 図示 ・																														
			※ 図示 ・																														
品 名	部 位	品 名	部 位																														
	※ 図示 ・		※ 図示 ・																														
	※ 図示 ・		※ 図示 ・																														
6.1.3	石綿粉じん濃度測定	* 石綿含有建材の処理を行う場合は、下記により、石綿粉じん濃度測定を行うこと。ただし、石綿含有成形板の処理のみの場合、または石綿含有建材の処理がない場合は、下記によらず、「取壊し工事アスベスト粉じん濃度測定実施要領(案)2013/7/1」によること。 * 石綿則第6条による隔離措置を講じた上で除去等作業を行う場合、下表により実施する。 <table><tr><th>測定時期</th><th>測定場所</th><th>測定箇所数</th><th>備 考</th></tr><tr><td>処理作業前</td><td>① 施工区画周辺又は敷地境界</td><td>4方向各1点</td><td>注1)</td></tr><tr><td rowspan="3">処理作業中</td><td>② セキュリティーゾーン入口</td><td>1点</td><td>空気の流れを確認 注1)</td></tr><tr><td>③ 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)</td><td>1点</td><td>集じん・排気装置の性能確認 注1)</td></tr><tr><td>④ 施工区画周辺又は敷地境界</td><td>4方向各1点</td><td>注1)</td></tr><tr><td>処理作業後 隔離シート撤去前</td><td>⑤ 処理作業室(隔離された区域)内</td><td>2点 注2)</td><td>注3)</td></tr></table> 注1)速報値で10f/L以上検出された場合は、直ちに作業を中止し、その原因を確認すること。 注2)各施工箇所ごとの室内積が10㎡以下の場合は1点、50㎡までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、300㎡ごとに1測定点を追加する。 注3)粉じん測定は、粉じん飛散抑制剤を散布した翌日とし、速報値で10f/L以下であることを確認した後、シートの撤去を行うこと。 * 石綿則第6条による隔離措置と「同等以上の効果を有する措置」により除去等作業を行う場合、上表のうち①及び④を実施する。 * 粉じん濃度測定結果報告書の提出部数 ※ 2部 ・(部)			測定時期	測定場所	測定箇所数	備 考	処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	処理作業中	② セキュリティーゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)	③ 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置の性能確認 注1)	④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)	処理作業後 隔離シート撤去前	⑤ 処理作業室(隔離された区域)内	2点 注2)	注3)							
測定時期	測定場所	測定箇所数	備 考																														
処理作業前	① 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																														
処理作業中	② セキュリティーゾーン入口	1点	空気の流れを確認 注1)																														
	③ 集じん・排気装置の排出口 (処理作業室外の場合)	1点	集じん・排気装置の性能確認 注1)																														
	④ 施工区画周辺又は敷地境界	4方向各1点	注1)																														
処理作業後 隔離シート撤去前	⑤ 処理作業室(隔離された区域)内	2点 注2)	注3)																														
2.8	2節 除去工事共通事項 保護具等	* 監督職員及び検査員等の保護具、保護衣、作業衣等は受注者が無償で提供すること。																															
2.9	保護衣、作業衣																																
3.2	3節 石綿含有吹付け材の除去 工 法	* 除去工法 ※ 粉じん飛散抑制剤等により湿潤化した後に除去 ・() * 除去した石綿含有吹付け材の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固形化 * 石綿含有吹付け材等の処分 ・ 6.3.3(イ)(a)による ・ 6.3.3(イ)(b)による																															
3.3	除去した石綿等の保管、運搬、処分等																																
4.1	4節 石綿含有保温材等の除去 石綿含有保温材等の除去	* 除去方法 ・ 6.4.1(ア)による ・ 6.4.1(イ)による																															
4.2	工 法	* 除去した石綿含有保温材等の飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固形化 * 石綿含有保温材等の処分 ・ 6.3.3(イ)(a)による ・ 6.3.3(イ)(b)による																															
4.3	除去した石綿等の保管、運搬、処分																																
5.1	5節 石綿含有成形板等の除去 石綿含有成形板等の除去	* 養生シート ・ 使用する ・ 使用しない																															
5.3	除去した石綿等の保管、運搬、処分	* 石綿含有成形板の処分 ・ 6.5.3(イ)(b)①による ・ 6.5.3(イ)(b)②による																															
6.1	6節 石綿含有仕上塗材の除去 石綿含有仕上塗材の除去	* 除去方法 ・ 6.6.3(ア)による ・ 6.6.3(イ)による																															
6.4	除去した石綿等の保管、運搬、処分	* 汚泥としての処理の必要有無 ・ 無 ・ 有()																															
7.1	7章 特殊な建設副産物の処理 1節 共通事項 施工計画調査	* 分析調査 ・ 行う ・ 行わない ・()																															
7.3	3節 特殊な建設副産物の処理等 特殊な建設副産物の処理等	* 特定物質の処理等 ※ 図示による ・() * 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に基づいて行うこと。																															
章	項 目		特 記 事 項			備 考																											
建設発生土の処理	建設発生土の処理		* 処分にあたっては「リサイクルガイドライン」に基づき、適正に処理する。 * 建設発生土の有無 ・有 ・無 * 建設発生土の処理 ・ 構外搬出(関係法令に従い適切に処理) (搬出先名称(所在地):) (片道運搬距離(km):) (片道運搬時間(時間):) (搬出先条件(土質試験、その他建設発生土の発生抑制や適正処分に必要な情報):) ・ 場内敷き均し 建設発生土を構外へ搬出する場合は、搬出先等の承諾を得たうえで、搬出先及び処分状況(高さ、勾配等)がわかる写真並びに運搬を証明する書類等を監督職員に提出する。																														
	取壊し工事アスベスト粉じん濃度測定実施要領(案) 2013/7/1		第1. この要領は、公共建築課の実施する取壊し工事に適用する。 第2. 測定場所は、敷地境界4方向で各1点とし、測定時期は、原則として取壊し作業前、取壊し作業中の2回とする。 第3. 取壊し作業前、取壊し作業中の測定結果は速やかに監督職員に報告すること。作業中の濃度測定において、その数値が10f/Lを超えた場合は、作業を直ちに中止して、その発生源を特定して必要な措置を講じた後、監督職員の承諾を得て作業を再開できるものとする。 工事再開後、受注者の責任で再度、濃度測定を行い、速やかに監督職員に報告すること。																														
	本工事に使用する資材・機材は、令和4年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登録品」という。)とする。なお「評価名簿登録品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その品質、性能を証明することができる。(評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。)																																
《 参 考 》	・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 ・コリス・プラス ・愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材 ・再資源化等報告書(建築工事事務の手引・関連様式)		https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html https://fkplus.jacic.or.jp/ https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/ https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html																														
	南海トラフ地震防災対策推進地域における対応 1) 受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒、巨大地震注意】の発表時における、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業に対する措置の内容及び津波避難を含む作業員等の安全確保の方法について施工計画書に記載するものとする。なお、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における工事にあっては、津波避難に関して施工計画書に記載するものとする。 2-1) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれる場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、住民事前避難対象地域での工事を中断し、直ちに退避するものとし、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は当該箇所での工事を一時中止するものとする。また、住民事前避難対象地域以外の施工場所についても、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要となる安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 2-2) 本工事の施工場所に住民事前避難対象地域が含まれない場合 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震警戒】が気象庁から発表された場合には、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、あらかじめ定めた施工計画書の措置内容に基づき、後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業について、契約約款第21条の規定に基づく発注者からの一時中止の通知があったものとして、警戒する措置が解除されるまでの間(1週間)は一時中止するものとする。その他の作業について、受注者は、改めて後発地震又は津波に備え作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要となる安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 3) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報【巨大地震注意】が気象庁から発表された場合には、受注者は、本工事の施工条件、施工内容を踏まえ、改めて後発地震による揺れの影響が大きい作業又は津波による影響を受ける作業の一時中止か継続を判断するものとし、その結果を、監督職員に連絡し、その後の対応について監督職員の指示を受けるものとする。工事等を継続する場合に受注者は、本工事等に必要となる安全対策の措置を速やかに講じ、建築工事安全施工技術指針等に基づき適切に作業員等の安全確保に努めなければならない。 4) 受注者は、南海トラフ地震臨時情報を受けて措置を行った場合においては、実施した内容について監督職員に報告するものとする。 5) なお、南海トラフ地震臨時情報の発表があった場合は、後発地震又は津波の発生に備えるため必要に応じて、受注者は施工計画書の記載にかかわらず、工事の一時中止について監督職員と協議できるものとする。																																
設計事務所名		年度		工事名称		図面番号																											
建築士登録番号				取壊し工事特記仕様書 3／3		縮尺																											
建築士氏名																																	
検 図	製 図	設 計		〇年〇月		愛知県建築局公共建築部公共建築課																											

環境整備工事特記仕様書				2026年10月1日改定														
章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考											
1	1節 共通事項			1	* 週休2日制工事	* 週休2日制工事実施対象工事 ※ 完全週休2日(土日)Ⅰ型 ・ 完全週休2日(土日)Ⅱ型 ・ その他	建築工事における週休2日制工事											
	1.1.1 一般事項	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 1) 愛知県財務規則 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 4) “ ” 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 5) “ ” 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 6) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 7) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 8) “ ” 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 9) “ ” 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ④ 2. ※ただし ① と ② のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 * 公共建築工事標準仕様書 1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。			* ワンデーレスポンス	* 本工事はワンデーレスポンス実施対象工事であるため、発議する協議又は承諾について請負者からの回答希望日がある場合、監督員は回答希望日までに回答するよう対応する。ただし、回答希望日までに回答が困難な場合は、請負者と工程に与える影響を打ち合わせるとともに回答予定日を請負者へ連絡する。	実施要領は愛知県建設企画課Webページから入手することができ ます。 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuyuhutuka.html											
	1.1.2 用語の定義	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(コリンス)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 * 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。 * 情報共有システムの適用要件は以下のとおりとする。 1) 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/) 2) 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokyouyu.html) 3) 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 4) 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。			1.3.10 施工中の環境保全等	* 「土壌汚染対策法」、「県民の生活環境の保全等に関する条例」、「市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例」による措置 ・ 無 ・ 有(詳細は図示による)	https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-syukuyuhutuka.html											
	1.1.3 官公署その他への届出手続等				1.3.11 発生材の処理等	* アスベスト含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること 1. 引き渡しを要するものは監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 4. PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 5. 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド(チオコール)系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。												
	1.1.4 工事実績情報システムへの登録				* 特別管理産業廃棄物	* 種類 () 処理方法 ()												
1.1.5 書面の書式及び取扱い			* 建設副産物	1. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。))、「宅地造成及び特定盛土等規制法」及びその他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。))に基づき、適正に処理する。 2. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。))に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書①、②を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 3. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書①、②の内容をコプリス・プラスに登録し、その内容について監督職員の確認を受ける。 4. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。))集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(又は㎡)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。 * 「リサイクルガイドライン」別表3に従い、分別収集を行う。 * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・ ()	コプリス・プラス https://fkplus.jacico.or.jp													
各	1.1.8 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和7年2月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)	各	* 分別収集 * 再資源化施設への搬出														
	1.1.9 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。))を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。 * 遠隔臨場の適用 ・ 発注者指定方式 ・ 受注者希望方式 ・ 適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること(施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は、省略可)。		4節 材 料	1.4.1 環境への配慮	* 「愛知県環境物品等調達方針」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kankyokatsudo/0000009402.htmlを参照。)別記2(25)に掲げられた一般資材、建設機械等の選定に当たっては、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、品目ごとの判断の基準を満足するものを使用するものとする。 1. 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 2. 本工事において愛知県内で産出された木材(愛知県内で産出された木材を使用した製材加工品を含む。以下、「県産材」という。))を使用する場合は、以下による。 * 県産材を使用する部位は、設計図書で定められた部位のほか、次のとおりとする。 ・ ・ * 使用する県産材は、愛知県産材認証機構に登録された認定事業者(以下、単に「認定事業者」という。))が「あいち認証材」として証明し、出荷したものである。 * 受注者は、工事現場に搬入した県産材が「あいち認証材」であることの確認を、出荷事業者が交付する、認定事業者登録番号等(図-1)が明記された出荷伝票等により行う。 * 受注者は、出荷伝票に記載された出荷事業者が認定業者であることの確認を、愛知県産材認証機構が運営管理するWebページ(http://www.ai-ninshoukikou.net)にて公表される認定事業者一覧により行う。 図-1 <table><tr><td>この木材は、<あいち認証材>です。</td></tr><tr><td>愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. ○-○○○</td></tr></table>	この木材は、<あいち認証材>です。	愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. ○-○○○										
この木材は、<あいち認証材>です。																		
愛知県産材認証機構認定事業者登録番号No. ○-○○○																		
1.1.14 遠隔臨場の実施			* 再生資源の利用の指定	* 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない ・</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※ () * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定				・ 指定しない ・				・ 指定しない ・		
施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定															
			・ 指定しない ・															
			・ 指定しない ・															
共	2節 工事関係図書		共															
	1.2.1 実施工程表	* 概成工期 ・ 有 (年 月 日) ※ 無																
通	1.2.4 工事の記録等	* 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課Webページ「建設技術基準等(建築)の関連様式を参照」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html) 1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 3. 成果品の提出回数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書(電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類)については、1部とする。 なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着手前 工事の着手に先だち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠べい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工程)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。 * 竣工写真 カラー 箇所	通	* 再生資源の利用の指定	* 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。 1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施 工 場 所</th><th>品 目</th><th>規 格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・ 指定しない ・</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・ 再生加熱アスファルト混合物 ・ 再生路盤材 ・ PC製品 ・ 舗装用ブロック ※ () * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。	施 工 場 所	品 目	規 格	再生原料等の指定				・ 指定しない ・				・ 指定しない ・	
	施 工 場 所	品 目		規 格	再生原料等の指定													
			・ 指定しない ・															
			・ 指定しない ・															
事	* 工事写真		事	* 再生資源の利用の報告														
				5節 施 工														
項			項	1.5.5 施工の検査等														
				7節 完成図等														
	* 竣工写真		1.7.1 完成時の提出図書															
3	3節 工事現場管理																	
	1.3.1 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特例監理技術者及び特例監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。))の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。 * 1) 施工日・施工時間 制限 ・ 有 () ・ 無 2) 施工に必要な実日数以外に見込んでいる事項 準備期間 ・ 30日 ※ () 休日(年末年始休暇及び夏期休暇)・9日 ※ () その他の作業不能日 ・ (: 日) ※ 図示による 3) 工事車両の駐車場所 場所制限 ※ 有 (駐車場所: ※ 敷地内 ・ ()) ・ 無 4) 資機材置場所 置場制限 ※ 有 (置場所: ※ 敷地内 ・ ()) ・ 無 5) その他 ()																
	1.3.5 施工条件																	
No.1a				No.1b														
				</														

2026年10月1日改定									
章	項 目	特 記 事 項	備 考	章	項 目	特 記 事 項	備 考		
1	1.7.2 完成図等	* 完成図の種類は下記とする。 1. 配置図 2. 平面図・求積図 3. 仕上表 4. 施工図 5. その他監督職員の指示するもの * 原図の作成 ・作成する ※ 作成しない サイズ ※ 設計原図と同じ ・() * 原図作成方法 ※CAD作成し紙出力 紙の種類 ※PPC用ポリエステルラシド和紙 同等品 ・トレーシングペーパー サイズ ※ 設計原図と同じ ・() CADデータ [・提出する(※ 愛知県電子納品運用ガイドラインに基づく ・監督職員との協議による) ・提出しない CAD図面の作成にあたっては国土交通省「建築CAD図面作成要領(案)」に基づいて作成する。 * 複写図作成方法 ・1.7.1完成時の提出図書3)に代える ・()		2	2節 仮設工事	* 高さが5m以上の箇所での作業を行う場合、労働安全衛生規則の各規定により使用する要求性能墜落制止用器具はフルハーネス型とし、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)によるものとする。 1,200以上 工事名 ○○センター環境整備工事 工 期 ○○年○○月○○日まで 発 注 者 愛知県建築局公共建築部公共建築課 工事監理者 ○○建築設計事務所 工事施工者 ○○建設株式会社 建 設 現 場 標 識 (例)	1,000以下		
	その他		2.2.4 足場等						
	* 光熱水費		3節 仮設物						
	* 現場代理人等		2.3.1 監督職員事務所等						
			* 監督職員事務所の備品						
			仮設						
			工事						
			2節 根切及び埋戻し						
			3.2.3 埋戻し及び盛土						
	各 章				3			3.2.5 建設発生土の処理	
* 法定外の労災保険				20	4節 間知石、コンクリート間知ブロック積				
* 事故報告				20.4.2 材 料					
* 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応				20.4.3 工 法					
				その他					
				工事					
				21	2節 屋外雨水排水				
				21.2.1 材 料					
				21.2.2 施 工					
共 通 事 項		* 工事の下請負			22	22.2.2 路床の構成及び仕上り			
				22.2.3 材 料					
	* 施工体制			22.2.4 施 工					
	* 施工体制台帳			22.2.5 試 験					
	* 施工体系図								
	* 各種調査への協力								
	* 工事コスト調査の協力								
	* 請負代金内訳書等								
	* 建設業退職金共済制度								
	* 騒音・振動対策								
項									
	* 排出ガス対策型建設機械								
	* 貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱								
	* 特定特殊自動車の燃料								
	* 契約後VE								
	* CCUSの活用								

2026年10月1日改定													
章	項 目	特 記 事 項			備 考	章	項 目	特 記 事 項			備 考		
	3節 路 盤					そ の 他 の 事 項	* 敷地境界石標	* 石標の種別 ・ A種(県マーク入) ※ B種(県マーク入)					
	22.3.2 路盤の厚さ及び仕上り	* 路盤厚さ ・() ・ 図示による					* 視覚障害者誘導ブロック	* 屋内 ※ 塩化製ビニール製 ・磁器又はせつ器質タイル ・レジンコンクリート製 ・()					
	22.3.3 材 料	* 路盤材料の種別 ※ RC-40(透水性舗装除く) ・ C-40 ・ CS-40 ・() ・ 図示による			[表22.3.1]			* 屋外 ※ 磁器又はせつ器質タイル、レジンコンクリート製 ・()					
	4節 アスファルト舗装						* 工事で使用する資材・機材 本工事に使用する資材・機材は、令和7年版国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の各標準仕様書、本特記仕様書、並びに図面で指定された品質、性能を有するもののほか、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」により評価を受けた建築材料・設備機材等(以下「評価名簿登載品」という。)とする。なお「評価名簿登載品」は、(一社)公共建築協会の「建築材料・設備器材等品質性能評価事業」の評価書の写しを提出することにより、その品質、性能を証明することができる。(評価書の「納入地区及びアフターサービス地区」に当該工事場所が含まれる場合に限る。)						
	22.4.2 舗装の構成及び仕上り	* 構成及び厚さ ※ 図示による ・() * 平坦性 ※ 通行の支障となる水たまりを生じない程度 ・()					* 特定建設資材の再資源化等 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律[(平成12年法律第104号)以下「建設リサイクル法」という。]に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、別表3の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用」等に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されたものであるため、発注者が積算上条件明示した別表の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、現場条件の変更等、受注者の責にない事項については、この限りでない。また、受注者は、特定建設資材の分別解体等・再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項に基づく報告として、監督職員に「再資源化等報告書」を提出すること。 「再資源化等報告書」はhttps://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html[建築工事事務の手引・関連様式]から入手可能。 (注)別表4については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお受注者の提示する施設と異なる場合においても、設計変更の対象としない。						
	22.4.3 材 料	* 再生アスファルトの種類 ・ 60～80 ・ 80～100 ・ 図示による			[表22.4.1]		* 別表3 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(外構・工作物等)						
	22.4.4 配合その他	* シールコート用乳剤の種別 ・ PK-1 ・ PK-2 ・ 図示による					工 程 作業内容 分別・解体等の方法						
	22.4.6 試 験	* 加熱アスファルト混合物等の種類(表層) ・ 図示による			[表22.4.5]		工 程 作業内容 分別・解体等の方法						
	5節 コンクリート舗装	* 密粒度アスファルト混合物(13) ・細粒度アスファルト混合物(13) ・密粒度アスファルト混合物(13F) ・ 図示による					工 程 作業内容 分別・解体等の方法						
	22.5.2 舗装の構成及び仕上り	* 構成及び厚さ ※図示による ・() * 歩行者用通路のコンクリート版の厚さ ※70mm ・ 図示による ・()					工 程 作業内容 分別・解体等の方法						
22	22.5.3 材 料	* 種類 ※ 普通コンクリート ・() * 設計基準強度、スランプ及び粗骨材の最大寸法 ※ 表22.5.1による ・() * 早強ポルトランドセメント ・使用する ・使用しない ・ 図示による				章	* 別表4 再資源化等をする施設の名称及び所在地						
	22.5.4 施 工	* 注入目地材 ※ 低弾性タイプ ・高弾性タイプ ・ 図示による			[表22.5.2]		廃棄物の種類 施設の名称 所 在 地						
	6節 カラー舗装	* コンクリート版の目地の種類及び間隔 ※ 表22.5.3による ・() ・ 図示による					コンクリート						
	22.6.2 舗装の構成及び仕上り	* 目地の構造 ※ 図22.5.1による ・() ・ 図示による					鉄及びコンクリートから成る建設資材						
	舗 装	* 種類 ・ 加熱系 ・ 常温系 ・ 図示による		アスファルト・コンクリート									
		* 加熱系カラー舗装 構成、厚さ ・() ・ 図示による		木材									
		表層に用いる結合材の種類 ・アスファルト混合物 ・石油樹脂系混合物 ・ 図示による											
		* 常温系カラー舗装 工法 ・ニート工法 ・塗布工法 ・ 図示による											
	22.6.3 材 料	着色部の下部 ・アスファルト舗装 ・コンクリート舗装 ・ 図示による											
	22.6.4 配合その他	* 加熱系混合物に添加する着色骨材又は自然石 ※図示による ・()											
工 事	22.6.6 試 験	* 加熱系 結合材に石油樹脂を使用する場合の顔料の添加量 ・() ・ 図示による											
	7節 透水性アスファルト舗装	* ニート工法及び塗布工法の配合その他 ・() ・ 図示による											
	22.7.2 舗装の構成及び仕上り	* アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない ・ 図示による											
	8節 ブロック系舗装												
	22.8.2 舗装の構成及び仕上り	* 舗装構成 ※ 図示による ・() 平坦ん性 ※ 著しい不陸がないこと ・()											
	事	* コンクリート平板舗装の目地材 ※ 砂 ・モルタル ・ 図示による											
		* 舗石舗装の基層、厚さ ・アスファルト混合物[厚さ50mm] ・コンクリート版[厚さ70mm] ・() ・ 図示による											
		* コンクリート平板舗装及び舗石舗装のクッション材 ※ 砂 ・空練りモルタル ・ 図示による											
		* 平坦ん性 ※ 平板等間の段差3mm以内 ・()											
	22.8.3 材 料	* コンクリート平板 種類、寸法 ・ 図示による ・() 厚さ ※ 60mm ・() ・ 図示による											
9	9節 砂利敷き	* インターロックブロックの種類、形状、寸法、表面加工等 ※図示による				章							
	22.9.2 材 料	車路 ※ 曲げ強度5.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ80mm ・() ・ 図示による											
	舗 装	歩道部 ※ 曲げ強度3.0N/mm ² の普通ブロック、厚さ60mm ・() ・ 図示による											
		* 舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・ 図示による											
		* 舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・ 図示による											
		* 舗石に用いる石材の種類、形状、寸法及び厚さ ・() ・ 図示による											
	9節 砂利敷き												
	22.9.2 材 料	* 種別 通路 ※ A種 ・B種 ・ 図示による 建物周囲その他 ・A種 ※ B種 ・ 図示による			[表22.9.1]								
	23	1節 共通事項						章					
		23.1.3 植栽地の確認等	* 土壌 水素イオン濃度試験 ・ 行う ・ 行わない 電気伝導度試験 ・ 行う ・ 行わない										
2節 植栽基盤													
23.2.2 植栽基盤一般		* 植栽基盤の整備[芝及び地被類の植栽以外] ・ 行う ・ 行わない											
植 栽		* 有効土層 整備面積 ※ 図示による ・() 厚さ ※ 表23.2.1による ・()											
		* 暗きよ、開きよ、排水層、縦穴排水等の設置 ※図示による ・()											
		* 植栽基盤整備工法の種別 樹木 ※A種 ・B種 ・C種 ・D種 ・ 図示による	[表23.2.2]										
		芝、地被類 ・A種 ※B種 ・C種 ・D種 ・ 図示による											
23.2.3 材 料		* 土壌改良材の適用 ・ 有() ・ 無() ・ 図示による											
23.2.4 工 法		* 植込み用土 ・客土 ・現場発生土の良質土 ・ 図示による											
3	3節 植 樹	* 客土の材料(1m ³ 当たり) さば土 0.84m ³ 雑物を含まない山さば土の良品				章							
	23.3.2 材 料	人工肥料 150kg 有機物(樹木の皮葉等)のものを換気発酵											
	屋 上	固形肥料 1kg 窒素、りん酸、カリ肥料を 6：4：3 の割合としたもの											
		* 土壌改良材の指定量 ・ 図示による ・()											
	23.3.3 新植の工法	* 樹木の樹種、寸法、株立数、及び刈込みものの適用並びに数量 ※ 図示による ・()											
	23.3.4 新植樹木の枯補償	* 支柱材の種類 ※ 丸太 ・竹 ・() ・ 図示による											
	23.3.5 樹木の移植	丸太の防腐処理方法 ※ 加圧式防腐処理 ・()											
	23.3.6 移植樹木の枯損処置	* 幹巻き用材料 ※ 幹巻き用テープ ・わら ・こも ・ 図示による											
4	4節 芝張、吹付けは種、地被類	* 支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・ 図示による				章							
	23.4.2 材 料	* 新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()											
	工 事	* 支柱 ・添え柱形 ・鳥居形 ・ハツ掛け形 ・布掛け形 ・ワイヤ掛け形 ・地下埋設形 ・ 図示による											
		* 移植樹木の枯損処置期間 ※ 引渡日から1年間 ・()											
	23.4.3 芝張りの工法	* 芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ノシバの類 ・() ・ 図示による											
	23.4.7 芝張等の枯補償	* 吹付けは種用種子 種類 ※ 洋芝類(23.4.2(3)(ア)による) ・() 量 ・() ・ 図示による											
	5	* 地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・ 図示による ・()											
		* 芝張り工法 平地 ※ 目地張り ・べた張り ・ 図示による											
5	5節 屋上緑化	* 芝張り、吹付けは種及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()				章							
	23.5.2 植栽基盤												
	23.5.3 材 料	* 土壌層の厚さ ・() ・ 図示による											
	23.5.4 工 法	* 排水層の種類 ・軽量骨材(層の厚さ) ・板状成品 ・ 図示による											
		* 土壌層 植込み用土の種類 ・人工軽量土 ※ 改良土 ・ 図示による											
		* 芝の種類 ※ コウライシバの類 ・ノシバの類 ・() ・ 図示による											
		* 地被類 種類、芽立数、径、単位面積当たりの株数 ・ 図示による ・()											
	23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償	* 樹木の樹種、寸法、株立数並びに刈込みものの適用及び数量 ※ 図示による ・()											
		* 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ・()											
		* 建築基準法に基づく風圧力に対応した工法 ・() ・ 図示による											
		* 支柱の設置及び形式 ※ 図示による ・()											
6	23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償	* かん水装置の設置及び種類 ※ 図示による ・()		章									
		* 新植樹木の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()											
		* 芝及び地被類の枯補償期間 ※ 引渡日から1年間 ・()											
	23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償												
	23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償												
8	23.5.5 新植樹木、芝及び地被類の枯補償			章									

グラウンド・コート工事特記仕様書

2026年10月1日改定

項目	特記事項	項目	特記事項												
1. 一般事項 1) 適用範囲	1. この特記事項以外は下記に準拠する。但し、本工事に関係しない事項は適用しない。 2) 工事請負契約書 3) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 4) " 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 5) " 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 6) " 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (令和7年版) 7) " 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (令和7年版) 8) " 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) (令和7年版) 9) " 建築物解体工事共通仕様書 (令和4年版) 10) 関係法令及び諸工事基準 11) 愛知県建築工事品質管理要領 2. 特記事項の適用優先順位 1. ◎ 2. ※ ただし ◎ と ※ のある場合は共に適用する。 3. 設計図書に関する疑義は原則として、入札執行前に質問書の提出によって確かめるものとする。 * 公共建築工事標準仕様書1.1.2「書面」の用語の意義を次に読み替えるものとする。 「書面」とは、発行年月日が記載され、記名された文書をいう。なお、記名においては、氏名を併記せず、氏又は名を記すだけでもよいものとする。 * 工事の着手、施工、完成に当たり、関係官公署その他の関係組織への必要な届出手続等を遅滞なく行う。	1) 愛知県あいくる材率先利用方針第3のAAグループ及びAグループの認定資材を優先的に使用する。 2) 指定材一覧 <table><tr><th>施工場所</th><th>品目</th><th>規格</th><th>再生原料等の指定</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない ・</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>・指定しない ・</td></tr></table> あいくる材の指定があるものについて、上記一覧以外のものを使用する場合は、監督職員の承諾を要する。 3) 指定材以外の使用に努める品目は、次のとおりとする。 ・再生加熱アスファルト混合物 ・再生路盤材 ・PC製品 ・舗装用ブロック ※() * 工事完了時にあいくる材の使用実績をリサイクルガイドライン様式8「あいくる材使用状況報告書」及び様式9「あいくる材使用実績集約表」を電子データで監督職員に提出する。 ★ 以下の資料は愛知県建設企画課のWebページから入手することができます。 ・愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱、様式 https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/recycle-guideline.html ・コプリス・プラス https://fkplus.jacic.or.jp/ ・愛知県あいくる材率先利用方針、あいくる材認定資材一覧 https://www.pref.aichi.jp/site/aicle/aicle-youryou.html	施工場所	品目	規格	再生原料等の指定				・指定しない ・				・指定しない ・	
施工場所	品目	規格	再生原料等の指定												
			・指定しない ・												
			・指定しない ・												
2) 用語の定義		12) 材料 * 材料の品質等	* 本工事に使用する資材等は、品質が規格値を満足しかつ価格が適正である場合には、県内産の優先使用に努めるものとする。 * 報告に用いる書式等は、愛知県建設企画課Webページ「建設技術基準等(建築)」の関連様式を参照。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)												
3) 官公署その他への届出手続等		13) 工事の記録等	1. 本工事は電子納品の対象工事とする。 2. 対象となる成果品の作成については、「愛知県電子納品運用ガイドライン(案)」及び「愛知県デジタル写真管理情報基準(案)」に基づくものとする。(https://www.pref.aichi.jp/site/cals/densinohin.htmlを参照。) ただし、電子納品チェックリストについては、他の書類に同様の内容を記載した場合、省略できるものとする。 情報共有システム利用時の成果品の作成及び電子納品対象物は、「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」による。なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 3. 成果品の提出部数については、電子媒体(CD-RまたはDVD-R)2部とする。 ただし、情報共有システムを利用する場合、工事関係図書(電子納品対象物として「愛知県電子納品運用ガイドライン」の指定に加えて情報共有システムで処理した工事書類)については、1部とする。 なお、監督員の指示がある場合はその指示による。 4. 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。また、検査時(中間検査、完了検査)に写真情報等の閲覧機器を準備するものとする。 5. その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、発注者、受注者協議の上、決定する。 * 工事写真の撮影時期、内容、枚数等は下記のとおりとする。 1) 着手前 工事の着手に先だち、敷地、隣地及び周辺道路、建築物、工作物等の現況を撮影する。 2) 工事中 ①黒板(白板)に所定事項を明記し、工事の進捗状況を撮影、記録すると共に、特に施工後隠ぺい又は埋設される部分は、被写体に幅広テープを添え撮影する。 記載事項: 件名(工事名)、名称(工種)、位置、工程、備考、撮影年月日 ②監督職員の指示により、適宜提出する。 ※ デジタルカメラの撮影素子の有効画素数は100万画素程度から300万画素程度を標準とする。 ※ デジタル工事写真の黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得た上で、「デジタル工事写真の黒板情報電子化について」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.htmlを参照)により行うことができる。												
4) 工事実績情報システムへの登録	* 請負代金額が500万円以上の工事は、(一財)日本建設情報総合センター(JACIC)の工事実績情報システム(コリンズ)に、工事実績情報の登録を、その内容について監督職員の確認を(JACICの様式「登録のための確認のお願い」に従って)受けた上、行う。(受注時、変更時、竣工時)また、登録後にJACICが発行する「登録内容確認書」を、監督職員へ提出する。 * 情報共有システムの適用 ※利用する ・利用しない なお、「利用しない」となっている工事において、受注者が利用を希望する場合、監督員と協議のうえ、受注者の費用負担により、利用することができる。 * 情報共有システムの適用要件は以下のとおりとする。 1) 本工事における情報共有システムは、(公財)愛知県都市整備協会が運営する「あいち建設情報共有システム」を利用すること。(https://akjs-ps.aichi-toshi.or.jp/) 2) 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県建築局発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づき利用すること。 (https://www.pref.aichi.jp/site/cals/johokyooyu.html) 3) 本システムを用いて作成及び提出等を行った工事関係図書については、システムにより電子納品することとし、別途紙に出力して提出しないものとする。 4) 成果品の提出について、CADデータは情報共有システムへ登録し、電子納品をする。また監督員の指示がある場合は、その指示による。	* 工事写真	* 竣工写真 * 完成時の提出図書												
5) 書面の書式及び取扱い															
6) 疑義に対する協議等	* 設計図書について監督職員と協議を行った結果、設計図書の訂正又は変更を行う場合の措置は、契約書の規定によるほか「愛知県建設局・都市・交通局・建築局設計変更事務取扱要領」(令和7年2月1日改正)及び「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 (https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-kijyun.html)	* 竣工写真 * 完成時の提出図書	* 竣工時 監督職員の指示する箇所を撮影する。 * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原図(施工図を除く) 1部(下記により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部												
7) 工事の一時中止に係る事項	* 工事の一時中止の場合の措置は、「愛知県建築局設計変更ガイドライン」に定めるところによる。 1) 契約約款第21条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、「工事一時中止に伴う工事現場の維持管理等に関する基本計画書」(以下「基本計画書」という。)を提出し、発注者の承諾を得るものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来高、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにする。 2) 工事を一時中止する場合は、工事の続行に備え、工事現場を保全すること。	* 竣工写真 * 完成時の提出図書	* 竣工時 監督職員の指示する箇所を撮影する。 * 工事完了前に次の図書を作成し監督職員に提出する。 1) 完成原図(施工図を除く) 1部(下記により作成する場合のみ) 2) 完成図(施工図を除く)の2つ折り製本 1部 3) 完成図(施工図を除く)及び契約図のA3版2つ折り製本(合本作成) 2部 4) 契約図の2つ折り製本 1部 5) 保全に関する資料 1部 6) 施設台帳の作成又は整備(高等学校及び特別支援学校を除く) 7) その他必要書類 1部 8) 契約図・完成図(施工図を除く)のPDFファイル(公共建築課PDFファイル作成ガイドラインによる) CD-RまたはDVD-R 2部												
8) 遠隔臨場の実施	* 遠隔臨場の適用 ・発注者指定方式 ・受注者希望方式 ・適用しない * 遠隔臨場を実施する場合、「建設現場の遠隔臨場に関する試行要領(愛知県建築局)」(https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/kenchiku-enkakurinjyo.html)に基づきあらかじめ実施計画書を作成し、監督職員の確認を受けること(施工計画書に所定の内容を明記し、監督職員が承諾した場合は、省略可)。														
9) 施工管理	* 主任技術者、監理技術者、特別監理技術者及び特別監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)の設置及びその他制度の運用については、最新版の「監理技術者制度運用マニュアル」によるものとする。														
10) 発生材の処理等	* アスベスト含有建材は、大気汚染防止法に基づき、適正に対応すること 1. 引き渡しを要するものは、監督職員の指定する場所に整理し、発生物件調書を作成し、施設管理者へ引き渡す。 2. 引き渡しを要しないものはすべて場外に搬出し、下記建設副産物の項及び関係法令等に従い適正に処理する。 3. 本工事で発生する産業廃棄物のうち愛知県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物については、愛知県産業廃棄物税が課税されるので適正に取り扱うこと。 4. PCBを使用している機器材料は、適切な容器に収めた上で引渡しを要する。撤去した機器のメーカー名・型番・製造年月日を記載したリストを作成して発注者へ提出する。 5. 次の物品はPCBの混入が疑われるため、専門の分析機関に依頼し、その有無を確認する。 昭和47年以前の建築物: ポリサルファイド系コーキング 平成元年以前の製造機器: 蛍光灯安定器、コンデンサ、リアクトル、コンデンサ用放電コイル、変圧器(絶縁油中の濃度0.5mg/kg以下のものは対象外) 上記以外においても、PCB混入の恐れがある場合は、監督職員と協議の上、確認すること。 6. PCB含有物以外で引渡しを要するもの()														
* 建設副産物	1. 土砂・廃材等の搬入・搬出については関係諸官署・団体と打ち合わせすると共に関係法令を遵守し、問題等生じないようにする。 2. 土砂・廃材等の運搬車輛の通行による道路破損等は、原形復旧とし、管理維持等一切の費用は受注者の負担とする。 3. 発生材については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下「建設リサイクル法」という。)その他関係法令の規定を遵守し「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」(以下「リサイクルガイドライン」という。)に基づき適正に処理する。 4. 事前に建設副産物情報交換システム等(以下「コプリス・プラス」と言う。)に登録及び必要事項を入力し、コプリス・プラスより出力される、「リサイクルガイドライン」に定める計画書(①、②)を監督職員に提出する。 ① 再生資源利用計画書(実施書)(様式1) ② 再生資源利用促進計画書(実施書)(様式2) 5. 工事完了時に「リサイクルガイドライン」に定める実施書(①、②)の内容をコプリス・プラスに登録し、その内容について監督職員の確認を受ける。 6. 産業廃棄物管理表(以下「マニフェスト」という。)集計表を作成し、監督職員に提出する。マニフェスト集計表は任意様式とし、交付した全てのマニフェストについて、交付年月日、交付番号、車両ナンバー、廃棄物の内訳(t又はm)、マニフェストの照合・確認日(電子マニフェストの場合は、引渡し年月日、マニフェスト番号(連絡番号)、車両ナンバー、廃棄物の内訳、運搬・処分・最終処分の終了日)が記載され、受注者の記名があるものとする。また、紙マニフェストの場合は伝票を整理して保管し、必要に応じて検査員等に提示する。														
* 分別収集 * 再資源化施設への搬出	* 「リサイクルガイドライン」別表3に従い、分別収集を行う。 * 工事に伴い発生する指定副産物のうち、次のものは再資源化施設へ搬出する。 ※ コンクリート塊 ※ アスファルトコンクリート塊 ※ 建設発生木材 ・ ()														
11) 再生資源の利用の指定	* 使用する資材は、リサイクル資材の率先利用を図るため、「愛知県あいくる材率先利用方針」を遵守し、あいくる材として認定されている資材の利用に努める。														

	設計事務所名	年度	工事名称	図面番号
	建築士登録番号		縮尺	
	建築士氏名		グラウンド・コート工事特記仕様書 1/3	
検図	製図	設計	愛知県建築局公共建築部公共建築課	
		〇年〇月		

